

第七十一回 参議院内閣委員会會議録第五号

昭和四十八年三月二十九日(木曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

三月二十八日
前任 前川 且君
上田 哲君
三月二十九日
前任 鈴木 強君
神沢 浄君
補欠選任
神沢 浄君
鈴木 強君
上田 哲君
前川 且君

出席者は左のとおり。

委員長 高田 浩選君
理事 内藤三郎君
中山 太郎君
山本茂一郎君
片岡 勝治君

委員

源田 実君
世耕 政隆君
長屋 茂君
町村 金五君
柳田桃太郎君
神沢 浄君
鈴木 強君
鈴木 力君
黒柳 明君
岩間 正男君

国務大臣

(環境庁長官) 三木 武夫君

政府委員

内閣官房副長官 山下 元利君
内閣官房内閣審議室長 亘理 彰君
兼内閣総理大臣官房審議室長 吉國 一郎君
内閣法制局長官 角田礼次郎君
内閣法制局第一部長 大西誠一郎君
防衛庁参事官 長坂 強君
防衛庁参事官 田代 一正君
防衛庁長官官房長 久保 卓也君
防衛庁防衛局長 高瀬 忠雄君
防衛施設庁長官 高松 敬治君
防衛施設庁施設部長 平井 啓一君
防衛施設庁労務部長 松崎鎮一郎君
環境庁自然保護局長 首尾木 一君
法務省民事局長 川島 一郎君
常任委員会専門員 相原 桂次君
大蔵省主計局主計官 宮下 創平君
会計検査院事務総局第二局長 柴崎 敏郎君

説明員

大蔵省主計局主計官 宮下 創平君
会計検査院事務総局第二局長 柴崎 敏郎君

本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件

○国の防衛に関する調査
(北富士演習場問題等に関する件)
(国の防衛問題に関する件)

○委員長(高田浩選君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
きのう、上田哲君、前川且君が委員を辞任され、その補欠として鈴木強君、神沢浄君が選任されました。

○委員長(高田浩選君) 先ほどの委員の異動に伴いまして、理事に一名の欠員を生じておりますので、この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(高田浩選君) 御異議ないと認めます。それでは理事に、片岡勝治君を指名いたします。(拍手)

○委員長(高田浩選君) 次に、国の防衛に関する調査を議題といたします。
これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○神沢浄君 私は、質問に入るに先立って、政府の明確な答弁をいただきやすいようにするため、私の質問の主意を先に申し上げておきたいと思ひます。

三月二十二日の参議院の予算委員会において、北富士演習場問題に関して、上田哲委員、足鹿寛

委員の質問がありました。これに対する政府の答弁はまことに不満足なものでございまして、私にはどうしても納得がいかないわけであります。したがって、私は、この際あらためて、まず第一に政府の——日本の憲法下の政治におきましては、いわゆるシビリアンコントロール、軍事優先というわけではないわけですが、その軍事政策の優先のために住民の権利が不当に押えつけられましたり、あるいは、いま日本の政治の中におきましては、国民の命や健康を公害や自然破壊等から守らなければならない環境政策というものが第一義的なものであると思うのですが、その肝心の環境政策までを犠牲にされているような、きわめてゆがんだ政府の政治姿勢、政策上の矛盾、こういうような点について政府の考え方を明らかにしていただき、同時に、反省を求めて、政策上の一つの転換を求めたい、こういうふうに考えているわけであります。

そこで、さっきに、官房長官がたいへんお忙しいんだそうでございまして、官房長官への質問から入らせていただきたいと思うのですが、北富士演習場の県有地の暫定使用協定に關しましては、二階堂内閣官房長官と田辺山梨県知事との間に四十七年八月二十八日に覚書なるものが取りかわされているわけです。そこで、まずこの覚書の点から私はお尋ねをしたいと思うのですが、けれども、長官、これは公文書ですか私文書ですか。

○国務大臣(二階堂進君) 内閣官房長官の肩書きで取りかわしておるものでございまして、公文書であると思ひます。

○神沢浄君 私も、内閣官房長官肩書きの二階堂進、山梨県知事田辺国男と、こうなっておりますから、当然これは公文書でなければならぬと思うのですけれども、そうしますと、私的立場

の立ち会ひ人が介在しているということはどういうことですか。

○國務大臣(二階堂進君) これは、そのときここに呼ばれたときも、金丸君が入っておられるのはどういふことかというところがございまして、私は、ちょうどそのとき来ておったものですから、君は出て行けと言えなかったのですから、おつたんだと、こういうことを答弁申し上げておる。これは速記録に載っております。これはどういふわけであつたか署名もいたしておりますが、山梨県の一人であるし、県民の代表だということであらうと思つております。私はそのときお尋ねがございましたが、君は出て行けと言えなかったもので、すからおつたんだと、こういうことをこの前御答弁申し上げております。

○神沢浄君 その辺の論議をしてもおもしろいと思ふのですけれども、時間をむだにしようと思ふのではないです。それから、お尋ねが、山梨県が、少なくとも政府と県との間で公的な取りきめが行なわれるというにつぎましては、他の関係の知事あたりが、利害その他のかわり合ひがあつて立ち会ひに入るといふことなら納得できますけれども、全く私的立場の人たちが二人も立ち会ひ人に介在しているといふのは、非常にこれは非常識、不自然な文書のように思えて、もうすでにこれからして、あの覚書なるものはなるほど公文書ではあるかもしれないけれども、内容的には私文書的な、いわゆる取引のおいといふものが非常に強い内容である、こういうふうな考へていふところでありまして。

そこで、これは昨年の八月三十一日に参議院の当内閣委員会で、足鹿委員の質問に対して長官が答へになつておられるわけなんです、これをちょっと私が読みまして確認をしていただきたいと思います。「先ほどお尋ねのありましたこの覚書は、私はまあおつしやうと、山梨県知事とも連絡をとつて、でき

ばきようじゅうにでも提出したいと思ひます。」、こういうところから始まりまして、「それはそうしていただきたいと思ひますが、大体内容は、山梨県知事及び県議会のほうと話をされた内容がそのままでございまして、私は県知事が持つてこられたものをそのままで承いたして、何ら意見をつけ加へることなく、私はこれを承して覚書に署名をいたしましたものでございまして、その内容は御承知のとおりでございまして、北富士演習場について三ヶ月間、山梨県の土地をアメリカ軍の演習に使用する。それから第二は、国有地の開放について引き続き努力をする。第三は、北富士演習場周辺の整備事業を進める。第四は、林野庁の補償——これはおそらく林業補償の間違ひだと思ひますが、「その他懸案事項の解決に努力する。第五は、富士保全法を制定し、富士山周辺の環境保全をはかる。こういう大

体の骨子になつておるものでございまして、この内容は、いづれも山梨県知事及び議長のほうから提出されたものの内容でございまして。私は、これに対して何ら意見も差しはさむことなく、署名をいたしましたものでございまして。」と、長官が答へませんでしたけれども、あとの質問の都合もございまして、ひとつそのことに間違ひがないかどうかお答えいただきたい。

○國務大臣(二階堂進君) この覚書を締結するまでは事務当局、特に防衛庁と山梨県側、あるいは私のほうの参事官と県の事務当局との間にいろいろこまかい打ち合せをやつて、その結果、結論として持つてこられたものがいまさつきお述べになりましたようなものでございまして、その骨子は、国は国有地の開放に努力せよといふことが第一点。第二点は、周辺整備事業の拡充と地元負担の軽減につとめなさい。第三点は、富士保全法(仮称)といふものを策定しろ、こういう三つの重要な項目でございました。私は、いささつはいろいろあつたにいたしましたが、その他のこまかいことは事務的に打ち合せて、私に主として要

望され、また持つてこられたものは、こういう三点が大体大きな骨子になつておりましたから私はそれに署名をいたしました、こういうことでござい

○神沢浄君 ところが長官、山梨県が発行しているこの山梨県民室発行の文書としてどういふうらばなものがあるんです。この中にはどう書いてあるかといふと、知事の返還申し入れに対して「内閣官房長官の申し入れ」、こう書いてありまして、その内閣官房長官からの申し入れの内容といふものを見ますと、第一に「北富士演習場を従来どおり使用したい。ただし防衛施設庁がさきに示した二十一パーセントは返還する。」第二は「富士保全法を立法するとともに、地元の民生安定のため諸施策を講ずる。」、こういう申し入れが内閣官房長官から山梨県知事の返還要求に対して逆になされた、こう書いてある。そうすると、さつきの、委員会でもって長官が答へになりまして内容は、県から持ち込んだからそれを受け入れた。ところが、この県のほうで言つては、返還要求に対して長官のほうから申し入れをしてきたと、これはどつちがどうなんですか。それで立ち会ひ人が必要といふことになるのですかね。

○國務大臣(二階堂進君) どちらが本物かと言われれば、私は内閣官房長官、政府の代表として、相手は山梨県知事との間に取かわしたものが正しいものであつて、また、これに關しての質問に對してお答えをしたものが本物だと私は考へております。山梨県の県庁のどこでそういうものをこしらえて、どういふ方がお書きになつたものかわかりませんが、少なくともこの公文書に署名したそのいきさつ、内容といふものは、この公の国会の場において説明したものがほんとうだと、かやうに了解していただきたいと思ひます。

○神沢浄君 そうでなければ困ると思ふのですけれども、しかし山梨県が、こういうものはつきりした公の文書の中であつておるということにな

りますと、これはどちらが真相であるかといふことはさだかに——その長官のおつしやることだけをそのまゝ受け入れて信用するといふわけにもこれはまいらぬのでありまして、今後の論議の展開いかんによつては、これは委員長にお願いをして

おきたいところでございましてけれども、いつかは知事と呼んだり、今度こそなるほど立ち会ひ人が初めて必要といふことになりまして、立ち会ひ人も呼んだりして、やっぱり事の真相を明らかにする必要があると思ふのです。私は、そこまでいつて初めて、なるほど立ち会ひ人を置くといふことの意味がわかりました。しかし国は、県の言うことをそのままのみ込むと、県のほうでは、実は同じ内容のものが国のほうからこれは申し入れがされた、こういうことになりまして、おそらく山梨県の県民は、知事さんの言つておることを信用して思ふのです。これは内閣官房長官がおつしやることを、議員のわれわれは、なるほどそれはさもあるうといふふうに考へられる面も出てきますけれども、山梨県の県民は、これは知事さんの言うことを信用することにきまつておりますから、そうなりますと山梨県の県民はだまされておるということになるわけでありまして、真実と違ふのだから。長官の言うことをそのまま信用するとすれば、その長官の言われる真実とは全く違ふことを山梨県の県民は信用してゐる、ということになるわけなんです。重大な問題だと思ひます。これでは国と県でまるで共謀して国民や県民をごまかしてゐる、といふこと以外の何ものでもなくなるわけでありまして。

そこで、そういう点から、ひとつこれから真相を確かめるために問題に對してまいりたいと思ふわけでありまして、そこで問題に入るために、実はいま言つておられますと、県が言つておるのが、ちやうどなの、国が言つておるのが、ちやうどなの、実際の、この、これ私どもははじめ不明で、すけれども、それとちやうど同じようなケースがいま目前に生じておるようですけれども、ついでにお伺いをしておきたいと思ふのですが、この三

月三十一日に再度延長をいたしました暫定使用協定が切れて、そしていづれにしても協定を、本協定になるのかどうなるのか知りませんけれども、この間の参議院の予算委員会においては、何か強行しても本協定を結ぶようなニュアンスを持った答弁がされておりましたが、聞くところによりますと、県のはうではまあひとつ暫定協定の延長でいいか、こう言っておるのを、国のはうがむしろ何か本協定を結べと圧力をかけておるといふようなことをそれとなく聞いております。そういう事実あります。

○鈴木強君 関連。

きのう山梨県知事が望月企画調整局長と一緒に官房長官のところに見えて会見しておりますね。まず、その会見の内容がどうであったのか、いまの神沢委員のと関連してひとつお答えをいただきたいのです。

○国務大臣(二階堂進君) ことしの三月三十一日で暫定協定の契約期限が切れるわけでございいます。政府としては、たてまえとして本協定を結びたい、結んでもらいたいということで、極力県側とも話をいたしておることは事実であります。これは国のためとしましてそういう方針で進めておることは事実であります。そのために県の知事も三回ぐらいも、二月、三月は会っております。また地元から出てこられていろいろな話もございいますし、また事務当局の間でも話をしていると私は考えております。まあいづれにしても、その期日がもう迫っているわけでございいますから、この契約を結ぶには、また先ほど申し上げましたような富士保全整備法はどうなっているのか、あるいは全体、整備事業の総括はどのくらいになるのか、あるいは補助率はどうするのか、いろいろなことがございいますから、そういう打ち合わせもずっとやってきておることは事実でございいます。そこで、期日が迫っておりますが、知事さんのほうもいろいろなことを、県の議会もいま開かれておるさなかでもあると思いますが、説明したり何かするにもちょっと時間も必要だ、した

がってまた本協定でなく暫定協定に持ち込まざるを得ないというふうな空気もあるからどうだという話、先日来たあつたわけでございいます。これらの問題をめぐって北富士演習場対策協議会会長の小林さんですか来て、いままでも話をいたしておりますが、そのことに関連して、実は夕方知事も見えました。正式の会談はいたしておりません。私もちょうど急いで、もう二、三分、立ち話で、出かけて、歩きながら話をただけであります。全く時間がなくて、また、私に予告なく急に来られたわけでございいますので、全く予定はいたしておらなかったというところで、私もきのうはざっと忙しくて、それから午後日程もありましたし、夕方の日程もありましたから、ほとんど腰かけることもなく立ち話で話をいたしました。まあ暫定協定のことに話をいたしました。

したがって、後藤田副長官とよく話をいたしました。きょうのこと、私は出でしまったのでございいます。したがって、それじゃきょう会おうというところで、立ちながら歩きながら話をいたしました。きょうお見えになるといふことを私は承知をいたしております。そういういきさつでございいます。

○鈴木強君 関連。

地元の新聞も私は拝見しておりますし、それからきょうの毎日とか五大新聞にも記事が出ておるの、やはり長官がおっしゃるように、正式の会談でなかったことはいまわかりました。何か数分間廊下で話をしたので、あとで後藤田副長官があなたにかわって知事と会っているように聞いているのです。そのいきさつは詳細に山梨の現地の新聞のトップに経過的に書いてありますけれども、きょうもまた来て会おうという話なんですけれども、こういうふうな事実はあつたんですか。あなたが廊下で立ち話をしたにしても、まあ三十一日に切れる暫定協定を、知事のはうでは、富士保全法の内容のうち、特に五条と二十条は、これについて非常に問題があるから、このままでは政府が言うような本協定はできない、こういう趣旨の回答ですね、知事は。それからあ

なたのほうでは、一カ月では長過ぎるからもう少し短かくしてくれ、具体的に後藤田副長官の段階では半月ですね、そういうふうな話も出たと聞いておるわけですね、報道されているわけですね。ですからそういう事実は、しかし事実としてあつたのでございましょう、会談であつたか、立ち話であつたかどうかは別といたしまして。そういう事実関係だけはひとつ明らかにしてもらいたいのです。

○国務大臣(二階堂進君)

先ほど申し上げましたとおり、まことに失礼でございましたが、私は立ち話をいたしました。後藤田副長官とそういうこと、まかい問題は経緯がよくわからなかったものですから話をしておいていただきた。また、けさ後藤田副長官から詳細な報告を受けておりません。ここに来る前もいろいろ忙しかつたものですから。それは当然に詳細なお話を聞いてくるべきでございしました。いまそう思います。しかし、私はそのとき承つたのは、協定文の中に、前文に知事が考えておるような民生安定云々の文句が入っていないから、あつたままでは私は承知できませんという意味の田辺知事からの話でございしました。そういうことはよく後藤田君と話をしてくれ

○鈴木強君 関連。

と、こう言つて別れたわけでございまして、それじゃきょう会おうという話でございしましたが、きょうはいいいですと、こう言つて実はきのうお別れしたとおりでございまして、なお、後藤田副長官と田辺知事との間の話し合いが地元の新聞に出ておるといふことでございしますので、私も詳細にまた聞いて、そうして、いづれまた御報告申し上げる機会があれば、ちゃんと御報告申し上げます。

○鈴木強君 関連。

それでは、いい機会ですから、私はこの際基本的な問題について若干あなたに申し上げておきたいのです。それは予算委員会のほうで防衛庁の御発言でございましたか、施設庁長官でしたか、米軍からはあの演習場を返していただいて自衛隊が使用する、いわゆる二条四項(b)の形をとることについてアメリカ側は了承しているとい

う話を聞きました。それはもう一回確認しますけれども、事実ですね。

○政府委員(高松敬治君)

アメリカ側は、その点は了承いたしております。

○鈴木強君 関連。

そうしますと、その使用転換の問題について、山梨県知事なりあるいは演習場の小林会長なりから、何らかのそういう使用転換をしてもらいたいという地元側の話があつて了解ができておるかどうか、その上でやつたのかどうか、アメリカ。

○政府委員(高松敬治君)

米軍との話はだいたい前のことでございしますが、そういう原則でいくというところについては了解がついております。それから山梨県側の問題といたしましては、施設庁としては、前の島田長官の時代、それから私の名前でも一回文書を出しておりますが、それには使用転換を前提にして協定を結びたい、こういうことをはっきり申し上げております。それから山梨県側からの使用転換についての確たる返事は、私もまだ耳にいたしておりませんけれども、これは本協定を締結されるときに同時に、どういふことになりましか、同時に解決される問題であると思ひます。

○鈴木強君 関連。

そんなばかな話がありますか。山梨県知事は全面返還、平和利用という公約を国民に、県民にして当選した知事です。ですから、そういうことはあなたもよく知っておるはずなんだね。しかるに、県側の何らの了承も得ない間に、それは独断専行じゃないか。君たちのほうでアメリカ軍とすでに早々と使用転換について了解を得るなどという話は、これは一体どういふわけだ。全く、あなたが国会の中で地元の見解を尊重するとか、粘り強い話し合いの中で円満に解決しようという、そういう美辭麗句を並べていることは、全く国会対策上の一つの詭弁じゃないですか。それは根本的に違います。その地域の住民が、いま北富士演習場についてどういふ感じを持っているかは、あなただってよくわかつているはずですよ。それを、地元の知事も、演習場とい

うのは、これはあなたによく申し上げておきますけれども、自民党サイドだけの、それと県が入ったものになってしまつて、いまでは機能を發揮してないのですよ、これは。あれは平和利用のために県民の意識を統一するという目的でつくつたのだけれども、みんな撤退してしまつて、自民党サイドと県だけが突つた演習協で、これは名前だけなんです。運営の面においては機能は麻痺しているのですよ。そういう人がこちらに来ていろいろ話をされているのだけれども、その点はひとつ、一応そういう事実だけは事実として知っておいてもらいたい。先般も新国会という無所属の議員の方々が全部撤退しているのです。それはまあ、一応の念を押すわけなんだが、少なくとも地元側の何らの意思表示もなしに、一方的にあなた方が米軍と使用転換について了解を得ておるといふことは、これは許すわけにいかぬ。それはもうひとつやり直して、それから県民の、地元の見解を聞いてからやりなさい。そんな越権行為をしちやいかぬよ。

○政府委員(高松敏治君) 少し古いことになりましたが、昭和三十六年八月に、基地問題閣僚懇談会了解事項というのがございます。この際に本演習場の使用転換方針というものが、そこで決定されているわけでございます。米軍との交渉もそのころから話があつて、そして私も今度の、特に国有地の返還問題につきまして米軍といひ折衝いたしたわけでございますけれども、その際に、米軍もこの使用転換ということには同意をしているということでございます。

○鈴木強君 これは全く答弁にならないしね。あなたの方の姿勢というものが、そういうことであるとすれば、これはたいへんな間違いですよ。少なくともその地域の住民の方々が何回も言うのは、やりたくないんですけれどもね、あそこは平和的に利用したい、それにはひとつ返してもいい、六百四条で返ってきた、そういう段階であるだけに、暫定協定についてもかなりこれは反発があるし、そういう中で、ことさらに使用転換まで

もすでに相手方と了解を得ているなどということ、は、全くもつてのはかです、これは。これは防衛庁長官もひとつ心得てもらいたい。

そこで、官房長官がどうも時間が制約されているようで、これは残念です。少しがまんして、時間をひとつ、いてくれませんか、官房長官。それで私は、あなたにもう一ぺん言っておきたいんです。去年の九月、ハワイで田中さんとニクソンが会いましたね。そのときに日米間に安保条約の運用協議会というのをつくることの了解ができて、この一月十九日にこれが設置されているのです。ここには安保条約の円滑かつ効果的運用、これを基本方針として実施する機関である。したがって、ここでは日本にある在日米軍の基地の問題を含めてどういうふうにするかといふことの話し合ひをすることになつていまして、それが、こういう場所をもう少し活用されて、そしてまた暫定協定を三十一日に無理やりにやるというふうな、そういうことだけではなくて、こういう場所において北富士演習場をほんとうに返してもらうという積極的な姿勢で臨んでもらいたいんです。これは、今度予算委員会を聞いておられます、官房長官でも、あそこに演習場のあつてはあまり好ましくないといふことを。三木環境庁長官も、願わくはないほうがいいといふことを、同じように。ないほうがいいですよ。ただ安保条約上なかなかむずかしいといふことを言っておられるわけですから、こういう機会をとらえて政府が積極的に米軍基地の縮小なり返還といふものをひとつ前向きでやっていくんだという姿勢が国民の前に出なさいかねですよ。そういうことを、せつかつこの機会をつくつて、われわれが意見を述べることもできるよになつておるにかかわらず、そういう点については、まあ第一回の会合がいつ開かれるかわかりませんが、その舞台に乗らないで、一方では使用転換などいふことをかかつて進めるような、そういう政府の態度では、これはいかぬと思ひます。これは官房長官もいらつしやるわけですから、田中内閣

の、この庶民的な宰相、そして官僚でない宰相、この人は必ず何か国民の期待に沿つてやつてくれるだろうという、そういう強い願いを持つてくれる内閣でしよう。せめて県民が、地域の住民が何を考え、どうやっていこうかといふことを十分に検討した上でないか、軽々にアクションを起こしてもらつては困ると思う。いまの防衛施設庁の長官の答弁なんというものは、これはいただけませんよ。どうですか。その点ひとつこの運用協議会といふのを十分活用し、何とか日本に富士山を返して、われらのシンボル、富士を保存するようにやるべきです。そういう点について、ひとつ官房長官と防衛庁長官からお答えをいただきたい。

○國務大臣(二階堂進君) 私も時間はがまんすることはがまんしますが、向こうのほうの予定もございまして、きょうはまああと四、五分でございまして、きょうはもうおしまふと思ひます。いまお説になりました基地の問題につきましては、これはもう私もしばしばアメリカのインガン大使を通じて二回も会つておるんですが、会つたたびに私はそのことを強く言つておるんですが、これは基地の問題が、いろいろ最近相模原の問題もそうでありまして、あるいはその他のところでも地域住民との間に好ましくない問題。いろいろな問題、トラブルが起つておることは、これは私も先生の御指摘をいただかなくても十分承知をいたしております。したがつて、こういう問題は、私はできるだけ縮小すべきものは縮小していただきたい、返すべきものは返していただきたい。そうしなければ住民や国民の間に非常な好ましくないところがあることが起つてくるのは、これはもう政治の上からいへば好ましくないことであるといふことはしばしば申し上げておるんです。したがつて、先般日米安保協議会ですか、開かれましたときに外務大臣からも、防衛庁長官も出席されておりましたが、病氣を押して出席されて、そのことを強く申し入れられました、そうし

て、できるだけ返すものは返しなさいといふことで、数カ所ですか、いろいろなものの返還がきまつて、また関東地区においては関東集約計画などが発表されました。これについてもいろいろ意見がありますけれども、そういうことで、特に都会の密集地帯における基地などについては十分考慮していただきたいといふことは、もうしばしば申し上げておるとおりでございます。また私どもも、政府の立場といたしまして、そういうことを主張すべきは大きく主張してまいるつもりでございます。ただ、この北富士演習場の問題は、先ほど施設庁長官も述べましたとおり、昭和三十六年に大体方針が一応閣議了解事項としても発表されておるわけでございますが、これは私は今回のこの使用転換のことにつきましても、先般先生もおいでになりましたが、あの忍草の婦人の方々もたくさん見えましたが、足鹿先生も御指摘になられましたとおり、住民の方々にも強い反対がある、また一部の方々は全面返還だと、こういう主張をなさる方もあることは私もよく承知をいたしております。ただ、まあ国のためといたしましては、また同じことを言うかとおしかりを受けるかもしれませんが、日米安保条約、地位協定の関係から、必要なものは提供しなければならぬと、その必要なものの一部にやはりこの富士の問題があるんだと、ところが富士山は国の象徴である、自然保護の関係からあそこを演習場とするような場所を認めてはならぬと、こうおっしゃることも、これは三木環境庁長官もそういうことはよくわかりました、私も個人的にはもう演習場があるよりないほうがいいと言つたことはございします。しかし、国の立場としては、やはり安保条約、地位協定の関係から施設は提供する義務がありますから、その義務だけは政府はその協定がある間は履行せざるを得ませんという立場は明確にいたしてきておるわけでございますが、ただ、いまおっしゃいましたとおり、私は、政府のほうは知事に対して返還の申し入れを文書でいたしておると、しかし、確たる知事からの、県民の理

解を求めてよろしいということにはなっていない
ということですが、私はこの本協定を結
んで、しかもこの目的の返還を期するならばとい
う話をする際には、少なくとも県民の代表である
知事の理解だけは得ておくことが前提である、こ
ういうふうに思っております。そのことについて
は、全力を私はあげて話をいたすつもりでござい
ます。

○国務大臣(増原憲吉) たいだいま官房長官から
お話のあったとおりでございまして、私どもとし
ては、防衛庁の立場としては、そこを演習場とし
て使わしてもらおうという立場でございまして。こ
れは御承知のように三十六年の方針決定の際にも、
二四(a)で使っておるものは、やはりなるべくなら
ば二四(b)にするほうが適当であるという大體の考
え方もそのとききまっておるわけでございまして。
そういうことで、もちろんこの北富士の問題は、山
梨県知事が私どものほうへも参られましたが、こ
れは官房長官のほうへ行かれる前でございませ
ども、全面返還を要求されたわけでございませ
ども、私どものほうでは私どもの、いま官房長官の申さ
れたような事情を述べて、全面返還ではなくてひ
とつ御了承を得たいということと話をしたのでご
ざいまして、二四(b)にするということについて
も、官房長官が申されたとおり、もとより地元知
事の了承を得てやるわけでございまして、そうし
て、そういうことが大體一般的の方針、方向とし
て政府としてもいまままで考えておるといふこ
とであると、あくまでも地元の了解を得てやる
ということでございます。

○神沢清君 官房長官がえらいお忙しいそう
から、私は重要なことを、質問をまだ用意をし
たのが残っているわけですが、一問だけ、
これだけはひとつ長官からはっきりお答えをし
ておいていただきたいと思う点をお聞きします。

いま、長官の御答弁を聞いておると、アメリカ
から返してもらおう努力はしておるのだと、こう言
われております。ところが、アメリカから返って
きたら自衛隊が使いたいということに実はこれ

はたいへんな問題があるんだと思います。私は、
まあ先ほど、県から言ってきたことをみんなうの
みにしちまったという、これはもう長官が自分で
もっておっしゃっておる。このことはたいへんな
問題のことでもって、国政の運用なんというもの
はそんな軽率なものでいいかどうかという私は非
常に大きな疑いを抱いております。しかし、まあ
おそろく賢明な長官が、そんな軽率なことを理由
なくしてやるようなことはこれはありはせぬで
しょう。なぜにそんな不自然なことであえてな
さるかというのには、いまままたその話に触れて
まいりましたように、アメリカから返してはもら
うけれども、あとを自衛隊が使いたいんだとい
うそのことを県側に押しつけるために、多少の注
文じやうのみにみんなひとつ聞いてやってもいい
んじゃないか、こういう性格と内容を持ったもの
が今回の私はあの覚書だといふふうに出ていて
わけでありまして。したがって、あの覚書を締結を
いたしましたその理由というのには、自衛隊への使
用転換というものを目的にしておるからだといふ
と考えておるんですけれども、その点を長官からひ
とつはっきりお答えを願っておきたいと思いま
す。

○国務大臣(二階堂進君) 私が地元の意見を
知事が持ってきたやつをうのみにしたと、こう
おっしゃいますが、そこまでするには、皆さんの
ほうもいろんな問題を解決するためには、何べん
も会って、話をしたり、こまかいことを詰めて
して、最後に四、五分で話をきめるときには、ま
あこれでどつちものを言わねこととして、うん
と言おうという話を詰めてやるのが往々にして
あるわけでございますから、私がこれを表明する
ときには、それはいろいろ詰めて話をしてきた結
果、事務的にいまだこまかいこともありますよ、
そういう話を全部詰めてきて、それを聞いてお
つて、そしてこのときにはこうだといふ話にな
つたので、私はここであまりこれはどうだこうだ
と蒸し返すものはないと思つたから、そのまま御
了承を得たということとございまして、何でも県が、

知事が持ってきたものを、そのままそのままと
言っていないことは、これはもういまのこの富士
保全整備法のことについても、いろいろ政府の立
場もありましてということも言っているんですか
ら、何でもかんでも知事が持ってきたものを
そんな不見識なことを官房長官がやったかとい
うようなことでございしますが、それは、そうで
ないといふことは申し上げたとおりでございま
すから、御理解をいただきたいと思ひます。

なおまた、自衛隊が使うことを前提にしてこ
ういふものをやっておるんだと、これは先日足
鹿さん何かがそういう質問を予算委員会であ
げ、そんなに——たとえば俗なことばで言うと、
あめをやつてだますんだといううなことは絶対
にございせん。また、自衛隊が使用する場
合に、全面返還になれば、そのとき地元の知事
なり、自治隊の長、あるいは県の知事さんとも話
をつけて、そして自衛隊が使用する使用しないとい
うことはきめるべきものだといふことは考えてお
ります。

○神沢清君 たいへん重要なことに触れてきた
んですが、うのみといふことばの意味なんです
が、実はあの覚書に、さつき言うように、どつち
が出したかそれはあとから明らかにすることに
しまして、話をしたというその直後、私などは、
私なりの照会や調査もいたしましたが、あの内容
の中には、あとから触れてまいりますが、あの
たとえば基地周辺整備法の関係の事業などにつ
いてはこれはべらぼうに予算が広がるわけだ
と、あるいは保全法を制定するといふことは、と
にかくこれは立法行為ですよ。そういう重大な
ことが、聞いてみたら環境庁も知らない、大蔵
省も知らない。重要な関係の省庁が知らなくて
覚書がでた上が、ちやうどつたんですから、こ
れは官房長官の手元でもつてうのみにしたとい
ふわけでも、これを得ぬのじゃないかといふ意
味で申し上げて
いるわけなんです。

そこで、それほどの不自然な非常識な取り
きめをなぜやるか。これは私は相当大きな理由
がなければ、そんなことは官房長官ともあら
れる方がなさるはずはないと思うわけ
です。私は、その理由が何であつたかとい
うことを、なるほど、たとえば九月の上旬
には二日だか三日だか田中・ニクソン会談
があつたから、それに間に合わせるように
急遽おつつけ普請をやつたといふふうなこ
とも、あるいは一つの理由が、私には、
何か重大な理由がなければ、私は、そんな
に行政の秩序までも無視したような重大な
内容を持ったような覚書を、はい、よろし
い、というふうなことで、官房長官の手元
だけで、どうもつてあつたりきめてしま
うような、こんなことはあり得ぬと思
うのです。そういう点が何としてもこれは
大きな疑問が存在するものでありますから、
それではそのようなことをなさるその大
きな理由といふのは何であつたかとい
うことを、これをやつぱり長官からは
っきり聞いておきたい、こう思
うのです。

○国務大臣(二階堂進君) いまお述べにな
りましたとおり、政府が何かこう使用転換を認
めさせるとか、あるいは自衛隊が使用する
とかがいふことを、あらかじめ考えておるよ
うな問題であれば、いままおっしゃると
おり、保全法も準備したり、あるいは整備
法も準備したりするようないふことを、ま
ずこちらのほうから考えておるといふこと
がたてまえにならないうなことは、いま
この北富士の問題で話を——私も就任直
後からございまして、話をしているうちに、いま
あはつきりしていただきたいと思ひますが、
県のほうからこういう話を、ぜひつてくれ
て、保全法もつくつてくれといふ話、それ
があとでまた保全法だけではだめだから
保全整備法を入れてくれといふ話が出て
きます。私は、小山——もとの環境庁
長官小山君であります。そのとき閣議で、
こういう話がありまして、したがって、
環境保全法といふものをつくつて、そ
して話を進めなうなやうなものと閣
議で発言をして、閣議了解を取りつた
わけでありまして、政府が前もつて考
えて、こんなものをやつて県に押し
つけたといふこ

とは全くなかったというふうに御了解をいただきたいと思うのです。最初から政府が考えて、こういうものを押しつけて何とかしてもらおうという考えであるならば、政府のほうから富士整備保全法を用意しておりますよ、あるいは地元の整備事業に対するいろいろな問題もこうしますよと言ったはずであります。そういうものがなかったという事は、むしろこの話をする間において、県の立場においては、どうしてもこういうものが必要である、あるいは東富士と比べて金額も、いままでの周辺整備に使われた金額というものは東富士の整備事業などと比べても話にならぬと、だからもつとふやせと、そういうものをぜひやってくれというのが知事を代表とする地元の強い要望であったと、こういうことを私は繰り返して明瞭に申し上げておるのであります。そういうものをひとつ何とかしていただきたい、保全法だけじゃだめだ、そうじゃなく、整備法も入れてくれとか、あるいは十カ年の総ワクの計画というものを七十億円にしてくれとかいうような話がずっとあったわけでありまして、いまもあるわけでございます。そういうものはできるだけ、あるいは補助率の問題につきましてもどうするか、かさ上げをどうするかという問題もありませんから、それは誠意をもって私は知事さんなり地元の方々の要望、市町村長の要望というものをできるだけ組み入れて、そうしてりっぱな、十分御期待に沿えるものでないにいたしても、何かそういう内容のあるものをつくりたいと、こういうことで努力をしておるわけでございます。

○神沢浄君 そうしますと、長官、簡単に一間だけお聞きしますが、あの覚書は別に使用転換を目的にしたものではないと、こうおっしゃっているわけですね。

○国務大臣(二階堂進君) そういうものを前提にしてこんなものをつくったものでないということ、るる私が申し上げておるとおりでございます。

○神沢浄君 時間がほとんど経過いたしましたのでありますから、簡単にやっていきますけれども、いづれにしましても、覚書に基づいて政府の側では努力をされてきておると、こういうことよろであります。

そこで、覚書の内容というのを見ますと、いろいろありますけれども、大きく取り上げてみると、国有地の返還に努力をする、二百十ヘクタール以上の返還に努力をする。それから周辺整備事業のワクの拡大をする。それから林産物補償その他の懸案の解決をする。それから富士保全法だか富士保全整備法か法律の制定をする。こういうところがおもな内容だと、こう思うのですが、大体その賞書条項というものの努力というものがいまだの程度になっておるのか、これをお聞きをしたいと思います。

○政府委員(山下元利君) 官房長官にかわりました御答弁させていただきます。

この暫定使用に関する覚書に基づきまして、ただいま先生御指摘の措置すべき事項につきましては、御承知のとおり、県側及び対策協議会と話し合いを続けておりますが、国有地の開放につきましましては米側から約二百十ヘクタールの返還を受けることといたしました。また、民生安定事業につきましましては、東富士演習場周辺地区との均衡を考慮しながら、県及び地元の市村等が実施する事業に対しまして必要な助成措置を行ない、また林野雑産物補償その他懸案事項については極力解決を見るように協議を進めております。なお、最後の富士保全整備法の制定につきましては明日閣議決定をいたしまして、できるだけ早く国会に提案をいたすべく予定いたしておるところでございます。

○神沢浄君 そこで、関連して聞きますが、民生安定事業と称するいわゆる基地周辺整備事業の關係について、四十七年度予算額は幾ら、それからいわゆる覚書に基づいての四十八年度予算額については幾ら、これをひとつ先にお聞きします。

○政府委員(平井啓一君) 北富士周辺で、防衛施設周辺整備法関係で障害防止あるいは民生安定、道路等の予算として、四十七年度においては二億五千八百萬というところで現在年度末に向かって執行中でございます。四十八年度の予算につきましては、予算が成立いたしました後、四十八年度の実施計画の段階におきまして細部を詰めていって内容を確定する予定にしております。

○神沢浄君 四十八年度について、実施計画の段階でと言いますけれども、幾らになっているのですか、予算額は。

○政府委員(高松敏治君) 四十八年度の北富士周辺の周辺整備費につきましては、目下山梨県側にいろいろ御希望がございまして、それをいろいろ現在着詰めておる段階でございます。まだはっきり確定はいたしておりません。四十八年度の予算といたしましては、おおむね十億前後というふうに私も考えております。

○神沢浄君 私は、大防衛庁、防衛施設庁の秘密主義というものが実に何といいますが、遺憾にたえないですね。私はこの問題を調査するため、防衛庁に対して、本年度の予算額とその事業の内容の明細等の資料を求めました。出さないですね、何と言つても。ところが、その資料はもう県へ行っていますよ。私は県のほうからもらいました。十三億何がしという。委員会でもって説明できぬのですか。予算がなくて仕事が行えません。そういう秘密主義はやめなさい。どうなんですか。

○政府委員(高松敏治君) はっきりまだ確定はいたしておりませんが、私が申し上げましたのは、補助金ベースで大体そのくらい、事業費ベースであります、それよりもっと上回る予定でございます。

○鈴木力君 関連。

いま聞いているのは大事なことから、はっきりしてもらいたいのは、県知事側のほうには示しておる。ところが神沢委員が資料要求したときには、これを示すことができないと言ったと、その

關係をまずはっきりしておきなさい。でないと、これからの審議がたいへんなんだ。どうして県には示したけれども神沢委員の要求は拒否したか、それをはっきりしてください。

○政府委員(高松敏治君) 現在、その点についていろいろ着詰めておるわけでございます。ただ、県に対するものというものもいろいろな段階がございまして、これができるとかできないとか、これを採択するとかしないとか、いろいろいままでも段階があつたわけでございます。それで、私も申し上げておきますのは、そういうことを申し上げたとすれば、それはまだそういう点で県側の話が確定しない、つまり予算としてどれだけ使うかということについての確定をしないので、確定するまで御容赦を願いたい、こういうことであると思ひます。

○鈴木力君 おかしいのです、それは。そうすると、いまの予算委員会にかけている予算書というのは、県と確定しないという予算書というのは仮の予算書ですか。一つ一つの予算の使用目的があるものの積み重ねが予算書で、いま予算委員会が審議しているのです。その部分を聞かれたものに、県との話し合いがつかないからまだ金額がわからないという答弁はどういうことなんですか。もし仮の予算書であつたら、すぐにわれわれのほうで予算委員会に連絡をして審議をやめなくちゃいけない。どっちなんですか。

○政府委員(平井啓一君) 毎年概算要求をいたしますときに、概算要求の中身につきましては一応事業ごとに積み上げをしております。しかしながら、これは予算が成立しましたあとに、補助金事業でございましてで地元側の負担の問題もありませんし、そういった点も細部的に詰めた上でなければ事業の内容が固まらないわけでございます。そこで、一応概算要求の段階で足がついたものと、実際に予算成立したあとと実施するものとの間にはおのずから相違ができてまいりますので、今回の段階におきましては、ただいままで申し上げたような答弁になっておる次第でございます。

○鈴木力君 それは私がいま北富士のことを——
具体的には神沢委員の質問ですから。ただ私は、
いまの答弁が気に食わないから関連で言っている
のですよ。それならそれで、知事にはそういう状
況で説明しているなら、それをなぜ神沢委員に説
明ができなかったかということなんです。これ
は、防衛庁はしばしばあるんですよ、そういうこ
とは。よそのほうには、折衝中に、あなたのほう
にはこれだけ差し上げますよとか何とかやって
おるけれども、しかし、正規の審議する委員会に
はそれを隠そうとする。なぜ神沢委員の要求にそ
ういふ答えができなかったのか、もう一べん言っ
てください。

○政府委員(平井啓一君) そういうお問い合わせ
がわれわれのほうにあったということにつきま
して、遺憾ながら私承知いたしておりませんの
で……。

○鈴木力君 それなら、どこで切れたか調べなさ
い。そんなこと答弁にならぬ。

○政府委員(平井啓一君) その間の事情について
は、どういふ経緯であったかはわかりませんが、
ただいま申し上げましたように、個別の事案につ
いてどうこうということは、あくまで予算が成立
したあと実施計画をつくって大蔵大臣の承認を得
た上で事案が確定するわけでございます。

○鈴木力君 委員長、もう一つ。それじゃ副長官
に。いま神沢委員が要求したことは、本人が言っ
ている事実だ。ところが、そちらのほうにはまだ
届いていない。そうすると、要求の経路をたどっ
て、どこで切れたかはつきり調べてください。

○政府委員(山下元利君) ただいま先生の御指
摘を伺っておりますに、一般論といたしまし
て……。

○鈴木力君 一般論じゃなくて、具体的なもので
答えてください。

○政府委員(山下元利君) ちょっと、じゃ御説明
だけ……。「ちょっとじゃなしに、きっちり言
なさい。」と呼ぶ者あり。現在、御承知のと
おり、本院におきまして四十八年度予算は御審議を

承っている最中でございまして、こうした予算が
きまりました上で、それで実施計画がきまるわけ
でございます。(「そんなこと聞いていない」と
呼ぶ者あり) 予算編成の過程におきまして、種々
のいろいろと積み上げていくとかそういう作業は
行なわれておりますけれども、私どももいたしま
しては、予算の審議の最中でございまして、き
まりました上、正式に実施計画をきめて御報告申
し上げたいと、このように思っておるのが先ほ
どの答弁だと思っております。(「知事にはそれ
をしゃべって、こっちはなぜしゃべらないん
だ。」つかえちゃったから、それを調べてくれ
ていうんです、どこでつかえたか。そのことを言っ
ているんだ。」と呼ぶ者あり)

○神沢浄君 最初、質問に入る前に断わってお
いたように、時間をむだにしないようにひとつ明快
な答えをしてください、よけいなことは言わぬで
もいから。

私が資料の要求をしたのは、たしか三月の八
日、政府委員室へしてあると思えます。あとで調
べてください。

それだけでなしに、大体不親切ですよ、防衛庁
は。大体、防衛施設周調整備法の何か今改正案
が出ていますでしよう。あの改正案を先にはし
て要求しておいたところが、届けてくれない
うちに議院のほうで送ってくれた。それから少
しこつちも腹立ちまじれに電話をしたたら、それじゃ
もうお送りしないでもいいですとね、こうきた。
そりゃいいですよ、もう手元に入っちゃったんだ
からね。まあ、いろいろ調べてみてください。

それから、私は四十八年度の予算を聞いたんだ
から、予算の何と聞きますか、扱いのしかたなん
というのを聞いています。それを答えてくれればい
いんです。実施計画についてはまだですと、こう
言ってくればそれで結構ですと、四十七年度にお
いては二億五千万、ところが四十八年度では十億と、
四倍ですね、四倍。しかも、われわれの聞くと
ころによると、これは

先取り予算までしておいて、大体五年間に百億と
いうんだそうです。覚書に基づくところの県との
話し合いにおいては、それではなおまだ県のはう
が不承知だということでもって、じゃ二、三十億
また乗っけよう、こういう話にまでなっている
んだそうです。聞いた話ですよ。

そこで、最初伺いたいのは、二億五千万が
どういふ理由で一べんに四倍になるんですか。周
調整備法には、整備法の定めるところの事業の対
象範囲もあるし、補助率もあるし、事業をきめる
ためにはそれなりの理由が必要だというわけ
でしょう。そうすると、いままでは富士基地周辺の
事業というのは不当に押えつけておいたとい
うんですか、今度のやつがほんとうだとすれば、そ
うでないとしたら、今度その四倍にも広がる理由
は何ですか、その辺を明らかにしてください。

○政府委員(平井啓一君) 防衛施設周調整備法で
行ないます事業に、第三条に定められております
ところの障害防止事業というのがございまして、そ
れから第四条におきましては、民生安定等のい
ゆる助成事業でございまして、いずれもこれは補助
金をもって施行していただく事業でございまし
て、地元からの申請に基づいて予算の執行が行な
われるわけでございまして、御存じのように、最
近の北富士周辺地域におきまして、演習場問題を
めぐりましていろいろと地元との関係におきまし
ても、いわばまあ不安定と申しますか、いろいろ
問題がありまして、そういう問題について十分
に地元、地方公共団体等といういろいろ話し合いを
しながら実施をしていくという面において、必ず
しも十分でなかった面があったのではなからうか
と思えます。しかし、実際に障害が起こっており
ますものを防止するといふような事業について
は、毎年度、相当今日までも実施してきておりま
す。特に四条関係の助成事業等につきましては、
ただいま申し上げたような点が一つの原因であっ
たらうと私は思います。

○神沢浄君 そういう抽象的なことを私は聞いて
いるわけじゃないのです。二億五千万がなぜ十億
になるか。十億になるには、これこれこれだけの
仕事をしなければならぬ、そうでなければ理由
にならぬじゃないですか。私のほうから理由を言
いましょうか。要するに、使用転換を実現するた
めに金の取引をしているということじゃないです
か。そうじゃないですか。そうでないとすれば、
その理由をはつきり言ってください。

○政府委員(高松敏治君) 周調整備の対策事業に
つきましては、従来からいろいろやっておりま
すけれども、予算は必ずしも十分な予算ではない。
本年度、四十八年度はかなりそれが三〇%ばか
りふえまして、約九十億ぐらいい、予算としてもふ
えた査定を受けまして、現在それを御審議願って
おるわけでございまして、そういう意味では、従来
よりもより多くの周調整備が実施できるような段階
になったということが一つ。

それからこの覚書に基づきまして、覚書にもあ
りますように、現地の山梨県側としては、東富士
に対しても非常に大きく見劣りがしている。だか
ら、それについても均等のとれるような措置
をとってもらいたいというのが強い要望でござ
いまして、それから具体的に、まあ新聞にも伝え
られておりますように、三百数十億ですか、非常
に大きな金額の御要望がございまして、それら
を検討いたしまして、われわれとして採択できるも
のを大体選んでいきまして、大体そういう、先
ほど申し上げましたような金額のものを初年度とし
て実施していく、こういうふうな考えでござい
ますけれども、まだ幾つか話の煮詰まらないものが
ございまして、それらをいま鋭意折衝している、こ
ういふ段階にあるわけでございまして……。

○神沢浄君 まあその問題一つ詰めても、これは
時間を食ってしまつてどうにもならぬものですか
ら、またあとの機会にしたいと思えますけれども、
私がその十三億何がしというものの、これは
県から入手をした内容を見ても、それ、公園
をつくるのか、何とかセンターをつくるのか、お
そらく理由にはたいへん苦しむであらうようなも
のがかなりこじつけて仕組まれておるようです。

また、どう考えたってやっぱり使用転換を、また農有地の使用を金を出して片をつけようというところのこれは一環にすぎません、われわれの判断としては。さっき私は林雑の問題についても聞いたのですけれども、林雑の補償等の懸案事項の解決についてはどうなっています。

○政府委員(高松敏治君) 林雑補償につきましては、これはもう御承知のとおり、四十二年以降が未払いになっております。これはいままでも北富士周辺の各農家の経営実態等の調査を実施するというところで、地元各入会組合間の調整をいろいろ演対協を中心に御依頼をして調整をはかっています。どうにも地元間での調整がうまくつかない、つまり御承知のような取り分についての話が一致しないということで、不本意ながら今日までこれは未払いになっているという状態でございます。それで今度は何とかこの機会にその問題も解決したいということで、これもいま鋭意話し合いを進めているところでござい

ます。まず忍草入り会組合に若干御議論があるようでございますけれども、何とかこの際、長年にわたって未払いという問題もこれもいかにがなものかと思ひます、こういう機会にひとつ解決するように努力してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○神沢浄君 わかつておるようなことをなぜ答弁できないんですかね。私が聞いておるところでは、四十二年以降もうすでに六年間にわたって林雑補償はストップしてあります。今回、県の演対協に対して国が示した案というのは、四十二、四十三、四十四の三年間については従前の調査に基づいて一括支払う、四十五年以降は調査をして支払う。しかもそれは演習場対策協議会を窓口にして入会会団体には白紙委任をさせる、こういうのだそうです。そこで、もちろん忍草あたりから異論の出るのあたりまえですよ。忍草はもう脱退して演対協の加盟員ではないのだから。加盟員でないところの入会会団体、しかも林雑補償と

といったって七五割は忍草でしょう。林雑補償問

題を解決するには忍草を除いて何の解決がありましか。そういう実情の中で、演対協の加盟員でもないところの忍草にまで演対協への白紙委任状を書かして、そしてそういう方法で支払をする。こういうことを県に対して、演対協に対して示しているじゃないですか。こういう非常識なばかげた方法が示されたものだから、私もそれを聞きまして、長官がいなかったから、たしか鶴崎次長ですか、そういう非常識なことをやってもらっちゃ困るという申し入れをしてもおきました。そういうお答えをしていただきたかったですよ、抽象的なことでなしに。まあ私がかわって説明をいたしました。これは間違いないですね。

○政府委員(平井啓一君) いわゆる演対協という組織が、御存じのように、最近北富士をめぐる積年の諸問題をこの際何とかまとめて解決しよう、また国としてもそういう組織で県と相まって問題を解決していただく、そういう姿勢でいろいろの問題に取り組んでおります。その過程におきまして、四十二年以来懸案になっております林野雑産物補償の問題についても演対協が何とかまとめる役になつていただく、そういう点につきましては私も同じ考えでございます。ただいまお話のありました白紙委任とか、そういう形でわれわれのほうとしてはお話し合いをしていただければござい

ません。

○神沢浄君 そういうことを言ってもだめですよ、ここに白紙委任状を私も手にしております。演対協に対して白紙委任をしろ、受け取るのは演対協の会長だそう。白紙委任状を全部まとめて、そして演対協の会長が今度は受け取ってきたやつをその入会会団体に分けてやる、こういう仕組みなんです。なぜこんなことをするんですか。これはかつて四十二年の十二月十五日の、当時の山上長官から田辺知事あてに、林雑補償の受給資格及び適正化についての回答書というのが出ておりますが、受給資格は入会会団体そのものであると、適正化については、四十二年まではすでに調査したもので

支払うけれども、四十三年以降というのは調査をし直してやるんだと、こういう公文書が出て、大ではありせんか。これに基づいて考えると、大体その回答書を見れば、四十三も、四十四も、四十二年まで三年間まとめて前の調査で支払うても、私はこういう措置にも問題が一つ存在すると思ひますが、支払い方について、演対協からいまだ忍草も抜けておるし、県内におきましては社会党の議員団も抜けておるし、新政会も抜けておるし、私の知る限りにおいては野党関係全部抜けているんです。残っているのはまあ自民党と、それから地元のいわば市村、ちょうど政府側からいへば、使用転換のために、基地継続使用のために、金で片がつけやすいような、金で話がつけやすいようなメンバーだけが残って、いま演対協とこう稱しているわけです。その演対協を窓口にして白紙委任状を書くと、こんな非常識なことがありせんか。これではせっかく支払おうと思つた、それじゃ支払いできません。ですから、私も鶴崎次長にそういう申し入れもしてはいたのですけれども、そのまままたストップになつておるわけでしょう。

そこで、私はずばりお聞きいたしますが、三年間支払うときめいた以上は、これはそんな演対協の窓口を通じてなどという方法ではなくて、入会会に直接支払うたらどうですか。そういうことになりません。それとも、国のほうのお声がかかり、あるところの演対協に、白紙委任状を書いた者だけに支払うけれども、ほかの者には支払わないなどという態度でやるんですか。その辺をはっきり答えておいていただきたいと思います。

○政府委員(平井啓一君) 白紙委任状がなければ、裏返せば、演対協会長でなければ払えないとか、そういう形の問題じゃなくて、先ほども御答弁いたしましたように、積年の北富士の問題をこの際、県と演対協という組織とで、しかも演対協という組織は、残念ながら忍草関係はまるいグループにすわつていただけない形ではありますが、そ

の他の入会会関係各市村、恩賜林組合、みなまいるグループにすわつて話し合いをやつていただいている組織でありますので、そういう組織でいろいろの問題をこの際解決していただく。そこで、演対協の会長がひとつあつせん役になつてこれをまとめていただくこと、ということで話し合いを進めておりました。忍草入り会組合を除くほかの入会会組合の関係につきましては、その線で進めていただくことで今日話が進みつつあるわけでありまして、忍草にもいろいろ長い間の問題がありまして、そういう趣旨で演対協の会長もこの際忍草の問題についても解決していただきたい、そういう意味でこの問題を取り運んでいるわけでありまして。

○神沢浄君 ちょっと私いまわかりかねるところがありますが、私がもし判断したようであるとすれば、これは重大なことだと思ひます。そうすると、演対協に加盟をしている団体には演対協を窓口にして支払をする、忍草はさておきまして、こういう意味ですか。

○政府委員(平井啓一君) ただいま四十二年からの林野雑産物の補償につきまして、四十二年から三カ年分については一応従来の算定方式を基礎とした形で支払いを進める、それ以降のものにつきましてはできるだけ早く実態調査を行なう、そういうことで演対協のほうとも話し合いをさせていただき、各入会会組合も御了解をいただいているわけですが、忍草に対してもこういうことで進めたいということ、忍草にはわれわれのほうから直接お話し、また演対協会長からもお話ししていただいているわけでございます。その調査等に関しまして、いろいろと忍草のほうから、この調査の内容、やり方等につきまして、こういう点がおかしいじゃないかというような御意見もいただいているわけでありまして、そういう過程を通じて忍草の問題についても解決していきたい、そういうふうに考えておるわけ

でございます。

○神沢浄君 いや、どうもその前段のよう情勢がわかつていようなことを繰り返し繰り返し私はお聞きする必要はないと思うのです。ずばりこれに答えていただければ、ずばり聞きますから。そうすると、演説協を窓口にして請求ができる団体へは支払う、あるいは忍草はあと回しにして支払うと、こういう意味ですか、どうなんですか。

○政府委員(平井啓一君) たびたび同じような答弁になって申しわけないのですが、そういうふうなことになるように、何とか全体が円満にまとまった形で過去の問題も整理し、今後の問題も一体となって進めていただこう、そういうつもりで何とかまとまってもいいと思っているわけでございます。

○神沢浄君 それは、努力はしてくださいよ、大いに。努力を大いにしてくださいよ。私の聞いておるのは、忍草はあと回しにして、演説協窓口でもって委任状——そんなものは二割五分か何割かの連中だけれども、その連中には先に支払うのかと、こう聞いているのですよ。どうします。

○政府委員(平井啓一君) 何とか忍草とお話し合いをして……。

○神沢浄君 そんなことを聞いているのではないのですよ。どうするかというのを聞いているのです。

○政府委員(平井啓一君) 他の入り合い組合と一緒に努力したいと考えております。

○神沢浄君 まあ、そんなことで時間をとっちゃって私困るので、とにかくそれでは一緒の時期に支払うと、そういうことでいいですね、一緒の時期に支払う。

○政府委員(平井啓一君) 円満に問題を解決しながら、同じ時期に支払うように努力したいと思っております。

○神沢浄君 一緒の時期に支払うというのを私は確認をして、次に移りますが、それで文句があったらあとから言ってください。文句あるのですか。

○政府委員(高松敬治君) もともとこの問題は、御承知のように、農家経営の実態調査をやるというときに非常に反対があつて、それでその実態調査に基づいての林野雑産物補償ができなくなつた。それが四十二年以来いまだ続いていると、こういうことでございまして。そこで今回は、非常に話が古くなりますので、四十二年以降三十九年については従来の形でやろうと、それからそのあとの三年間につきましては、これから農家経営実態調査を実施して、できるだけ早く問題の解決をしたいというのが問題の出発点でございます。そこで、いま同じ時期にやるかという御質問でございますけれども、できれば私どもとしては全部を一緒にしてやりたい。しかし問題は、忍草について、その林野雑産物補償についての条件が折り合いがつかどうか、その支払いの時期までに、ということが問題でございます。折り合いがつかば、それは直ちに支払うということになりまして、うし、どうしても折り合いがつかなければ、若干それが延びるということも考えられないわけではございません。しかし、われわれとしては、何とかこの問題はこの際一緒に解決をして実行していきたいというふうに考えておる、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○神沢浄君 おかしいですね。四十二、四十三、四十四については、従前の調査で支払うというんです。三十九年分については、すでにもうできておる調査で支払うというんだから。四十五年以降は、それは折り合い云々が生じてくるかもしれぬけれども、支払うには困らないですよ、二、三、四の三十九年。ただ、私が聞いておるのは、国が何か白紙委任状をそれぞれ入り合いの団体に、演説協あてに書きなさいと、そうすれば演説協の会長にその金を渡すから——これを見てください。これはひどいものだぞ、これ。本補償に関する委任事務の遂行にかかる一切の件をまかせると、こういうことになっている。何でこんなおかしいことをやるんですかね。そうやって忍草の口でも封じ

ようと、こういうんですか。それよりはかには考えられませんか。もうすでに演説協から脱退をしている忍草にまで白紙委任状を書けと。忍草の人たちはそんなだらしない人たちがいないからだけれども、金でもはしくてもうしようがないということになれば、いままでのいきさつもあるけれども、頭を下げて演説協の会長のところへ行つて、白紙委任状を書いちゃつて、お願いしますなというところを通じて忍草をもう一度押えつければ、こういふようなねらいでもなければ、こんなおかしいことをする必要はないんですよ。受給資格者は入り合いの団体なんだから、国が方針をきめたら、入り合いの団体あてに直接払えばいいじゃないですか。わかり切つていゝ簡単な道理じゃないですか。それにもかかわらず、演説協の立場を尊重して、政府側がそうやるんだと、こういうことであるならば、それじゃ演説協に加盟をしていない忍草だけは抜きにして、演説協加盟のところへだけ先に払うなどというようにすることをしますかと言つて私は聞いたわけですよ。それなら、それは一緒にの時期だということでもっていま確認をいたしましたから、その表現でもいいです。一緒にの時期に支払うということであればいいですが、そうしたら、今度また施設庁の長官が何かいちゃもんをつけたようなかつこうというわけですね。しかも、そのいちゃもんの内容というのは、折り合い云々と、こういうことなんです。私は何としてもわからぬ。四十二年以降のものがある調査に基づいて二、三、四、三十九年は払うというんだから、折り合いも何もないじゃないですか。その調査でもって払えばいいじゃないですか、忍草組合には直接に。どうなんですか。

○政府委員(平井啓一君) 四十二年以降のものにつきましては、今日までのものをどう処理するかというところで果たし演説協とお話ししております過程で、四十二年から四年までの分は従来の算定方式を基礎として支払いを進めます。それ以降のものについてはさつそく実態調査を行ないます。この二つが一緒になつてお話し合いの中身になつ

ているわけでございます。その二つの問題を合せて皆さんの御理解を得た形で進めたいということ、いま、今後の調査の問題についても忍草のはうとも話し合いを進めさせてもらつていけるわけですよ。

それから四十二年から四十四年度までの分は従来の算定方式と申しておりますが、それは、主としてそれを基礎としておりますが、しかしながら、その中には変動要素としてつかみ得るものもあるわけでございます。たとえば稲わらの単価だとか運賃等につきましてその後の変動の要素等もあるわけでございます。そういうものにつきましては、その変動した数値をできるだけ早くつかんで算定の基礎に入れる。それから今回四十五年度以降の調査の中身にもなります実態調査、これにつきましては一応その調査を待たなければなりませんので、それまでの分はそのままにしておきたいようにと、そういうことで考えているわけでございます。

○神沢浄君 ぼくは二時間という貴重な時間を約束してあるんですけれども、さっきからもうわかり切つていゝような答弁を繰り返し繰り返し、はなはだ迷惑ですね。まあいいです。だから、同じ時期に支払うということを再度確認をして、これはここでございませう。

そこで、次の問題へ移りたいんですが、その前に、大蔵省来ていますか。大蔵省に一言聞いておきたいと思つていますが、いまの林野雑産物の支払いの扱いにしてもそうだし、それから先ほどのいわれる四十七年度二億五千万が一ぺんに十億にもふくらんでしまふという、こういう問題についてもそうなんですけれども、私はこの基地、ことに北富士演習場関係についての金の使い方というのについては非常に疑点が多過ぎると思つてますよ。何か金でもって地元住民を、ないしは多少なり政府の考え方に協力しないような者を金で押えつくる、金ですべて片をつけてしまふ、そのためにはもう法律の定める限度でも何でも、こじつけてでも拡大解釈をしてやつてのける、こういう

ような傾向が非常に感じられてなりません。まあこういう問題はまたあとから――きょうは時間がないからだめですけれども、いずれあとの機会に、もう民生安定事業の内容その他等についても詳しくやりたいと思っていますが、きょうはおきますけれども。

そこで、大きな問題として、こういうような議論の中でもって幾つか指摘をいたしました。こんなものは氷山の一角です。こういうような情勢がある以上は、大蔵省もやっぱり財政上の管理の責任からしてこれは調査ぐらいしてみる必要がありますね。調査ぐらいはしてもらわなければ、これは行政というものに対する信頼がなくなつちまいますよ。どうですか。大蔵省の所見をひとつお聞きます。

○説明員（宮下創平君） お答え申し上げます。

四十八年度までの予算計上のことにつきましては、計数的な点にわたりましては省略させていただきますが、この種の経費については大蔵省が調査してはどうかという御意見でございますが、大蔵省としては会計法のたしか四十六条で監査権限を省っております。予算の執行が適正かつ効率的に行なわれているかどうかということにつきまして監査の権限を法律上与えられてございますので、必要があればそれに基づいて調査することは可能だと考えております。

○神沢浄君　まあ、いまに必要があるようにいたしますからね、ひとつ厳正にやってください。環境庁の長官がお見えにいただいたようですから、そちらのほうへ移りたいと思います。

実は、北富士問題について、長官、いままですと論議をしまりました。私はその論議を通じて特に感じますのは、この間予算委員会の際に、上田、足鹿質問の中で取り上げられましたあの覚書というのがあります。北富士の県有地を継続使用するために、国と県の間でもって取りかかわした覚書なんですが、この覚書の中の一、二の点についていま論議をかわしてみしました。そういう中から私どもがはつきり感じとれるのは、日本

の政治がいかに軍事優先に傾斜をしているかと、
 こういうことだと私は思うんです。しかも、その

目的のためにはすべて金で解決をする、こういうやり方がとられているわけであります。覺書の中のおもなる条項というのは、できもしない国有地の返還を約束しております。これはごまかしではありません。第二に、民生安定の事業のワクの拡大をする。これはなるほど、いま聞きまじたらば、昨年は二億五千万だった、ことしはそれを十億に広げる、こういうんであります。それで、いまその理由を聞いたんですが、はなはだ不得要領のうちに終わっております。これはあとから機会と時間を新たにして明らかにしていきたいと、こう思っておるわけであります。懸案の林野雑産物補償の扱いを聞きまじけれども、これまた実に政

府側の一方的な措置でもって、入り会ひ団体、いわゆる受給資格者の立場というものを無視してやっております。その無視してやっております目的も、いわば政府があつた県有地を使用の継続をしたい、やがては自衛隊への使用転換にそれを持ち込む、みたいということに照準を合わして、それに都合のいいような措置をつけているのが実態であります。こういうふうにながめてまいりますと、あの覚書というのは、これは政府が県有地の使用を継続したいがために、そしてその前途にあるもの、は、アメリカ軍の演習場のために、安保条約があるもの

るからやむを得ないというようなことを言っているかもしれませんが、その実は自衛隊が使いたいというわけなんです。これは防衛庁の長官がここにいらつしやいますけれども、それはもう防衛庁でもらつたりそうおつしやつておるんですからね。

そういたしますと、私は、この点をまず環境庁の長官に第一問伺いをいたしたいわけなんです。が、あの覚書の中に富士保全法の制定という一つの項目があるわけでありまして。私はこの点について三pointsばかり非常に大きな疑点を持っておりまして。第一点は、演習場をそのままにしておいて富士保全などということが可能であるかどうかという、この点であります。これはもう遠くて長官の

目にはうまく見えないかもしれぬですが、これは富士と戦車を取り合わされた写真であります。

○國務大臣（三木武夫君） わかります。

○神沢澤君 わかりますか。——これは演習場のために、富士の岳麓をブルドーザーがもう掘り返し、ひっかき回したあとの写真であります。こんなことをされますと、雪解け水のとときにはいわゆる鉄砲水になって周辺の地層がきわめて危険であります。これも同様であります。こういう演習場をそのままにしておいて、はたして富士保全などということができるかどうか。聞くところによりますと、保全法の地域というのは富士を中心にしまして半径二十キロだと、こういうんであります。これは環境庁からいただいた地図でありますが、その地図の中へ、私は演習場をこう入れてみたんで

半径二十でもって書いた区域であります。この区域のどまん中にこの赤い演習場が存在をするわけなんです。ここでは大口径の砲弾がうなりをあげて演習が続くわけであります。あるいは、さつき写真寫をごらんいただきましたように、ブルドーザーがもう掘り返し、ひっかき回すわけであります。戦車が音を立ててこの中を走り回るわけであります。砲弾の音のために、一方においては鳥獣保護だなんといいますが、もう鳥も小さなものもみんな逃げて行ってしまうわけであります。こう

いう実態をそのままにして、一方において、建物
を少しばかり高くしてはいけないなどという規制
をしてみましたり、車はこれ以上乗り入れてはい
けないなどという規制をその他の地域にしてみた
ところでもって、これはとうてい富士保全とは私
は言えないと思うわけであります。その点が一点
でございます。

さらには、私は、環境庁が生まれ、そして環境
庁長官というその大臣が生まれ、これはいままこ
とにほいままに大企業などをはじめ自然を破壊
し環境をぶちこわし、そういう中でもって国民の
命や健康の問題がきわめて重大な問題化をし、ま
あ人の命は地球より重いというようなことばもあ

りますが、いま日本の政治の中でもって何が第一義かという、国民の命を守るといふ環境政策、

これだろ、というふうに私自身は考えているところでありまして。にもかかわらず、その第一義的であるべきところの環境政策が、これがほんとうに演習場をなくしちゃつて、そうして富士を、露降富士の名にふさわしく、ほんとに国民の渴仰するところの、いわゆる国の象徴にふさわしいものに保全しようという法律なら、それは私なども、それこそもう手をあげて喜びます。国民のかたの皆さんもそうだろうと思います。ところが、その第一義的に人の、国民の命が尊重されなければならぬはずであるところの環境政策が、覚書を審議する中で明らかになってまいっておりますように、あそこを演習場として存置し、し

目的のために道具にゆたかなようとする。その軍事かも知覚隊の使用にゆたかなようとする。その軍事は何としても許せぬ気持ちであります。ふんまんやる方ない気持ちでございます。

この前、予算委員会の質疑応答の中でもつて、長官はこう言われました。演習場の存在などは好ましくない、こう言われました。私はある種の感銘を覚えて聞いたわけであります。それとあわして、しかし安保が存在することに於いてやむを得ない、こうも言われました。私どもは安保に反対でありますが、しかし、安保が存在するの

ら、そのために國際信義上の問題もあり、日本側の義務もある。こういうことについては、その意味においての説得性というものもあると思います。しかし、何でしょうか、自衛隊が使おうというのであります。あの覚書は自衛隊の使用転換を目的にしたものであります。そんなものに貴重な日本の国民のための環境政策というものがお先棒をかつがされる、道具にされるなどというこんなことは、私は絶対に許せぬことだと考えるわけがあります。演習場問題を抜きにして富士の保全はないということと、環境政策が軍事目的のために軍事政策の道具にされてしまうなどといういまのまま、あの法律が出てくるとすれば、これは富士

保全法でなくて北富士演習場保全法です。北富士演習場を存続させるために、その取引の代償の一条件として出すわけだから。こんなことは許せぬじゃないですか。私は、その点についてまず長官のお考えを聞きたいと、こう思うんです。

○國務大臣(三木武夫君) 私、神沢委員と同じように、でき得べくんば、演習場のないような富士山という日本の象徴的な地域ですからね、日本人のそれは演習場のないようなそういう一つの環境にすることが好ましいという考え方を持っておるわけでありまして。そういう点では、何とかこれは返還できないだろうかという防衛庁にも話をいたしたのでございますが、どうも演習するのにあれだけの広い代替地というものが容易に見つからないという点で、この問題は時間をかすよりほかにはない。そうなると、これはまあ神沢さんとわれらの立場、安保条約というもの、自民党は、政府は、これを認めておる立場でありますから、これは立場上違ひがあると思ひますが、そういう現実の上に立つて、しかも日本人の象徴的な自然環境、この富士というものの環境をどのようにして保全していくかという問題は、これはききいさっぱりとなれば、私はそれはやっぱり理想だと思ひますが、そのことができないという現実の上に立つて、できる限り環境保全にふさわしいような整備をしていくということが、せめても与えられた条件のもとにおける防衛庁の仕事であるという点で、いまそれに關係する法律案を用意いたしておるわけでございます。まあ、いろいろ御批判もあるかと思ひますけれども、そういう現実の上に、現実を踏まえて環境保全のために最善を尽くしたいというのが環境庁長官の立場でございます。

○神沢浄君 いまの長官のお答えですけれども、もしあの覚書から始まったような発想の動機と経過がなしとして考えるならば、現実的にそういう考え方というのにも一つの共感するものは出てくるかと思ひます。ところが、そうでないところに私は非常に重大な問題を感ずるんです。保全法が環境庁から、いま長官がおっしゃられるような独自の発想に始まっているんじゃないかと、さつき二階堂長官も、いろいろここでもって論議もあつて、もうすでにいられちゃったんですけれども、二階堂長官と山梨県知事との間にあの演習場を暫定的に使用するための覚書というものが取りかわされて、その覚書の中に保全法の制定というものが一項目ありまして、それが動機になつて今日の保全法提案と、こういうことになるわけなんです。これはどう考えましても、やっぱり覚書の一項目を、それを実現するための法案提出ということ以外にはこれはないと思ひます。だから、そういうことの結果は何かという点で、これは繰り返すようにたいへん恐縮ですが、やっぱり演習場を存置するための保全法だということにこれはならざるを得ないわけでありまして、そんなことを私は環境庁がさせられるというところに、これは日本の政治の大きなゆがみを感じます。そういうものが、立ち向かつていただくの、国民の命を守るための環境政策であり、私は環境庁長官ではないかと、こう思ひます。ことに三木長官の場合には、世間で言つておりますように、田中内閣の良心です。その良心を国民が失望してしまつたら何が残りますか。私は笑いごとじゃないと思ひます。国民は政治を信頼しないようにならざるを得ないでしよう。これは重大なことと思ひます。できまざるならば、ここでもって、さつき何か二階堂長官の説明では、三十日に、あしたです、ね、三十日に何か閣議でその法案をきめるんだというですけれども、まだ間に合うわけですから、ぜひひとつ勇気をふるつて、こんな法案提出は見合おせにしたいだいたいと、こう思ひます。

ついでにお聞きしておくと、この前、予算委員会の論議の中で、演習場も保全地区の中に含まれると、こう長官御説明になつておりました。そうであるとするならば、今度はこの保全法が出れば演習の規制ということが、たとえばほかの、地区の建物の規制をしたり、車の乗り入れの規制をしたり、あるいは国民の行動上の規制をしたりするような規制ができるんじゃないか。その点もひとつあわせてお尋ねをしたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) 私は、何とか返還を求めたいと思つたのは、国立公園の中に入るわけなんです。約二千ヘクタールぐらゐ入るんですか、今度は二百十ヘクタールぐらゐは返してくれたわけなんです。そういうことで、演習の規制ということではきませんけれども、工作物に対しては、これはやはり国立公園の中ですから、これは規制をいたしていくつもりでございます。しかし、演習それ自体に対して規制をしようと、そういうふうなことはできませんが、環境に対して、いま言つた施設等に対しては十分な規制を行なつていくつもりでございます。

○神沢浄君 同じことを繰り返してもしょうがないですから、やめておくんでは、私も、私が訴えたことは、ただ一国会議員の私だけの気持ちではありません。おそらく国民の大半の方たちは同様に考へておられると思ひます。環境政策までが、どうも軍事優先の演習場を存置するための道具にされてしまふなどということになつてしまふんでは、私は日本に政治が失われてしまふと思ひます。一方においてシベリアンコントラールなどということを言ふんですけれども、どこに文民統制の実体があるんでしようか。しかも、あの北富士演習場というのは、御承知のとおり、昭和十一年、十二年、十三年という当時、旧陸軍が買ひ取つたものであります。買ひ取つたと言へば表現はよいですけれども、サーベルをがちゃつかせてそうして取り上げたものなんです。問答無用の時代でした。そして今日まで、あの住民との間に長い間の確執や紛争が続いておるんです。そのためにあの周辺の住民は非常に大きな迷惑や不幸をこうむつてきておるわけです。昨年、民法の六百四条の問題が、これも長い間の戦いでしたが、やっと政府の認めるところになつて県有地が戻ることにになりました。しかし、それもわず

か一月のつかの間にまた取り上げられているわけなんです。それも最初はアメリカとの条約があるからやむを得ないということと、日本国としての義務だからというふうなことで、またやむを得ないかもしれないというふうな気持ちでもっていた向きも多からうと思ひます。しかし、いまあらわれてきているものは何でしょうか。自衛隊への使用転換であります。こういうことはばらばらあるかもしれませんが、日本の新陸軍であります。かつて軍国主義時代に旧陸軍に取り上げられた北富士演習場が返つてきたと思つたけれども、つかの間に、また日本の新しい陸軍が取り上げてしまふという、こんなことは私はしてほしくないんです。日本の将来のためにも、新しい憲法のもとに私も国民が待望する日本の政治のためにもこんなことは是非でも私はやめてもらいたくないです。そういう観点からいたしまして、最後に私は、環境庁長官の御答弁をいただいてこの問題については打ち切らうと思ひますけれども、長官、勇気を出して、あしたの閣議でがんばつていただければいいかと。

○國務大臣(三木武夫君) 神沢委員との間にいま防衛政策に対していろいろ意見の相違があるんですから、なかなか御納得のいくことはむずかしいと思ひますが、私はこういふふうに考へておるんです。

これはいろいろな動機があつたでしょうが、環境庁が環境保全に關しての提案をし、これを法案の実施に対して責任をもつていくわけですから、そういう条件のもとでやはり環境の、富士環境保全のために今後この法案というものの御審議を得て、国会で通過いたしますれば、この法案の実施に対してはもう環境保全という見地に立つてきびしい態度でこの法案というものを実施していきたい。それは、そういう必要は現にあるんです。半径二十キロというところでは、ああいふ富士山という日本の象徴的な地域ですからいろいろな公的な事業なども行なわれるし、たとえばいろいろな公共的な事業などもやらなきゃならぬものがおくれておるよう

な面もありますし、したがって、根本の点については神沢委員との間に違いがあるが、われわれに与えられておる条件のもとで富士の環境をできるだけつばな、国民のみな気持ちの中にも富士山というの特別な気持ちの中で生き続けておる地域でありますから、それにふさわしい環境の整備をやつていこう。したがって、その富士山という環境にふさわしくないような開発は認めない、ほんとうのやはり国民の気持ちの中に生きておるような富士の環境を保全するためにこの法律というものを運用していきたいというのが私の真意です。ただ、何かこの演習場を保全するために一方において環境保全のための法律案を出したという、そういうふうな、いろんな動機はあつたにしても、この法律を提案し、これを実施するときには、そういうふうな考え方でこの法律を運用することは絶対に許さない。環境の保全ということで与えられた条件のもとで、最善を尽くしたいというのが私の心境でございます。あしたは勇気を出してこれをつぶせという御提案であつたけれども、勇気を出すのは、環境保全のための勇気を出していききたいという考えでございます。

○鈴木強君 関連。

いま田中内閣の良心だと言われた三木長官のことばですけれども、たいへんな矛盾を感じるんですね。いまあなたのとおっしゃったことが、実際にいままで私たちがおたくのほうともいろいろ折衝し、聞いてまいりました中で、一つ矛盾を感じるのはいまこの点です。国立公園法によつてかぶせられない地域がいま乱開発をされている。したがって、そこに頂上から二十キロの部分をこの法律によつてかぶせるといふこと。ところがその中に演習場があります。演習場の中で、いまあなたは、建物などを建てる場合にはこれは規制できる。しかし、いまこの写真をごらんになればわかるように、米軍がそこで火炎放射機を持ってきて草木を焼き払っています。そのために火事が起きます。大砲をぶつ放す、そのために火事が起きます。富士のすそ野の自然は極端に阻害され

ているわけですね。破損されていくわけです。そういうものに対して、富士の自然を保護し、環境を整備し、保全していくというのがこの法律の精神であるとするならば、米軍がそこでむやみやたらに傍若無人な演習をするに何も手がつけられないといふことでは、あなたが言っている富士保全といふことはできないですよ。そういう大きな矛盾といふものはつきり持ちながら、ことばの上では環境保全のために政治的生命を果たすといふそのことを知りたいたいのですけれど、大きな矛盾を持ってそういうことを言われまして、私たちは、何だ、ごまかしをしているじゃないかといふふうな端端的に受けるわけですよ。だから、せんだつて梅本次官とお会いしたときにも、現地から来られた皆さんも納得できないのはそこなんです。火炎放射機はやらせない。大砲によつて火災を起こすようなことはしない。もう鳥がいなくなつたとか、要するに富士のすそ野というのは明治陛下も何回かあそこいらしやつておられますけれども、あそこには無限の野鳥が住んでいるのです。そういうものがどこかへ姿を消してしまつていふという、これを守ることこそ三木さんのいまの言われる趣旨じゃないですか。それが守れないじゃないですか。そんな矛盾撞着したことを言われましては納得できないわけですよ。もう少し正直に矛盾としてその矛盾を直すように、米軍に対してもある種の規制をするといふくらいなこと、さっきも私は申し上げたのですけれども、安保協議会があるわけですから、今後は富士の美観を損しないようにこの法律によつて規制するといふなら、これは私はある程度妙味が出てきますけれども、そうではないでしよう。私の言っているのが正論で、あなたの言っているのは、表向きは正論なんだが、裏を返せば論理の矛盾を考えながら言っていることです。どうです。

○国務大臣(三木武夫君) 私もこの演習場がないほうがいいという意見なんです。したがって、何とかこれはできないかと言つたけれども、いまは

代替地もないからこれはやはり相当時間をかけなければいけませんというので、そういう条件のもとで環境保全のために最善を尽くしたいといふこと、これは何もごまかしではないわけでございます。そういうふうな心から考えておるわけですよ。ただ大砲をぶつ放すことをとめさせるといつても、演習場ですからそれはできないけれども、しかし環境の保全といふことについては、その演習といふ目的そのものをやめろと言えども演習場の問題は片づくわけですから、それ以外に環境の保全に対しては米軍に対しても協力を求めたいと思つております。工作物ばかりでなしに、富士の環境を保全するために、できる限りの協力は米軍にも要請するつもりでおります。

○神沢清君 環境庁長官との論議はこの辺においておくことにします。まあしかし私が心から期待をしてやまぬのは、やはり富士を愛し、国民のために考えるほんとうに政治家としての良心、決意といふものは、これは人一倍に長官はお持ち合はせだろといふふうな信じているわけでありまして、まあひとつがんばつていただきたいと思つたのです。今後です。

それでは私は、次に入り会ひの問題についてお尋ねをしてみたいと思つた。この問題につきましては、当委員会におきまして、これはもう今日まで繰り返し繰り返し論議をいたしてきておるわけでありまして、私が記録を調べたところによりますと、この委員会でも昭和三十六年からもう十年越しの論議が続けられてきていて、その中で、その前に防衛庁の長官にお尋ねをしたんです。昭和三十五年の八月九日に、当時の江崎防衛庁長官から忍草区長の渡辺勇さんあてに質問に対する回答書といふのが寄せられまして、その中で、忍草部落の梨ヶ原におけるところの使用収益の入り会ひの慣行といふものを、これを認め、今後に対しても尊重していくという、こういう内容のものでした。さらに、同様のものが、二十六日には丸山何というのですか、調達庁の長

官からも再度確認をした形で出されてもおりますし、それから三十六年の九月十二日には、当時の藤枝泉介防衛庁長官から、忍草区長の天野茂美さんあてでまして、さらにその意味を強めた回答が寄せられております。それから三十九年の六月二十四日には、防衛施設庁長官の小野裕氏ですかね、施設庁長官から忍草入会組合長の天野茂美氏あてに、やはり同様の回答書が寄せられております。これは事実関係を経過的に申し上げたんですが、これはお認めになりますね。

○国務大臣(増原恵吉君) 事実関係、そのとおりであると思つた。

○神沢清君 そこで、今度は、この委員会におけるところの審議の経過ですけれども、これも歴史的に言つと、さき申し上げたように、昭和三十六年の九月の十一日に、内閣委員会において、当時の、いまはなき人ですけれども、山本伊三郎委員からかなり詳細な点に及んでの審議が行なわれております。それを皮切りにして、今日までそれこそ数回、あるいは十数回になるかもしれせんけれども、この入り会ひの問題につきましても審議が繰り返されてきておるところであります。

近くは昨年の、四十七年の四月の二十五日に、当委員会において足鹿覚委員からの質問に対しまして、島田施設庁長官が答弁をいたしております。参考までに申し上げますと、こう言つておるわけでありまして、島田施設庁長官の答弁は、「私どもとしましては、実際上の措置といたしまして、国有地、これは旧陸軍が買収した土地もございまして、調達庁が買収した土地もございまして、この土地に從來から入り会ひの慣行があつた。その旧陸軍におきまして、演習場を使用することにつきましては、特に演習場使用に支障のない限りにおいては入り会ひを認めておつたわけでございます。ただ、演習に特に支障がある場合におきましては、その入り会ひの実施をこれを排除しておつたといふことがございますけれども、それに支障のない限りにおいては入り会ひを認めておつたといふ慣行がございまして、したがっていまし

て、われわれといたしましては、この慣行はあくまで尊重していきたい。したがって、今日におきましても、演習の実施に伴いまして入り会いの阻害がある分につきましては、これに對しましては補償をいたしたわけでございますし、以下云々と、こういうような答弁がされておられるわけでありまして、同じ委員会の中でも、これは私が質問をいたしておるわけでありまして、私がこういうふうに入会権を認めておる、私が入会権問題、国側の入り会い権を認めないという根拠は、これはもう私が午前中からの論議を通じて認識するところでは、大正四年の大審院判例のみを根拠にしておるというふうに受け取れますけれども、それでよろしゅうございませうか。」と、こう聞いておるわけでありまして、これにも鳥田施設庁長官が答えておられて、「この件につきましては、今朝法務省のほうからも御答弁がございまして、大正四年の大審院判決もございまして、その後これをくつがえすだけの新しい判例が出てきておらない。したがって、この考え方はその後継続的に国としては持つておる、こういうことでございまして、私どもの固有地の入り会い権の問題につきましては、けさも申し上げましたように、大審院の判決を根拠にしておるわけでございます。」と、こう答弁をされておるわけでありまして、このようなりと、その後もしばしば行なわれているのでございまして、それに対して足鹿委員からの要求もございまして、政府の統一見解なるものを求めました。その公式統一見解に對して、当委員会では四月には現地の調査なども行ないましたが、十月段階においては参考人を、これは大学の教授三名だと思ひますけれども、招致をいたしまして、その陳述も聞いております。そのような十分な審議を経過をいたしましたので、その上に立つて、足鹿委員が十月十七日の委員会の中でもつて突如詰めた論議をいたしました末、たしか後藤田副長官だと思ひますけれども、目下におきましては、とにかく大審院の大正四年判決というものがあつて、これ

が司法の最高意思である。したがって、その司法の最高意思に行政府としては従わざるを得ないと思ひます。それと、最高意思が變つたらどうかと言つた際に、變つたらそれは當然従わざるを得ないと思ひます。この旨の答弁がされておられるわけでありまして、長官、いま司法の最高意思は變つてしまつた。去年三月の十三日に青森判決に對する最高裁の判示ははつきり出ました。国有地におけるところの入り会い権は確認されたわけでありまして、

こうなりますと、私は、忍草のその入り会い権というものは、さつき長官に認めていただきました政府からの、幾たびか確認をいたしていただきましたところのその入り会い権と、將來にわたつて補償するところのこの政府の確證、さらに當委員会に對しての審議の経過の上から積み重ねられて、最終的には司法の意思が變つればそれに當然従うというふうな経過の積み上げからしますと、いまや忍草の入り会い権というものは自動的に確定するものというふうには私は判断をいたしますが、その点をひとつお尋ねをしたいと思います。

○國務大臣(増原憲吉) この從來の事実關係として入り会い慣行を認めておるというところは、お答えをしたとおり、そのとおりでございます。そして從來この根拠として大審院の判決を根拠としておるという御説明をしたこともそのとおりでございます。新しく青森における判決が出たことも私も十分承知をしております。この關係につきましては、私が申し上げますよりも、法制局長官に説明をしてもらうことが適當であると考へますので、法制局長官から御説明をさせていただきます。かように考えます。

○政府委員(吉國一郎君) 去年三月二十二日の参議院の予算委員会でも、上田哲委員の御質問に對してお答え申し上げたわけでございますが、今回、三月十三日の最高裁の判決が出ました以上は、政府としては、その趣旨を尊重すべきことは、これは全く當然のことでございます。その当

時、答弁で申し上げましたように、先般本委員会の要求によつて防衛施設庁から提出をいたしました政府の統一見解の中で、同判決に矛盾する部分は當然修正しなければならぬということ、去年の予算委員会におきまして私の答弁においても申し上げたとおりでございまして、

ところで、この最高裁の判決におきましては、非常に長いのでございまして、その当該部分を申し上げますと、「官有地に編入された土地についても、その編入によつて、入会権が當然に消滅したものと解することはできないといふべきである。」と申しまして、そのあとで、「もつとも、その後官有地上の入会権を整理し、近代的な權利關係を樹立しようとする政策に基づいて、従前入会権を有していた村民の官有地への立入りを制限し、あるいは相當の借地料を支払つて入山を認めることとした地域があり、このような地域においては、従前の入会権が事実上消滅し、あるいはその形態を異にする權利關係に移行したものとみられるが、一方、官有地に編入されたといへ、その地上に村民の植栽、培養を伴う明確な入会慣行があるため、これが尊重され、従前の慣行がそのまま容認されていた地域もあり、このような地域においては、その後も官有地上に入会権が存続していたものと解されるのである。」というところを判決では申しておられて、すなわち官有地に編入された土地について、その編入によつて入り会い権が當然に消滅したという趣旨を判示いたしました。前の大審院の判決と異なりまして、官有地に編入された土地にはこのような二つの形態があるといふことを言つておられます。そうして、その屏風山の実態について、官民有区分別によつて入り会い権が消滅したか否かについて、事實關係を詳しく述べまして、その事實關係に立ちまゝして、結論としては、屏風山については入り会い権が存続しているという原審の判決を、判断を支持したものでございまして、このことは、個々の事案によりまして入り会い権が消滅している場合と存続している場合とがあるといふこと。それは個々

の事案について判断すべきものであるといふことを判示したものでございまして。私は先回の参議院の予算委員会における答弁におきまして、個々の事案ごとに判断すべき問題であると申し上げましたのは、まさにただいま申し上げました最高裁判決の趣旨に從つたものでございまして、

そこで、本件につきましても、私どものほうは具体的な事實關係については知悉をいたしておりませんので、この北富士演習場内における問題につきましても、その歴史的経過、現在の実態などをどう認識するかについて、關係省庁によつて十分なる事實認識をした上で判定すべき問題であるといふのが私の考え方でございます。

○神沢清君 まあ一般論として、最高裁のあの判決が出た以上、當然国有地上の入り会い権を認めるといふのは、これは総理も答弁されておるのだから、その点はいよいよいわけですね。あとは、その個々だと、こう言われるのですが、私は百歩譲つて、法制局長官が言う、その個々の場合の一つの個、一ケースとしても忍草の場合は、今日までの長いあの積み上げ審議のその経過の上からいっても、国がまた使用収益の慣行を認めて、將來にわたつて尊重するところの確約をしておるといふ政治責任の上からいっても、これは明らかに認めなければならぬ一つのケースではないですかと、自動的にこれは確認されるものではないですかと、こう聞いておられるわけですが、その点はどうですか。

○政府委員(吉國一郎君) 先般、参議院の予算委員会でも、総理から最高裁の判決を十分尊重するといふことをお答え申し上げました点は、そのとおりでございます。私がいま申し上げましたのは、從來の、大正四年の大審院判決をいふわけは、最高裁の権威あるものとして、その大審院の判決では、官有地の編入処分があつたことによつて、その官有地に編入された地域については當然に入り会い権は全部消滅している。したがって、北富士の演習場内、従来官有地に編入された歴史的経過を持つておる土地については、もう入り会い権の

有無を論ずることなく当然に消滅しているんだという前提で出発をしてあの統一見解を作成したわけでございます。今度の判決では、その官有地に編入処分によって当然に消滅したということ、そのことを引っくり返しているだけでございませう。したがって、個々の事案ごとに、北富士の中にどういう地域があるか、私はその事実関係は存じませんけれども、その地域ごとに、これがこういう歴史的な経過があって、こういうことであるというのを具体的に、この地域はこうであるということ、その上で判定すべきものだと思います。

ただいま神沢委員の御指摘のような、国会での審議のやりとりがあったことは、そのとおりでございます。いましよりけれども、それだけで直ちに入会権ありと断定することができかどうかは、私には直ちに答えはできないと思います。

○神沢浄君 まあ、時間の関係もございしますので、本来ならば、この際、法制局長官との間に少し議論を深めなければいけない、こう思っているんですが、私は率直に言って、さっきも申し上げるとおり、十年越しにこの問題については議論が積み重ねられてきておいて、昨年のごときはそのために、国会の会期中であるにもかかわらず、当委員会ではわざわざ現地の調査までも行ない、参考人呼んでまで十二分な審議というものを重ねてきているわけなんです。その結果、司法の最高意思が変わればそれに従いますというところまでいっているんです。司法の最高意思が変わったのだから、これはもう自動的にあの忍草の入り会い権というものは確定するというところでなければならぬ、こう思っております。しかし、いまだのケースに当たるといふようなことをこれから調べなければならぬ、こう言われておられるのですから、時間もありませんからあとにいたしたいと思いますが、そこで委員長、お願いですが、私はこの委員会としまして、入り会い権につきましては、もう十年越しにこの問題の解決を目ざしてやってきているわけです。したがって、

て、本日は、長官が調べなければならぬのだと、こう言っておりますから、そこでおきましますけれども、これはさらに調査の必要があれば調査をする、あるいはその現地を視察の必要があればそれもいたさなければならぬ。さらには学者等の意見をもつと聞いて深めなければならぬということにつきましても、そのようなことをも含めて、そしてひとつ今後の審議にゆだねていきたい、こう思っておりますが、その点のお取り計らいをぜひひとつ委員長にお願いをいたしておきたいと思ひます。

それから防衛庁長官にお尋ねをしておきますが、そうなりますと、私は重大な問題が一つ残ると思うわけでありませう。これから結論は出るんだと思われども、忍草をはじめ、あの北富士演習場に

関連をすることの住民の入会権の権利、私はさっきから申し上げておるうちに、当然これは自動的に確定するものだというふうに自信を持っております。しかし数歩を譲りまして、いま法制局長官が言われておるうちに、今後の結論に待つ、こういうこととしたといたしまして、あの住民の権利というものは、これは要するに有無がまだきまらないわけでありませう。私はあると思ひますけれども、数歩譲つたところでもって、あるかなにかがまだきまらないわけでありませう。これは重大な国民の権利関係であります。それをそのまゝにして、私はこの演習場の問題というのを政府がかつてにきめてしまふことはそれはできなからうと思ひます。それを待って権利関係を明らかにしなければ、演習場の問題というのは、北富士演習場の問題というものは、これは政府としてもきめてはならない。これは法理上当然その点を防衛庁長官の所見を聞いておきたいと思ひます。

言うどちらの場合に当たるといふことが問題であらうと思ひます。それで、これにつきましましては、私もいろいろ検討し、また、従来の裁判においても、政府側としていろいろ述べおることもあるわけございませうけれども、まあいづれにいたしましても、権利であるか、慣行であるかというふうな問題になります。なりませうが、ただ、その帰着を待つて、演習場についての契約なりあるいは許可なりという問題をとるといふことには……。

○神沢浄君 何ですか、重大な国民の権利関係です。それが結論がないままに、政府といえどもかつてにやるなんというわけにはいかぬじゃないですか。

○政府委員(高松敏治君) これにつきましましては、鋭意検討を加えていきまして、契約締結までにはわれわれの考え方というものをまとめてまいりたいと思ひますけれども、私も決して、従来どおり、立ち入りであるとか、補償であるとか、そういう形で実質的に問題をひとつ解決をしまひたい、そして法律的な権利であるか、慣行であるかということについては、さらにこれを煮詰めてまいりたい、さように思つておるわけでございます。

○神沢浄君 時間にはなつておりますけれども、重大なところですから、まあ、二時間余にわたつての議論の中でもって明らかにならう、とにかく防衛庁、かつてです。まあ法律でも何でも、自分の都合ではねじ曲げて拡大解釈でも何でもしてしまふ。今度のこの場合だつてもそうじゃないですか。法制局長官が、結論がつかない、まだこれからだ、こう言っているのです。私はそのこと自体だつてもかなり文句があります。私は当委員会がちよつと愚弄されているのではないかと、うぐらひに思つております。このぐらひ十年越しの議論を進めてきて、そして待つておるのは最高裁の意思決定だけ、司法の最高意思の決定だけ、こまでもうきちやつておるのだから、足鹿質問に対する後藤田答弁を見てごらんない。足鹿さん

からだめを押さえて、そうすると最高裁の判決があればそれに従ひませう、行政府としては司法の最高意思に従ふのが当然でございませう、こういふやりとりまでいっておるんです。それが、いま出たんだから従うのはあたりまえじゃないですか。私は、それをまだ調べなければだめだなどと言つておることは、当委員会をむしろ愚弄しているぐらひのものだと、こう思ふのですが、時間の関係もあるし、それから、それはまあ一応今後の審議にゆだねましよう、こうまでそれは譲歩をしておるわけでありませう。しかし、それはまだ海とも山とも、白とも黒ともきまらないのでしょ。国民の権利問題です。ところが、やることはどんどんやつてしまふのだと、こういうのでしょ。そんな態度が許されていいですか。

○政府委員(高松敏治君) この前の統一見解につきましても、官有地についての部分の見解は、先ほど来御説明申し上げておりますように、これは修正の要がある。それから二番目の民有地に編入された土地につきましても、議論というものは、私は、これはこの通りで残るんだと思ひます。それで問題は、判例にも指摘しております、事実上入り会い権が消滅している場合、あるいは形態を異にする権利関係に移行している場合と、それから従来の慣行がそのまま容認される場合、その二つの場合のどちらに当たるといふ問題になると思ひます。これについては、判決後まだ日が浅くて統一見解というところまで現在まいつておりませんけれども、しかし山梨県においては、旧陸軍が買収しました当時、すでに恩賜林管理規則というのが設けられておまして、ほかに例のないような交付金制度、あるいは部分林の設定、貸し付け契約というふうなもの、当時あつたその二千町歩の国有地に買上げた中ではあつた、そういうふうな林野の利用形態というものがずっと変わつてきております。それから、そういう点からいって、入り会い権があつたときに存続していかうかについては、やはり疑問があると思ひますし、それから民有地についてのこの解釈にあ

りますように、旧陸軍が買収した当時は、すでに一切の権利の付着しない完全な所有権を移転すると、こういう契約をとっている。そういう点からいって、私もがなお……。

○神沢清君 法律の専門家がこれから調べてきめると言っているのを、何もあなたがいろいろ言う必要はないですよ。そうでしょう。国の法律の解釈をあずかる法制局長官が、これからとにかく調査をしてきめるんだと、こう言っているのを、施設庁の長官が何もつべこべ言うことないじゃないですか。ですから、私もきょうは時間がないから、数百歩譲って、そしてこの審議は委員会の今後にゆだねましよう、こう言ってさつき委員長にもお願いをしたわけですから、施設庁の長官が自分の私見をこどもで申し述べる必要はないです。そうでしょう。法制局長官は内閣においての法律の解釈を受け持つ長官なんだ。その長官が言っているやつを、何も施設庁長官がこどもでつべこべつべこべ私見を差しはさむということはおかしいじゃないですか。やめてください。いずれにしても、もう時間も切れましたから、さつき委員長にもお願いをいたしましたように、今後のひとつ委員会としての何にお願いをいたします。

○政府委員(吉岡一郎君) 昨年の八月二十二日付で防衛施設庁から内閣委員会要求資料としてこちらに提出をいたしましたいわゆる統一見解、これは御存じだと思いますが、この中に二つ項目がございまして、一つは「官有に編入された土地について」云々、それから第二には、「民有に編入された土地で、その後国が買収したもの」という二つを大きく分けて説明をしております。私が先ほど申し上げました大審院判決から最高裁判決に変わって云々というのは、この第一項の問題でございまして、念のためその点申し上げておきます。

○岩間正男君 関連。
この問題につきまして反論をしたわけですね。反論があるなら出しなさいよ。そうして討論し

て、その結論が出ないうちはこのような強制執行はまかりならぬというの当然だ。これは委員会の意思ですよ。ところが、あなたたちは、その見解がまともでないのだと言っている。これに反論を加えてくる。こういうやり方は、これは当委員会の運営というものを愚弄しているのですよ。はっきりすることは、これは国務大臣答弁しなさいよ。国務大臣としての責任において言いなさい。いまだにかく結論が出ないのではありません。結論が出ないうちに強制できないだらう。これは常識でしう。民主主義の常識だ。そういう立場に立つて反論があるなら出せばいいんだ。はっきり出しなさい、統一見解を早くきめて。出しもしないで、おつて、そんないまいのような小出しの答弁をやっている。反論したって話にならぬ。見解を出したらいいでしょう。そうしてここで討論して、いままでの行きがかりからいけば、当委員会は重点的にこの問題をやってきているのだから、当委員会の意思をじゅうりんしてあなたたちは強行する気ですか。そういうことはできないだらう。それだから、少なくともこの結論が明確になるまではできないという、そういう言明をはっきりこれは国務大臣はしておく必要がある。増原長官に答弁を求めます。

○国務大臣(増原憲吉君) いま施設庁長官から申し上げましたのは、やはり法律問題としてはいざしろうとでございまして、法制局長官が申しましたように、統一見解としての具体的なこの問題を早く取りきめてもらおうということにいたすつもりでございまして。

○岩間正男君 それがきまるまでは何もできないでしょう。そうしてここで、当委員会で議論しなければならぬ。当委員会で議論しなければ、当委員会はそれをやらなかつたら、何のためにいままであれだけの努力をしたかということになる。そうでしょう。したがって、ここに出して、それについても十二分にやはり討論をして、国民の前に明らかにするというのは少なくとも

もわれわれの任務なんだ。この国会の審議権をじゅうりんして、あなたたちは一方的に強行することはできない。これははっきり明確に、その点は国務大臣として明らかにしておいてください。
○国務大臣(増原憲吉君) 法律問題としてのあれを申し上げたのであります。いま協定を結ぶ、あるいは暫定協定をもう一ぺん結ぶようなことになるかもしれないが、その問題については話し合いを、入りの慣行というものに基づいた形の話し合いをしておるわけでございますから、これは何といひますか、強行するとか何とかという性質のもではございませんで、暫定協定なり本協定を結ぶという形のこと、これはやらせていただくようにしたいと思います。

○委員長(高田浩運君) ちょっと速記とめてください。
〔速記中止〕
○委員長(高田浩運君) 速記を起して。
先ほど神沢委員から委員長に対して御要望のありました件につきましては、後列理事会において打ち合わせをいたしたいと思ひます。
本調査に対する午前中の質疑はこの程度にとどめ、午後二時に再開することとし、休憩をいたします。

午後一時十二分休憩

午後二時七分開会

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き、国の防衛に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○黒柳明君 聞くところによりますと、四十九年度の業務計画、その検討指示をされたやに聞いているわけですが、どのような構想を持っておられるのか、内容的にも、もし御発表いただければと思うんですが、あつたらお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(久保卓也君) 通常、四十九年度の業務計画の長官指示といひますものは、四月から五月にかけて出すことにしております。今回は幾らか早目に四月上旬、中旬ぐらいには出したと思っておりますが、現在私どものところで検討を進めておりました。まだ結果は私のところへ上がっておりませんが、考え方としては、大筋のものは四次防でございまして、主要な事業計画というものは格別出てまいりません。しかしながら、そういったいわば正面兵力と申しますか、主要な装備についてはございまして、できるだけ着実な、そして内容を充実する、また後方部門の整備といったようなところに重点を置く、そしてまた本年度も二法案で増員をお願いする予定になつておりますけれども、最近の募集事情の非常に窮乏な情勢も反映いたしまして、増員はできるだけ極力落としてまいりたいというふうな構想で考えております。いましばらくいたしますと、もう少し具体化されると思ひます。

○黒柳明君 長官、省力化構想というのがあるというところで、いまでもこれは充足率については前からいわれていることですけれども、それに伴つての問題、あるいはこれからの四次防、あるいは国会における防衛二法の審議に伴つての増員計画、これが二年間ストップになつておるわけですが、その省力化というのは、いまの時点においてどんなことをお考えになつておられるのか、これもまたお聞かせいただければ面があつたらお願いしたいと思ひますが。

○国務大臣(増原憲吉君) 四次防では、いまちよつと防衛局長も触れましたが、増員の困難性というものを私どももいざは深刻に受けとめまして、仰せの省力化については、管理部門や補給、整備部門の整理統合によるもの及び業務の機械化、自動化、それから雑務的なもの——にも限りませんが、部外への外注委託等によることのできるもののほか、装備品についても、火炮の自走

化、そして護衛艦がだんだんもう更新をされる時期になってまいりましたので、護衛艦の更新に際しては、操縦系統の集中化などによる省力につとめていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○黒柳明君 海軍ではもうそういう省力化委員会なるものが発足して、相当人員の合理化というものが進んでいるわけですか。

○政府委員(久保卓也君) これは海、空もそうでありまして、特に陸は、定員が昔から十八万という目標計画を立てておまして、将来もそれが変わらないという観点からいまして、陸の系統が一番進んでおります。そこで、いま長官が申されたわけでありまして、二、三例を申し上げてみますと、たとえてみますと、陸上自衛隊の施設関係の部隊で、いま施設群と、それから建設群というものは、野整備隊本部というものがございまして、そういうものをたとえ施設団に統合するという事で司令部要員を相当数浮かす。あるいは施設部隊の器材を相当数導入することになったしております。これは今回の四次防の一つの特徴であります。その反面、器材によって施設能力というものがだいぶ向上いたしますので人員を省ける面が出てまいります。それから今度の四次防の中でも出てまいりますけれども、火砲の自走化、つまり自分で引っぱっていく、自分で動いていくようにするわけであります。そういう自走化によりまして要員が若干減つてまいります。たとえば一〇五ミリのりゅう弾砲というのは、従来は牽引式でありましたが、その場合には十人の要員が要つたのが、それを六人に減らしていくというふうなことがございます。それから外注というのをいま言われましたが、武器、施設、通信、需品、その他、部分的に整備などについて外注を行なつてまいりたい。

それから海上自衛隊についてもお触れになりましたので、若干例を申してみますと、たとえば艦艇でいいますと、機関室の機関関係を自動化していく、あるいは集中制御をするというふうなことで機関関係の要員を減らしてまいるといふようなこと、それから潜水艦なんかで見ますと、潜航操縦装置というのがあります。これを自動化し、かつ集中化していくというふうなことで、それからやはり同じ艦艇の中の操縦関係、監視装置の関係、こういったものの自動化というふうなことをはかっています。艦艇における自動化の推進による要員の節減というのは、世界的な傾向として各国も努力しておるところであります。われわれもそういう方向でできるだけ省力化を進めてまいりたい、こういうふうに思っております。

○黒柳明君 これはますますこれから新規の採用なんか不可能だろうと、六十年まではちょっと見通しがないと、充足率も横ばい、ないしは低下になるではなからうかと、こういう面もありません。先ほど私が指摘したような増員の面もあるでしょうし、今後の情勢を踏まえての、いまおっしゃったような人手を省くと、省けない面というふうなものはどういう面なんですか。省ける面と省けない面というのはい。

○政府委員(久保卓也君) 一般的に申し上げますと、機械を使つておる分については、これは省ける面が――これは機械の設計その他によつて違つてまいりますけれども、そういう点がある。それからもう一つは後方関係。それと、特にこれは外国でも問題になっておるが、いわゆる雑務と申します。たとえば営内で掃除をする、それから厨房――食事の関係を、あるいは警備関係をするといったような、あるいは後方関係、いわば、雑務といったことはよろしくありませんけれども、そういう部門の面は、これは相当省けるのではなからうか。ところが一般の、特に陸なんかに省力化が非常にむずかしいのは、普通科の部隊ですと、人そのものが言うならば装備といふますから、戦力といふますか、そういうものに当たりますから、この点はなかなかむずかしい。それから航空機にいたしましても、現在のところ、一機当たりパイロットのほか整備要員その他が非

常に厳密に計算されて、一機ふえれば何人つくというふうになっておりますけれども、従来からこの点はぎりぎりにはばられておりますので、この点の節約というのにはなかなかむずかしいというふうなことであらうと思ひます。

○黒柳明君 そこで、私疑問に思ひますのは、陸、海、空の定員充足率、これは絶対数字として出ているのですが、たとえばその歩兵なら歩兵、この充足率、これはもう一番低いやに聞いております。七〇%台であらうと、あるいはぎりぎりであるやうと、そういうものについては、もうすでにある意味においては人員不足、省力化する余地がない。これと反面、今度は三次防の時点考えでも、やっぱり定員だけの武器はあるんじゃないでしょうか。まず一つの歩兵部隊について考えましょう。どうでしょう、この点。

○政府委員(久保卓也君) 歩兵は、われわれ普通科の部隊と申しておりますが、普通科の部隊は全部持つております。のみならず、いまちょっと私の記憶にありませんが、戦車を除いてはこれは火砲などは米軍から供与を受けたものがたいぶありますので、後に新しいものを、たとえば対空火器などを整備してまいりますと、若干ずつ余裕が出てくる。一部以前返したのもありますけれども、それを除いては、十八万定数というのを見合ふだけの装備は持つております。ただし、たとえば小銃でありますとか、機関銃でありますとか、数は定数どおり、あるいはそれをこえて持つておりますけれども、新しいものに切りかえておるわけでありまして、その新しいもので定数どおりにはまだ至つてはおりません。

○黒柳明君 まあ、新旧いまだ交代する時期ですから、現実が百三十千四百四十だ。訓練についても非常にそれなりの訓練法をやっている。これはいいと思うのです。充足率がないのですから、ところが、それに見合つての鉄砲、小銃、これは二百数十人分ある、こういうことですね。そうする

と、いま現在、各部隊によつて、普通科部隊によつて、その充足率若干違ふと思ひますけれども、全体的に見ますと、相当この小銃が余つてゐる。これは間違ひありません。その余つてゐる数、どのくらいあるのですか。

○政府委員(久保卓也君) 小銃で見ますと、定数が、現在十八万体制の中で小銃が十六万五千ばかりが定数になっておりますけれども、そこで余つておりましたのが、これは四十七年度末でありまして約七万丁分あります。ただし、このうち予備自衛官の分がありますので、それを差つ引きますとさらにその半分ぐらゐが一応余つてゐる。ただし、もちろんこれは米軍のものが現在で十一万ばかりありますので、その分を含めての話であります。

○黒柳明君 七万、予備自衛官がいらつしやる、しかし予備自衛官の義務である定期的な訓練にも昨年二割、あるいはそれ以上出てこない、こういうことであらうです。それで現場に行きますとこういうことを言うのです。余つてゐるからおつぽつておくわけにいかないというわけですね。これは当然でしょうね。整備しなければならぬから、油を塗らなければならぬ。そうすると、どうしてもいまいる人がそれをやるわけです。十六万の七万、一人で二丁と考えるとこれは簡単なことですよ。だけれど、数の上でいきますと、いわゆるヘビーなスケジュールの中で自分のものじゃないのを一生懸命やばりめんどうを見なければならぬという必然性が生まれてくるというのです。こまかい問題みたいですが、私はいま普通科連隊だけとつたわけですが、それからいま鉄砲のことだけでなく、普通科連隊のことではなくて、それじゃ全体的な武器の中、兵器の中で、そういう余りという数字つかんでいらつしやるのはどのくらいあるんですか。

○政府委員(久保卓也君) 定数とそれから現在の保有数で見ますと、差し引きがちょっとここに余つておられますが、たとえば機関銃で見ますと約四百丁、それから小銃擲弾器で約二千、それか

ま現在すらもそういう武器の、極端に言うくと、むだづかい、余っている。そんなものは使わないほうがいいんです、実戦には。だけれども、訓練し

くならないものですから、したがって、その間新しい装備を国産で補充をしていくということになりますと、前の米側の供与品が残っておりま

です。いざとなったときとる人がなければ、つくっておいでもしょうがないじゃないかということなんです。まして予備自衛官だって、私、申

すけれども、どうです、長官。
○国務大臣(増原恵吉君) 局長が答えましたように、基本的な観念で、仰せのとおり、いま一番願

著なのは小銃だと思ひますが、大体これは米軍から供与を受けたというふうな形で定数たつぷり持つておる。若干ずついま新しい国産で補つておるという形だといへん目立つわけですが、しかし、これは省力化ということを一方向においては進め、同時に部隊整備としても十分その点は見直しをしていく。ただ、定員というものはもう充足できないうちにきまつておるんだという黒柳委員の御前提は、私もいまいへんむずかしい時期であるといふことは重々承知をしておりますけれども、定数を合理化するとともに、やはり必要な定数は確保するようにいろいろ手段を講じていくということでもまいりたいと思ひますし、そしてまたこの何かが望ましいことでは決してありませんけれども、いわゆる有事という際における緊急補充ということはある程度のものであつて得ると思ひますので、そういう点をやはりある程度考えた上で、基本的にはいま御指摘になつたようなことではあるから考へてまいります。

○黒柳明君 たとえば、こまかいことですけれども、局長ですね、重機関銃、あれは整備するのどのくらいかかりますか、時間的に。

○政府委員(久保卓也君) 残念ながら、私は存じておりません。

○黒柳明君 いま機関銃が四百丁とおつしやいましたね。数は多いですよ、人手は、ただ自分の分は担は一人なんです。これ五人つのは一人なんです。人のものまで、遊んでゐるものまで銃器の手入れするなんていうことは、いまの若い人は考へないんですよ、そんなものは。これはやっぱり義務でしょう、責任でしょう。まあ変なことを言へば、そのために給料をもらつてゐるんですからね。もつてゐるんですから、変なことを言へば、それは義務でしょう。だけど、遊んでゐて自分で関係のないもので手入れさせるとなると、いまの若者おこりますよ、これは。おまえたちは国土を守るために志願したんだらうと、そのためにきつとしたサービスも待遇もしてゐるん

だらうと、いくら言つたつて、自分の守備範囲ならいいですよ。が、何やつてんだ、そんな遊ばしで、なんということがあるといふこともひとつよく考へてゐるんで、それで、いま私の言つた意見ね、頭に入れていただいて、いまこの構想化とともに、兵器というものは、当然定員の十八万だけ鉄砲を充足しておきやいいんだ、機関銃を持つておきやいいんだという考へが、現場に行きますと、手入れ一つとただだけでも不満が非常にあるといふことも、これはもうこまかいことで申しわけないですが、私は現に耳に入れたこともないから御忠告しておきたいと思ひます。

そこで、先ほど言つたこの省力化の問題。一つは機械化、一つは民間委託。いま民間委託というのはどんなものがあるんですか、現時点で。

○政府委員(高瀬忠雄君) これは現在まだやっておりますけれども、四次防の一つの構想といつたしましては、たとえば、さつきちやつと話が出ましたけれども、さらさら洗つたり、それから一般の草を取つたりする雑作業、こういつたものは隊員は必ずしも希望しない仕事でございまして、これはいわば本来の教育訓練とは直接関係のないことでございまして、そういった隊員のいろんな希望なども勘案いたしまして、四次防の期間中で若干そういった部外委託の部分をつくつていこうといふことで、とりあえず四十八年度におきまして、たとえば先ほど申しましたが、食器の洗浄の部外委託とか、それから給食業務、これは食事を支給する給食業務の機械、あるいは草刈り機等を購入するといふようなことで省力化をすると同時に、一部、先生の御質問のこの部外委託というより重要な要素も入れまして、そうして隊員の負担を少なくしていこうといふようなことを考へております。

○黒柳明君 現在は、さらさら洗い、草刈り、あるいは洗たく等も入りますかね。この次は、草刈りあるいは給食、もうほかには構想はないんですか。現時点において民間委託ができるであらうと、こう考へるような部門というのは、いまおつしやつ

たような二、三点ですか。

○政府委員(久保卓也君) いま人材関係で申し上げたわけでありましたが、そのほか後方関係で、たとえばこれは空の例で申しますと、航空自衛隊の例で申しますと、補給処におきますと、航空自衛隊、それから一般車両の整備、それからこれはフライドシュミレーター、航空機のパイロットの飛行訓練をやるシュミレーターの整備、こういったものを部外に一部委託しよう。それから陸の場合に、たとえば車両のエンジン類、それからブルドーザー、そういったもの、それからコンプレッサー、そういったものの整備についての外注というものを計画しておるようです。

○黒柳明君 いま局長おつしやつたようなことは、相当これはもう検討の段階でしようけれども、長官としては、実行に移していききたいと、こ

ういうお考へでしようか。

○國務大臣(増原忠吉君) 申し上げたうちの一部分は、四十八年度にも実施するように考へておられますが、逐次いま申したようなものは実施に移していくつもりでございまして。

○黒柳明君 それで、その場合にいろんなネックが考へられるし、問題点が考へられると思ひますが、これももうすでに実施する方向だといふことが断定、決定ですから、そうすると、もうすでにそれについての問題点も当然検討されてしかるべきだし、検討されてゐると思ひますが、考へられるそういう業務を民間委託した場合に、どういふ点がやっぱり注意しなきゃならないか、心がけなきゃならないか、考へてゐる問題だといふ点はどうなことでございましょうか。

○政府委員(久保卓也君) 実はこの分野はアメリカでも非常に問題になつておりました、いわば古いタイプの方と新しいタイプの方との思想の相克があるようでありまして。古いといふことを悪いという意味で申し上げてゐるわけではありませんが、といひますのは、旧軍でもそうでありました。掃除をする、警備をするといふこと自身が訓練であり、規律を厳正にしていく手段であるとい

うような発想がやはり今日でも残つておるようでありまして。それでなくて、そういったものはいまの若い人たちには合わないんだといふことで、できるだけそういうものを外に持つていきたいといふのが、両方の意見はありましたものの、アメリカのいま動いてゐる方向でありますし、日本もいいますか、自衛隊もそういうことで踏み切つたといふことであります。そういった一つのものの考へ方の問題がございまして。

それからもう一つ、私は整備の関係で申したわけでありまして、けれども、本来、大きな整備はともかくとして、できるだけ整備能力というものを自衛隊が持つてゐるということ、これまた外の力をかりなければ整備の整備ができないといふのも本来はまずいわけでありまして、けれども、しかし、自衛隊というのは本土で防衛作戦に任ずるものである、したがつて部外の力を十二分にかりられるものであるといふような発想に立てば、しかもまた今日のように人員募集が非常にむずかしいといふような点に立てば、部外の力をなるべく利用していいんじゃないかといふようなことにもなります。したがって、全面的とはなかなか申せませんけれども、可能なところから手をつけて、部外に整備能力を依存していくといふことも考へてしかるべきであらうと、そういうようなことであらうと思ひます。

○黒柳明君 それに伴つて、ちやつと方向違ひますけれども、明年度くらいからですか、曹ですね、下士官クラス、相当停年で大量にやめる、一千名くらいになるんですか。五十歳ですか、停年は。そういう人たちは何かそういう機関に受け入れられるとか、あるいはそれは全然別の構想で、また相当大量に停年でやめていくような曹クラスの千人にも余るような人たちについてどう考へてゐるかといふことと、それと、いま言つたような発想と何か結びつきがあるか、また考へてゐるか、この点はどうでございましょう。

○政府委員(高瀬忠雄君) いま先生御指摘のように、四次防期間中の曹の停年で退職する者の数は

千名前後で推移すると思ひますし、それで、だいたい先になりすけれども、今後ピーク時には三千名くらいで退職する。そういうふうな安定するかと思ひますが、こういう傾向を今後十年先くらいで見ますと推移をたどると思ひます。それで停年退職者、それから任期制の隊員の退職者につきましては、再就職をする場合におきまして、自衛隊で教育を受けたその成果を隊外で十分に生かすとか、生かすと同時に、これはいろいろ自衛隊の中でいま教育をしておりますけれども、そういう教育と関連するいろいろな技能、それから資格、それから経歴、そういうものと関連しますところの資格をとらすというようにすることもありますし、それからこれは最近非常に私も重視して考えておりますけれども、退職時におきまして、部内でできるものももちろん部外でやりますけれども、部外的なものにつきましましては、部外のとえは国あるいは都道府県、あるいは雇用促進事業団あたりの機関に依頼しまして、隊員が技能を身につけて退職をするというように機会をつくるということで、いろいろな技能の職種につきまして考えておまして、退職前六か月くらいの間は、夜間でございますが、夜間そういう職能の教育訓練をいたしまして、そうしてできるだけいろいろな教育を受けた者が隊外に出て就職ができるという体制を現在では考えております。で、いま先生は非常に積極的に、将来どうするかというお話がございましたけれども、まだそこまでわれわれ人事関係としては考えておりませんけれども、少なくとも部内で教育を受けた者がしっかりと部外において就職ができるという体制をつくるのが非常に大事であるというふうな私どもも考えておまして、重点的に今後施策を進めたいというふうに考えております。

○黒柳明君 いまお聞きすると、十年間、ピーク時は三千人くらいと、こういうことで、停年は五十でですね、曹クラスですと。そうすると、まだまだこれこそ働き盛りもいところでありまして、えらいさんなら天下りということもありますが、それでもできない。しかも子供ももう高等学校でちょうど教育負担もかかると、それが千名から三千名退職して、行く先もというふうなことになる。これは全体的な士気にも関係する問題ではなからうか。さらに長期的、中期的には新規の募集にも当然大きなやはり悪影響を与える問題です。が、これはいまの長官が考える問題でもないし、内閣全体として、当然長期的にやっぱ責任を持つ問題だと思ふんですけれども、まだ人事的にはそこまで考えていらつしやらない。だけれども、来年ですか、千名がすぐ退職という期間がきているわけですね。そうすると、長官としては、いま防衛局長がおっしゃったことと関連しないまでも、まず第一に退職していく働き盛りの人たちに、どういうふうな就職先を考へるのか。それともう一つは、いま言った省力化と相まって、そういう者の受け入れ先というものをきちんとしていくつもりなのか、この企画とともに一緒に何か構想をお持ちなのか。もうこれとタイプアップしていく必要があるんじゃないでしょうか。もう来年からそういう現象が出てくるとするならば、そのあたり御構想はお持ちでしょうか。

○国務大臣(増原恵吉君) 現在御承知のように、曹は、三曹が四十三歳、二曹が四十五歳、一曹が五十歳ということですが、これは曹の定員の関係及びこれは相当線達な者を残しておきたいということ、で、大体一曹の定員を少しふやしてもよろ。それで三曹、二曹をやめていく必要が少なくなるようにという配慮は具体的にない一つあるところでございます。そうしてやはりいろいろな技能を在隊中に、隊におけるあれとしても身につけさせるものがあります。が、隊そのものの訓練のほかにも、出て行つてからの就職に役立つような技能を得させる、これは隊内においても、また隊外に派遣してもやらせるようなことも考えておる。そういう就職できるような組織をやり、また就職を十分手伝うことのできるような援護組織も強化をして、関係労働機関のほうに協力を仰ぐこともとよりやつていきたいというふうに考えております。

するが、いま省力化に伴つて、いろいろやりやすくなる部外委託や何かと関連して、そういう方面の人も活用していくか、これも当然そういうことを考へていくべきだと思ひますが、まだちょっとそういう点については、具体的な案をまだ部下からも聞いておらないということでございます。これは十分考へていきたいと思ひます。

○黒柳明君 それで、四次防の重装備については、いまの省力化に伴つた人員増強を見越しての問題点、どういう手をお打ちになられてゐるか、あるいは御構想があるか。

○政府委員(高瀬忠雄君) 募集の対策をどうするかというところだと思ひますが……。

○黒柳明君 募集対策じゃなくて、重装備に対する兵員の配置問題です。

○政府委員(久保卓也君) これは、たとえば重装備でありまして、戦車について申しますと、これは先ほど申し上げたように定数一ぱいは持つておりません。三次防まで六割ばかり、四次防まで七割ということでありまして、これは装備の数に見合うだけの人員の配置ができます。それから他の、たとえば自走化の進展に伴ひまして、そういうものの兵員が少なくなりますが、火砲で余つてゐる分については、これは補給処などで先ほど言われましたように保管せざるを得ません。したがって、あとは各部隊にどの程度の配員をして、訓練をするかということになりますけれども、一番充足率の悪い普通科の中隊でも約七〇%程度の充足、これが訓練の最低限度であるということでもあります。したがって、陸の場合には、総じて申しまして、装備に見合った配員はできませんけれども、それぞれ重要度に応じて、たとえば航空関係の部隊及びホークの部隊、対空ミサイル、ホークの部隊については一〇〇%の充足をする予定であります。

それから海上につきましては、これは全般的に海、空ともに九五、六%の充足でありますから、一般的には問題がございませんが、しかし、海上自衛隊についての艦艇では、これは全般的には九五、六%でありますけれども、たとえば学校教育をやる、あるいは司令部要員が十分に配員されるといったような観点から、大体八五%の充員でございます。そういういたしますと艦艇で八五%といふと、たとえば火砲についてそれぞれ弾丸運びがあります。あるいは長期訓練の場合におかざるを得ない。あるいは長期訓練の場合に、当重要員が若干減つてまいるといったような不便な点はあるが、一般的な訓練は何とか八五%でやれるということでありまして、それから航空自衛隊につきましましては、やはり九五、六%の充員で、これは航空機の就役に伴つて定員及び実員を配置いたしますので、この点は問題ございません。

結論を申し上げますと、海上自衛隊の全般的な面と、海上自衛隊の艦艇について若干問題が残るということでもあります。

○黒柳明君 一〇〇%ですね、ホークやミサイルに対しては充足できる。そのためには、もうすでに補給、支援ないしは実戦部隊から、その訓練教育というものも、すでにいまの時期に始めて、四次防のいつの時点で配置をするということも行なつてゐるわけですか。

○政府委員(久保卓也君) そういうことを行なつております。行なつております関係上、他の特に普通科の部隊にしわ寄せがいくと、陸上自衛隊で全般的に八六%であるにもかかわらず、普通科の中隊で七〇%、連隊程度では同じ程度の充足というのはいま申し上げた航空とかそれからホークとか、そういうところの重点装備に要員をよけいに回して、事前の訓練をやるということの関係もそこに影響しておるということも言えます。

○黒柳明君 そうすると、あれですが、四次防の実施段階に入る以前に、一年か二年か、あるいは半年か前に、その技術指導なり何かもうすでにスタートしてゐる、そういう体制をとつておる、こういうことになるわけでしょうか。

○政府委員(久保卓也君) これは常に要員は先に訓練をするという観点で、四次防のホークの分がどうなっていたかちょっと記憶がありませんが、そういうことをする。つまり四次防で採用される装備の要員ということでも、そういった航空関係あるいはパイプ、ホークの関係、これは技術度が高いわけでありするから、あらかじめ要員を持っておいて、代替人員を持っておけるといことは、三次防なら三次防の兵力についても重要な必要なことであると思います。

○黒柳明君 私、いままでのことを含めまして、昨日、定員と現員と充足率、陸上自衛隊普通科・機甲科・特科、海上自衛隊艦艇・航空、航空自衛隊飛行・通信・電子、こういったのをもらったんですけれども、私は一番冒頭から疑問だと、こういう御質問したわけですが、やっぱり今後重装備も含めまして、それじゃ普通科ならば支援の部隊の定員が幾らだとか、補給部隊の定員が幾らだとか、実戦部隊の定員が幾らだとか、戦車が何台あって、その一台に対して何人が定員であって、それに対して支援が何人いるのか、こういう定員というものが、当然その充足というものが明確にならなければおかしい、それが積み重なりまして、こういう普通科・機甲科・特科云々と、こういう充足率、定員が出てくるわけなんです。なぜかという、私はいま言った兵器の予算というような問題も考えまして、そういうものをぜひ私は一回見させていただけないか、こう思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(久保卓也君) 見せる見せないと言いますよりも、いま言われましたような、何といいますが有機的な部隊、有機的な定員の区分けが、ある意味で非常に重要であると思いますけれども、現在のところは部隊単位に定員、実員をとっているのですから、先生の言われたように整理されておらないということですが、どういう形でまとめますか別として、いま言われましたような方向で検討してみることが重要だろ

うと思います。

○黒柳明君 若干時間がありますので、ちょっと問題変わりますけれども、機動隊が、長官、米軍基地内で訓練をやるといふ、こういうことについては、これはどういうことなんでしょうか。施設庁はいないですか。

○政府委員(高松敏治君) 機動隊が米軍の基地内で訓練をやっているという話は、私も承知いたしておりません。ただ、あすこの朝霞の根津という区域がございしますが、そこで警視庁の交通機動隊、白バイですが、白バイの乗務員の運転の訓練をやったことがあるというふうに聞いております。

○黒柳明君 これはあれですか、手統上は問題ないでしょうか。

○政府委員(高松敏治君) 地位協定の三条で米軍が管理権を持っているわけですが、その管理権の範囲内で一時的にそこを使わせるということは差しつかえないと思います。

○黒柳明君 ただ、二、四(a)、それから第三条の、いつも国会で問題になりますね、どこからどこまでが範囲かというのがはっきりしない。でき得るならば一定の時間、あるいは一定の規模、あるいはそういう規格があるものは、しかるべき手統をとってやったほうがいいというお考えじゃないでしょうか。

○政府委員(高松敏治君) 御指摘のように二、四(a)と申しますのは、日本側が使用したいときに、一定の条件のもとで米軍が日本側に使用を認めるといふ場合でございます。これは、この場合には合同委員会の合意を得て日本側の使用を認めるというきつちりした手統があるわけです。

【委員長退席、理事内藤三郎君着席】

それに対して、先ほど申し上げました三条による管理権の範囲内のものである、そういうきつちりした手統がございせん、きわめて暫定的なものとか、きわめて短時間のものとかいうものは、こういう三条による、それでも差しつかえないかと思えますけれども、少なくとも恒常的な形になればやはりきつちりした二、四(a)なり、そ

ういう手統によるものが適当であらうかと、そういうふうに思います。

○黒柳明君 東大和の米軍基地、やがて返還されるわけですが、それは第七機動隊の訓練用にと、こういう話が日米協議会で一月末にあったと、こういうことでしょうか。

○政府委員(高松敏治君) 日米間ではそういう話は全然ございせん。ただ、私も聞いておりますのは、警視庁にあの土地の利用について、そういう希望があるということでございます。

○黒柳明君 多摩弾薬庫で第七機動隊が四十七年から四十八年に対して定期的にこなっているわけですよ、訓練を、百五十ないし二百。これはやっぱり地元ではどうなんだと、米軍の基地の中で第七機動隊が――まあ確かに訓練施設もなろう、だからこれに符合しまして東大和の米軍基地を訓練所として何とか確保したいと、こういうことも出てきたわけですが、やっぱり四十七年の五月十五日から始まっているんです。七月、十一月、十二月、一月、二月、三月、ずっと続いているんです、百五十ないし二百。この問題、やっぱり第三条で解決すべき問題じゃないかと、こう思うんですが、どうでしょう。

○政府委員(高松敏治君) 私、その事実全然存じておりませんので、一回調べまして、そして、そういうことが適当なのかどうか、その辺はまた検討させていただきたいと思っております。

○黒柳明君 適当であるかどうかという御判断、これも御自分でやっぱりお調べになつていただいた方がいいと思っておりますけれども、五月の十五日、七月の十五日、十二月、一月中旬――四十八年です、四十八年二月十三日、百五十から二百名ぐらい米軍の基地の中で一生懸命訓練していると、こういうものを目標すると――多摩弾薬庫です、これは。何かそこにまた自衛隊の立川移駐ないしは東大和の自衛隊基地をつくりたい、訓練施設をつくりたいということと相あわせて、非常にやっぱり地元では、自衛隊に米軍基地が移管することがあたりまえであると、多摩弾薬庫の一部は返還されましたから、そのやっぱりなくす的な行為ではなからうかと、こういうことで非常に問題化されております。地元の市会では、稲城市ですけれども、三月十二日はこのことでもう問題にもなっているんです。ですから、つかまれている、つかんでから適当かどうか処理すると、こういうことであるかと思っておりますけれども、もしこういう事実だとすれば、やっぱり私は二、四(a)の手統をとって、それで手統だけでも、それがあからいというところは私言いたくない、やっぱりうまくないと思うんです。だけれども、手統上きつちりとやってやるという姿勢がありませんと、どこでもここでも第三条によって警察が、機動隊が訓練すると、それがエクスキューズされるということではこれはうまくない、こう思います。ですから、ひとつ調べ、またこれは事実間違いありません。市会でも問題になっておりますから、しかるべくきつちりと疑惑を起さないような手を打ってもらいたいし、また、この事実がこうであったとしたら、私は当然手統だけでもとらなかならない、ほんとうならばこんなことやらないほうがいいですよ、長官知らないように。外務省のほうには全然届けてないんです。ですから、機動隊がやっているのはこの多摩弾薬庫だけです。第七機動隊です。それから東大和訓練所にやりたいと、すぐそばですからね。そういうことで、ひとつこれは手統をとれということよりも先に、やっぱり訓練施設はないけれども、ひとつそこそころはあんまり変なことをなさなよと、こういうことのはうが私は望ましいと思うんですけれども、もう一回どうですか、最後に。

○政府委員(高松敏治君) 私も御意見のとおりだと思いますが、実情を調べて適当に処置したいと思っております。

【速記中止】

○理事(内藤三郎君) 速記とめて。

○岩間正男君 私は北富士演習場の返還をめぐる問題についてお聞きしたいと思います。

第一の問題は、先ほどの答弁によりますという
と、あす、この富士保全整備法が閣議決定を見る
と、そうして国会に提案されると、こういうこと
を聞いたんでありますが、それは事実でございま
すか。

○政府委員(高松敏治君) 先ほど環境庁長官も明
日の閣議に提案するというふうな御説明だったと
思います。

○岩間正男君 これについては防衛庁長官も非常
に関心が深いわけですね。なぜかという、この
暫定協定を結ぶときの条件、先ほど五つあげられ
ました。神沢さんからあげられました。その中
で、この富士保全法をつくと、これを一つの条
件にしているわけですね。したがって、これ
については内容が非常に検討されておると、こ
ういうふうに思うんですが、お聞きしたいのは、こ
れは保全法であったのが保全整備法というふう
に名前が改められたその理由は何なのか。この点
をはつきり御説明願いたい。

○国務大臣(増原忠吉君) 先ほどのちょっと御質
問を十分に聞きとれなかったので失礼をいたしま
した。

防衛庁も富士保全法が提案されることに賛成を
いたしておりますが、この問題は、私もどが所
管をして検討しておるものではございません
で、環境庁から見えておるもので、環境庁の
ほうから説明をしていただきたいと思います。

○岩間正男君 これは三木さん見えるんでしょ
う。そのとき聞きました。わざわざ見えるのに
先に事務局に聞いてもしょうがない。じゃそのと
きに、これは官房長官とそれから環境庁長官が来
てから、その点明らかにしたいと思えます。

そこで、お聞きしますが、今年度の、これは先
ほどから問題になりましたが、整備法ですね。周
辺整備法に基づくところの予算が、先ほど、昨年
度は二億何がし、六千万ぐらに話がありました
ね。それが十三億にこれはふえておると、こうい
うことなんです、この理由をもう一度はつきり
さしてもらいたい。どういうわけなんです。

○政府委員(平井啓一君) けさほども答弁申し上
げましたが、従来の北富士周辺の整備事業という
ものが、北富士演習場をめぐるいろいろな問題
で、市町村のそれぞれの立場で事業の申請をして
こられるという関係が必ずしもスムーズでなかつ
た面が一つの原因としてあったかと思えます。そ
れから昭和四十八年度の予算に一応概算で、御指
摘のような額で要求し、予算案に計上してござい
ます。その理由は、まず北富士演習場の問題解決
のために、知事及び演習協会長と政府との間の話
し合いが次第に着目しつつあるという状況をひ
とつ踏まえた点と、昭和四十八年度の周辺対策の
予算の伸び、そういった点から御指摘のような額
を計上した次第でございます。

○岩間正男君 これは予算方式なら、あなたが何
ぼだらだ答えてくれないわけだ。ところが
が、両方で合計の時間になるんです。これは、
予算の方式ならいまいましい。答弁でもゆくり聞
いていまいましい。そういうかぬのだ、時間制限され
ている。だから、聞いたことには的確に答えてはし
いんだね。そうでないと、時間がたつたに
れて、非常にわれわれは気をもむわけだ。気を
もませないようにはこれはしてもらいたいと思いま
す。

そういう点から聞いているわけですが、さ
っきからそういう答弁を繰り返してはいますね、
概算要求だか何だか。ところが五倍でしよう、昨
年の五倍だ。ここで急激にこんなに膨張する、こ
んなに拡大される、水増しされている、これは厳
然たる事実です。この理由というものを、いま
言ったような技術的な答弁だけではこれは話にな
らぬわけだ。富士保全法がいよいよ出される、
これに伴うところのこの周辺対策費というのは非
常にここで増強される。これは並べればわかりま
す。四十六年度は幾ら、四十七年度は幾ら――
四十七年度は二億六千万ぐら。そうすると、そ
の前の年から見ると、そんなに急増してい
ないわけですよ。そんなことはあり得ないんだ、
これは。大蔵省のいままでのさいふの締め方から

考えれば、ところがここで急激に出てくるんだ。
この原因は何だと聞いているんですけれども、
はつきりいまいましい問題に答弁していないわけだ
すね。これはもう明確じゃないですか。非常に私は
そういう点では、具体的にどういふものか、これは
いま使おうと検討されているのか、あるいは大蔵
省に査定するときにはこれはいろいろ出しているわけ
でしよう、この項目は、案件は、そうしてその
大体の概算というものは明確だと思えます。それを
示してもらいたい。子供だましの答弁じゃだめで
すよ。項目と金額ぐらいつつと述べてください。
あんまりお義理は要らぬ。

○政府委員(平井啓一君) 事項別に大別しまし
て、障害防止関係で約五億、民生安定助成関係で
三億七千万、道路改修関係で一億、合わせて
約十億弱というところで概算要求いたし、計上して
いる次第でございます。

○岩間正男君 もう少し詳しくいけませんか。こ
こはまたばかにあつさりしたね、さっきに
して。どうですか、もっと詳しく言ってくださ
い。大きな項目ぐらいつつとください。一億ぐ
らいの項目はやれるでしょう、どうですか。

○政府委員(平井啓一君) けさほども答弁申し上
げましたように、周辺整備事業の中身は補助事業
でございまして、地元の負担との関係もあつて、
地元との話し合いが詰まった上でなければ事業は
確定するわけにはまいりませんので、先ほどのよ
うな事項で一応御了承願いたいと思えます。

○岩間正男君 そういうことじゃ答弁になりませ
んよ。概算でも、これは予算――大体われわれ予
算を審議するときに、この予算というものは何も
決算じゃないですからね。だから、その概算とい
うやつは当然これはわれわれが審議するのに必要
なんだ。それに対して、何も言うことはできない
と、こういうことですか。こういうことでは話に
ならぬ。大蔵省、もつたでしよう、査定をする
ときに、項目でこれこれ、そしてこれは幾ら、こ
ういふもので大体合計幾ら、こういうことで査定
したわけでしょう。それはどうですか。それはあ

るはずだから、それ、大蔵省から発表しなさい。
○説明員(宮下創平君) 御指摘のように、私ども
大蔵省案を策定する際に事務的な査定をいたすわ
けでございまして、われわれといたしましては
施設庁の要求を踏まえ、こういう方針でございま
すが、まあ他にいろいろ財政需要等ございま
して、それらの諸経費のバランス、また経費の重点
度、プライオリティー等を考慮いたしまして、そ
れらを総合判断して予算を計上しておるわけで
ございまして。その上で、閣議決定を経まして、内閣
の予算案というものが決定されるのは御承知のと
おりでございまして。

それからなお予算の執行につきましては、午前
中來、あるいは先ほど施設部長からも御説明申し
上げておりましたように、財政法の規定によりま
して、公共事業費とか、その他大蔵大臣の指定す
る経費にかかわるものにつきましては、その支出
負担行為の実施に関する手続を経まして、大蔵大
臣の承認のもとに具体的な執行計画がきめられ
て、実施に移されるということに相なつておるこ
とはたびたび申し上げておるとおりでございま
す。したがって、実施計画上の段階で、個々の費
目、個々のプロジェクトにつきまして、これから
予算が成立いたしますとともに、実施計画の相談
を受けるわけでもございまして、その際に中身が変
わり得る場合もあり得るということをお願いした
いと思つてございまして。

それからその予算額につきましては、ただいま
施設部長から申し上げましたように、私ども、
四十八年度は先ほど申しましたように、まだ実施
計画未定の段階でございまして、確定金額では
ございせん。しかし、防衛施設庁の要求を踏ま
えまして、われわれとして一応の積算はいたして
おります。その額は、いま施設部長から申し上げ
たとおりでございまして、大きな柱で申しまし
て、障害防止関係に五億、民生安定助成関係に三
億七千万、道路改修関係につきまして一億、合
計九億七千万。その他補償費等がございまして。

これは御議論になりました林補償料でございまして、借料等を含めまして、総額で十五億八千六百万円という査定になっておるわけでござい

す。

○岩間正男君 ちよつと委員長から注意してもらいたいんだね。こつちで聞いたやつと同じようなことを言っているわけだ。手続はどうでもよい、手続なんか聞いてないんだ。中身そのものを聞いておるんだ。どんな項目で、あなたはこつちから申請があつたか。それをどう査定したか。それだけの項目わかつてゐるわけだ。項目わからなくて、それで調子を合わせてゐる。こういうことじゃ話にならない。これは議員の審議権というものをもう全く無視してゐますよ。ことに時間の制限の中でやっているのだから、もう少しこれは御協力を賜りたいものだね。こんなことじゃいけませんよ。

それではお聞きします。たとえば、周辺整備法によつてこういうものはどうなつたのか。富士吉田市のコミュニティセンター、あるいは勤労青少年センター、それから忍野村のコミュニティセンター、農民研修センター、山中湖の児童体育館、こういうようなものね、これはわかるでしょう。これは総額がわかつて、補助額がわかるでしょう。具体的に例をあげたのだから、これに御答弁をいただきたい。まるで子供扱いしちゃだめですからね。こつちで、こつちで査定したなんて、それくらいわかっていますよ、予算を二十何年やつていけば、わかるだろう、そんなことは。そういう子供だましの答弁じゃだめだ。

○政府委員(平井啓一君) ただいま御指摘のような公民館等の施設が、それぞれの市なり村からの一応要望として出てきておりました。それを踏まえながら、現在それを、予算が成立いたしました後において、実施計画としてどういう形で組み入れていくかということを……。

○岩間正男君 また始まった。実施計画をいま審議しているのじゃないんですよ。委員長、注意し

てください。実施計画について審議しているんじゃないんだ。予算委員会もそうでしょう。実施計画について、これは念を押したりすることはあるけれども、審議の対象そのものは予算でしょう。だから、概算について聞いているんだ、概算がどうだつて聞いている。それ、答えられないんですか。そんなとばけた答弁やつてゐる。あなたがた、ちゃんと積算の根拠もあるはずだ、そうでなければ、これはかたまりですよ、この出した計画書というものは。大体どうですか、コミュニティセンター、これは富士吉田の場合は一億五千万円

だと、補助が一億三千万、それから勤労青少年センター、これは大体二億、それが一億七千万の補助、それから忍野村のコミュニティセンター、これは一億五千万、補助が六千九百万、それから農民研修センター、五千万に対して二千万円の補助、山中湖の児童体育館、これは五百三十万、これに対して二百九十万の補助、まああげただけでもこれだけ、そのほかにこれはたくさんあるわけだ。これはどうなんですか、一体、こつちの一体、民生安定の名でこつちのものを出す。むろん私たちは、非常に僻地において恵まれないそういうところ、文化から非常に遠ざかっているところ、そういうところに対して当然国家の手が伸びて、そうしてこつちの施設をつくるというところに反対をしているのじゃない。これは当然すべきだ。しかし、みなこれは何かという

と、演習場を提供するといふ肩がわりとしてとらえているところの予算なんですよ、はつきりそんなんです。そういう形で出されるところの予算そのものについては、厳密な態度をとらなきゃならぬのです。だから、当然これは地方財政に対する援助という形、あるいは過疎地帯に対するいろいろな援助という形、あるいはまた非常に高度が高く、こつちで生産性の低いところ、こつちのところに對する住民の生活を文化的にもつと進めると、こつちの政策は当然とられるべきだが、こつちのほうはやらなくて、こつちで基地の代償としての金をどんどんふやすという

かつこうをとっているのがいまのやり方。

そこで、私はお聞きしたい。これは当然富士保全整備法の適用じゃないだろうと思うのですがね。そうするといふと、これはいままでの現行法でしよう。そうすると、基地周辺整備法によるこの適用だと思ふがどうですか。

○政府委員(平井啓一君) そのとおりでござい

す。

○岩間正男君 何条に該当する。

○政府委員(平井啓一君) 先ほど来、御指摘になつておる、問題になつておるような施設は、防衛施設周辺整備法の四条の助成事業でござい

す。

○岩間正男君 これは関係、直接あります。第四

四条については、衆議院議員の野坂浩賢氏からこれは質問主意書が出されてゐる。こつちの質問をしてゐるわけだ。第四條にある「著しく」とは、直接的かつ物理的な生活上または事業経営上の被害が、客観的に著しく具体化していることをいふと解すべきだ。こつちで、こつちで、政府の答弁は、「法第四條にいう「著しく」阻害されてい

る」とは、このことが客観的かつ具体的に認定されるような状態にあることをいふものと解している。」「これによるとこつちの当然補助でしょう。これはどういふことになるのです、どういふことになる。いまのたとへば、これによつてコミュニティセンターをつくるのか、児童体育館をつくるのか、こつちのことは、これは直接この条項に適用しますか、どうなんですか。

○政府委員(平井啓一君) 四條のたゞいま御指摘がありまして防衛施設の運用と、その運用によつて周辺地域の住民の生活とか、あるいは事業活動に阻害が及ぶ、それをどういふふう防止し、緩和していくか、そういう関係におきましての相当因果関係というものは、当然第四條の事案について、それそれ実施します場合にはつきりとした根拠をやつておるわけでございます、御指摘の

ありまして北富士の例で、これからまあ実施することになるわけでございますが、たとえば児童

体育館施設等を考えます場合には、あの演習場周辺の部落の子供さんたちが、演習場がなければあの広場に行つて遊ばれた。そういう運動の場であり、子供たちの遊技の場であつたところが、演習場として運用され、使用されているということに伴つて、そういう運動の場を阻害されている状態を勘案して、それを緩和するための施設として、市町村からそういう事情を申請してこられた場合に実施するといふことで考えておるわけでございます。

○岩間正男君 それが、いまの政府の答弁によつて、合致しますか。客観的かつ具体的に認定されるような状態——たとえば騒音がきびしい、防音装置をする、これなら、これはわかるでしょう。ところが、先ほどあげましたように、いろいろな文化施設のようなものにとりこつちのこれは伸ばしてゐる。少なくとも周辺整備法のこれは適用外でしょう。それは明確だと思ふ。現にそのような形で運用されているのが、これは今度のつまり山梨県側の要求じゃなかつたんですか。

たとえば、昨年の十月四日の山梨県議会で坂本県民室長は、こつちの説明をしていますよ。三百六十二億円の内容として、周辺整備法を拡大解釈すれば、該当するもの、該当しないが必要なものが含まれてゐるとこれは説明している。こつちのこつちで三百六十二億円の県の要求といふものはこれは出されてゐる。これは百万円に切られたといふことで、後藤田副長官が出ていってこれはそういう折衝をした、こつちのこつちでござい

けれども、こつちのこつちで今年度分が出されたわけだけれども、今年度分の中にはたくさんそういうものがまじつてゐる。どうなんですか、こつちのこつち。これは明らかにもう明確だと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(平井啓一君) われわれは防衛施設周辺整備法の法令の範囲の中で実施するたてまえでおります。

○岩間正男君 そういうことを言っていますね、これはどうなんだ、この例は。この富士吉田

市の整経サイジング施設建設に対する補助、こういう問題ですが、これはいままですて建てられたんですけれども、旧陸軍の演習場使用による農家の転業救済という理由で補助金が出ている。補助額は四十二年から四十五年で約二億円、この施設の運営は富士吉田商工協同組合を中心として、市、それから富士吉田商工協同組合等運営委員会をつくって運営した。そしてほとんどこれは実際の零細な織物業者は、これにもうタッチできないような仕組みになっておるようです。で、この政令の指定する施設になったのが昭和四十三年六月二十七日なのに、四十二年から予算が計上され、着工されている。それで、四十二年度分はこれは違法だと思えます。それから四十三年度分もこれは違法の疑いがある。そして、この施設は、これはいま申しましたように、この零細な業者には利用されない、こういうふうなことはなっている。そういう中で、最近これは問題になりますのは、四十八年の三月二十日、つい最近であります。富士吉田市長は織物協同組合に無償譲渡をされています。こういうことは、われわれの情報で明らかになっておるんですが、これは差しつかえないのですか。ここにこの写真ごさいます。これはどうです。

○政府委員(平井啓一君) 最後の御質問の富士吉田市の施設を織物協同組合に無償譲渡するということお話し、現在富士吉田市の市議会で審議されているという事情は承知しております。これが適正化法のおおそく二十二条の問題だろうと思えますが、二十二条の問題としてどういうふうにお扱われるべきかということにつきましては、富士吉田市のほうで市議会の審議が終わられた後に、当庁のほうへ申請という形か、何らかの形で御連絡があるものと承知しております。

○岩間正男君 これは当然補助金適正化法によれば許可が要するというふうに聞いておりますが、どうなんですか、許可を申請してありますか。

○政府委員(平井啓一君) 補助金適正化法の……○岩間正男君 いや、あるかないかと聞いています。それはこっちで調べているんだから、申請があったのですか、ないのですか。

○政府委員(平井啓一君) まだ、現在市議会で審議されていると聞いております。審議が終わりました段階で、市のほうから補助金を交付した防衛施設庁のほうに申請その他の形で、何らかの御相談があるというふうに承知しております。

○岩間正男君 これはきょうじゅうに確かめてもらいたい。ここにわざわざ、これはいままですの補助金で、約一億の補助金で、この建物には、ここに写真ごさいますが、「この共同作業施設は防衛施設周辺の整備等に関する法律に基づいて防衛施設庁から補助金の交付を受けて完成したものである」と、昭和四十六年三月一日付、これは富士吉田市長の名前まで、銅版ですか、入っているのですよ。こういうふうにしてつくられておいて、しかも今度はこれを一部に譲渡してしまふ。こういうようなやり方をするということは、これは正しい執行だというふうに考えられますか。どういふことなんです。そして、しかもこれは実際の零細の業者というのとはほとんどこれを利用することができない。商工協同組合がこれを独断でやっている。これは周辺整備法の精神から考えたって全く違法じゃないですか。こういうことを私が指摘しているのは、今度の予算を見るときと五倍もの水増しをやっている、昨年に比べて。そして、ほとんどほとんどこういうものがつくられていつている。民生安定の名前でこれはつくられていつている。しかし、これがだんだんとこの例のように私物化されて、そして最初の目的から逸脱をする方向に運営されるという危険があるから私はこのことを指摘しているのです。こういうふうになると、実際はほとんど周辺整備とか富士保全のためとか、出されたところのばく大な血税というものは、実はその地におけるところの権力者、あるいは大企業家、こういうものにこれは独占されていく。何が民生安定なんだと私は言

いた。このことを指摘したい。これは重大な疑義があります。この問題については。そして、このような基礎の上に立つて、しかも昨年の予算の、先ほどの補助金まで入れますと十五億ということが明らかにしたわけでありまして、六倍ものこれは予算が出たてきである。そしてその背景には、先ほど申しましたように、これは山梨県の大蔵が明確に言いましたように、拡大解釈すれば該当するもの、該当しないが、必要もない、こういうものはほとんど入れないというもので、三百六十二億のこれは要求を政府にやってくるというのが実情じゃないですか。私はこの前横田基地の周辺の福生に行った。この福生市の要求が出されたはずなんです。これは幾らですか。要求がきているからわかるはずなんです。膨大なものです。

○政府委員(平井啓一君) 四百億台でございまして、四百六十億か七十億だったかと記憶しております。

○岩間正男君 何ほでもこれでやっていけるんだ。便乗なんです。これは都合がいいから何でも言っていけというので、もう私、きょうはこの書類持って来なかったけれども、何でもみなこれにかこつけてやるわけだ。こういう形で運営される基礎を持っているのは、今度の富士保全整備法案じゃないですか。

そこで、環境庁長官お見えになりましたからこれはお聞きをしたい。なぜこれは一体、最初から保全法であったのが途中で整備法という整備法まで加えたのですか。これは富士吉田市の――これは官房長官のほうがいいますか、折衝に当たったのだから。両者にお伺いしますけれども、なぜこれは整備法というものは入れたのですか。

○国務大臣(二階堂進君) 最初、この地元の知事や小林対策委員長などがお見えになりましたとき、富士保全法というものをぜひひとつ考えてもらいたいという話でありました。そこで、前の内閣の小山先生が環境庁長官のころでありました、私が、私から閣議の席上で了解を求めて、富士保全

法という法律を出すならば環境庁長官のほうにひとつしてもらいたい、引き取ってもらいたい、という話で小山前環境庁長官は引き受けられたわけでありまして。ところが、あとまた来られまして、保全だけでは困る。それは地元、各市町村にもレクリエーションセンターをつくるとか、あるいは道路の整備があるとか、あるいは廃棄物処理の問題もあるとか、いろいろなそういう病院、学校、そういうものなどもやっぱりつくってもらわなければ困る。だから保全となるとそういうものが非常に極端に制限されることは地元としては困る。だから整備というものをに入れてくれ、整備というものを。そこで建設省とも話をしまして、整備となると建設大臣のほうに引き取ってもらったほうが、むしろそういう地元の強い要望があるならば、そこのほうがいいじゃないか、こういうことまで話が出ましたが、たまたまとしてはやはり保全を考え、そして強い要望があります整備も入れて、法律の名前を保全整備法と、こういうふうに変えたわけでございます。

〔理事内藤三郎君退席、委員長着席〕
○国務大臣(三木武夫君) 私、これはできるだけ早く閣議にはかって法案を上程の運びにもつていきたいと思うのですが、私がいま言っておるのは、これは環境も入れたほうがいい、環境保全整備法としたほうがいいというので、いま最後のそういう点で詰めをしておるわけでありまして。なぜ言うかといえ、やはり環境保全のための整備であるという性格というものを、法律の名前からやはりはっきりしておいたほうがいいということ、最後の折衝をしておるわけでございます。環境保全のための整備というものはこれは必要です。あるいは治山治水もあるし、あるいは下水もあるでしょう。あの周辺の都市に対しては公園の問題もあるでしょう。その整備の目的は何かといったら環境保全のためである。この性格をこの法案は明らかにしておいたらいいいので、ひとつこの法案の名前もそういうものを入れたいと思つて

いう問題を解決しようという金権万能のこういう考え方というものが、この基地問題の背景にあるんだということですよ。これは重大な問題ですよ。どうなんですか。

○政府委員(高松敬治君) 周辺整備法を拡大解釈して云々というお話がございましたが、山梨県が最初に提案してまいりました三百八十億ぐらいのものの中にはいろんなものがございました。それで県側としては、周辺整備法をそれこそ拡大解釈してもいろいろこういうものを取り入れてもらいたい、これを全部積み上げると三百幾らになると、こういうお話でございました。しかし、私どもとしては、あくまでも周辺整備法の枠内で行なうべきという議論も一部にあることは確かでございますが、ともかく現行法の範囲内でそれを、採択すべき事業を定める、こういうことでいろいろ折衝してまいりまして、それでだいぶ額が、取り上げられるものがうんと少なくなってきたわけでございます。そういう意味では、私どもとして非常にこれを拡大解釈して適用しているということではございません。

それから十五億というお話がございましたが、私どもの数字では四十七年度が二億七千五百万でございます。実施計画。それで、それに対応するのが大体十億前後と、こういうふうに申し上げたわけでございます。したがって、約三倍ぐらいということになるわけでございます。

○岩間正男君 五倍でも四倍でも、まあそんなことは何でもい。しかし、四倍というものは、それはばかにならない数字ですよ、あなた。ちょっと数字に弱い。だめだ、そんなことじゃ。そうして、しかもその内容はどうかというので、先ほど具体的に例をあげたんだが、ああいふものはどうして該当することになるんですか。どこの何条に適用するか。それで、その解釈についても、先ほど、これは質問主意書の政府答弁からいって、これはどういふことになるんです。具体的にそんなら答えてもらえないや、ひとつ。

○政府委員(高松敬治君) もう一つ申し落としました、山梨県側のもう一つの非常に御不満な点は、東富士に対して、従来山梨県側が非常に少ないということでございます。周辺対策の事業量というものは、これはもう切りがないくらいあるはあるかもしれないが、そういう意味で、隣合わせという東富士と北富士とが非常にバランスを失うというところもまたございまして、それで東富士について従来やっておりました周辺対策の事業量と見合せて、北富士周辺についてやる事業を大体見積もって策定してまいったと、その結果が先ほど申し上げました約三倍というふうな数字に初年度はなる、こういう次第でございます。それから、あとの問題につきましては施設部長から答弁させます。

○岩間正男君 時間がないからまあいいでしょう。まあ問はず語りがいいことがあるからね。東富士に足らなかつた、東富士並みにする。そのあとには何がある。二(4)使用転換、条件は同じだ。金も同じに出してもらいたい。そうでしょう。ところが二(4)の問題は、私はもう当委員会でも何べんも口がすっぱくなるほど追及したかわからないわけですよ。あの二(4)に転換をする、自衛隊に移管をする、しかしこれは米軍は使え、一時使用だ、一時使用の内容はどれぐらいだ、何日ぐらいだというふうには、私は東富士のあすこの組合に参りまして聞きました。そうしたら十日ぐらいい、こう考えて、そうして当然あれば、今度は施設とそれから地元住民との間にこれは行政上の協定を結ぶわけでしょう。この協定も見ました。その協定によつては全くの、基地のあれに協力をしなきゃならないという、これは一札を入れさせられるわけでしょう。そうして強硬にそのようなことを今度は市町村長たちは責任をもってこれはしられてくるんです。そうして、しかも米軍は何ぼ使っているか。これは、しばしば私は議論をしたのでありますが、たとえば一九七〇年、これは返還された翌年でありましても、二百三十日使った。装甲車を持ってきた、火炎放射機を

持ってきた、戦車を持ってきた。そうして、ことに問題なのは、原子砲を持ち込んでくるという、こういう事態が明らかになったわけだ。これをやるうというんですか、北富士で。そうでしょう。そのための金を大きく出さなきゃならぬというのは、そのねらいじゃないですか。

しかも、私は、ここで大きく問題にしたいのは、実は先ほどこの資料をもらつたんです。なかなかこれは出さないのだ、いつでも施設庁出さないのであります。この使用状況について私は予算委員会でも要求したのが、最近ようやく出てきた。これによりまして、今年度の東富士と北富士の演習場の使用状況が出てまいりました。これはまだ十カ月そこそこやつてありますけれども、今年度を見ますと、これは東富士が百九十五日、そうして北富士が七十八日、人数については、これは東富士は何も書いてない。なぜ書かないのか。いままで出した資料は全部書いておつたのに、なぜこれは書かないのか。それから今度は北富士の場合を見て驚いたのであります。が、りゅう弾砲。これはいわゆる一五五ミリ、まあ一〇五ミリもあるのかどうか、これはさっぱり書いてないの。……いままでの資料は全部これを書いておつたんだ。一五五ミリ、二〇三ミリ、明確に出してあつたのを、今年はなぜこれを隠したか。それをはずして、りゅう弾砲とだけ入れておる。しかし、それは北富士だけだ。北富士だけ六回使っている、りゅう弾砲を。そうすると、北富士は、まさにこれはりゅう弾砲の、いわゆる原子砲の演習場として使う。そういう方向にこれは変わつてきた。東富士はこれまでやはりりゅう弾砲を使つておりました。ところが、今年度は東富士ではりゅう弾砲はなくなつてきている。そうして北富士だけでやっている。そうすると、まさにこの北富士演習場というものの性格が、やはりこれは現段階で一歩を進めておるのだということを明らかにこの資料は実証している。しかも、これはあとで資料を出し直してください。こんなもので承知しないからね。例年出しておつたの

を、いつでも出さない。この前もそうだ。沖縄国会のときにやっぱりりゅう弾砲を隠したから、これはけしからぬというので出し直してしまつたんだ。わかつてるわけでしょう。こんなもんでは、私は承知しないんだから、出し直してください。そうすれば明確になるのであります。北富士演習場の性格というのはこういうものです。そういう中に、今度は東富士並みの金を出す。ところが、あそこでは行政上の協定をつくらされて、農民はほんとうにあの基地にこれはもう協力しななければならぬ、場合によつては、あの登山口を越えて演習する場合もこれは了承しなきゃならぬというところに、そういうことまで了承させられていような条件がはつきり入っているんです。そうでしょう。これを金でなされているという事実、そうしてこれが金でなされているという実態というものは、一方これは先ほどから追及したような形になっているんです。これでいいんですか。こういうことでも了承することは、私はできないと思うんです。一体、どうなんですか。

○委員長(高田浩運君) ちょっと連記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(高田浩運君) 速記を起こして。

○政府委員(高松敬治君) こういう米軍なり米軍の施設・区域について金をその周辺に非常に多く出して、そうしていわば金でつて仕事をやっておるではないか、こういうお話でございますが、しかし、私ども考えますのは、やはりそういう施設・区域があることによつて、あるいは演習場とか射撃場とか、そういうものがあることによつて一般の住民が非常に被害を受ける、あるいは町の発展が阻害されるというふうな問題がいろいろあるわけでございます。そういうことに対しては、やはり政府としてはできるだけそういう障害を除く、あるいは民生の安定にとつて、そういう何といひますか、そういう施設・区域があることによつて受ける不利益というものをできるだけ少なくするようにというふうに考えていくのも、私

これは政権を持つておる者の一つの悩みでもあるわけであります。演習場が富士周辺にないことが好ましいことは国民だれもがそう思うに違いない。一方において、安保条約、これは日本の国防上必要であるという立場に立つて、そういう現実の中でどうして富士の自然の環境を保護していくかということが、この問題ばかりでないですね。そういう問題というものが、現実政治を担当しておる者としてはそういう問題にぶつかるわけですね。この問題もやっぱりその一つである。だから私は考えておることは、そういう現実がある、この問題の背景の中には、時間をかけて、やはりこれはないほうが好ましいんですから、一ベンにこの問題を解決することはできないけれども、時間をかけて理想に近づけていく努力はしなけりやならぬ。現実、こうあるわけですから、その中でできることといえば富士の、このやっばり国民の非常に象徴的な地域ですから、その環境というものを、与えられた条件の中で環境をできるだけ保全していくために最善を尽くしたい。だから、いま岩間さん、いまごろから名前をまだぐずぐず言うのかと言うのですが、私も、これに環境という名前が、環境保全ということをはっきりこの法案の性格に、名前から性格づける上においてもはっきりしておいたらいというところでやっておるわけですね。だから整備といっても、それはやはり基地を置くための整備ではない。富士の自然的な環境を保全するための整備である。だから、みな整備というものの中には前提がある。それは富士の環境の保全である。その上に立つて必要な整備をやっているというわけでありますから、基地はもう取り払ってしまえという岩間委員のお立場からすれば、私の申し上げておることが非常にもの足らなく感ぜられるでしょうが、まあ現実政治をやっておる者としては、そういう条件の中で最善を尽くしたいというのが環境庁長官の心境でございます。

○岩間正男君 最後に、この総括責任者である防衛庁長官に最後にただしておきます。

先ほどの関連で、私は入り会ひ権の問題が明確にならないうちは必ずこの使用転換を強行すべきではないという問題、もう一つは、新たな問題としては、このような疑義のあるこの予算の執行が現に問題になっているんです。したがって、これについては十分にこの正体を明らかにするまで、この二つの条件からいえば、当然この使用転換の強行はすべきじゃない。とりあえず、少なくともそれだけのことはお約束いただけたらと思うのであります。いかがでしょうか。

○国務大臣(増原憲吉君) この入り会ひの關係は、担当の法制局長官のところへ急いで具体的な問題についての新判例の適用ということについて検討してもらっております。急いでその結論を示しをするようにいたします。私もこの何と申しますか、申し合わせの実行、暫定使用なり本使用なりについての話し合いをいま進めておる段階でございます。これは強行をするなというふうな形のものでございませんで、これはその方向を進めさせていただくようにしたい、かように考えておるわけでございます。

○委員長(高田浩運君) 本件に関する本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(高田浩運君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木強君が委員を辞任され、その補欠として上田哲君が選任されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十分散会

三月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願(第六四三三号)(第六四四四号)(第六四五五号)(第六四六六号)(第六四七七号)(第六四八八号)(第六六七七号)(第六七五五号)

一、終戦直後海軍刑法による厚木航空隊員受刑

者の名譽回復措置に関する請願(第六五〇号)

一、公務員の年金スライド制の早期実現に関する請願(第六七六号)(第六八〇号)(第六八一七号)(第六八一七号)

第六四三三号 昭和四十八年二月二十六日受理
診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願
請願者 長野市北石堂町一、一七三長野県放射線技師会内 高橋善助外百五名
紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第六四四四号 昭和四十八年二月二十六日受理
診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願
請願者 高知市丸ノ内一ノ七ノ四五高知県放射線技師会内 島中武治外九十名
紹介議員 濱田 幸雄君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第六四五五号 昭和四十八年二月二十六日受理
診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願
請願者 大分市長浜町二ノ一三三三三三三放射線技師会内 藤延益見外八十三名
紹介議員 工藤 良平君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第六四六六号 昭和四十八年二月二十六日受理
診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願
請願者 富山市呉羽町六、九九二 椎原了哲外八十九名
紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第六四七七号 昭和四十八年二月二十六日受理
診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市星陵町一ノ一宮城県放射線技師会内 佐々木清之外百七十九名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第六四八八号 昭和四十八年二月二十六日受理
診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願
請願者 滋賀県長浜市八幡町六三一滋賀県放射線技師会内 木村秀夫外五十七名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第六六七七号 昭和四十八年二月二十七日受理
診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願
請願者 名古屋市中区和鶴舞町六五愛知県放射線技師会内 松浦浩外三百十四名
紹介議員 橋本 繁蔵君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第六七五五号 昭和四十八年二月二十七日受理
診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願
請願者 佐賀県藤津郡堀田町五町田佐賀県放射線技師会内 宮崎安外四十九名
紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第六四三三号 昭和四十八年二月二十六日受理
診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願
請願者 富山市呉羽町六、九九二 椎原了哲外八十九名
紹介議員 杉原 一雄君

第六五〇号 昭和四十八年二月二十六日受理
終戦直後海軍刑法による厚木航空隊員受刑者の名
誉回復措置に関する請願

請願者 福岡市中央区平尾三ノ二七ノ三〇
河村寿栄雄外百十八名

紹介議員 長屋 茂君

この請願の趣旨は、第五四一号と同じである。

第六七六号 昭和四十八年二月二十七日受理
公務員の年金スライド制の早期実現に関する請願
(一通)

請願者 愛知県瀬戸市西追分町一四二 加
藤繁太郎外九千五百三十四名

紹介議員 占部 秀男君

年金受給者の生活の安定のみならず現職公務員の
将来に対する不安を解消し、公務の能率の運営に
資するため、左記事項の実現を図りたい。

一、公務員共済制度の特殊性を考慮し、公務員の
給与改定に即応して年金額を改定すること。

二、スライド制実施の前提条件として、年金改定
の基礎となる仮定給料の水準と現職公務員の給
与水準との較差を是正すること。

理 由

公務員に支給される年金は、適当な生活が保障さ
れるたよりがないものであるとなければならぬ
が、毎年政策的に増額改定をされてはいるもの
の、年金改定の基礎となる仮定給料水準が四万六
千円、現職公務員給与水準が九万一千円と相当の
差が生じており、年金の実質的価値の低落を招来
し、他に収入のない年金受給者は相次ぐ生活費の
急増の脅威にさらされ深刻な様相を帯びつつあ
る。こうした実情から、経済変動に対応し年金の
実質的価値を維持する年金の自動スライド制の完
全実施について、再三にわたり要望してきてお
り、また、国会においてたび重なる附帯決議を行
なっているにもかかわらず、いまだ何等の具体的
実施措置が講ぜられていないことは憂慮に堪えな
い。

第六八〇号 昭和四十八年二月二十八日受理
公務員の年金スライド制の早期実現に関する請願

請願者 山口県下関市大学町二丁目 黒瀬
豊外三千二百四十五名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八一号 昭和四十八年二月二十八日受理
公務員の年金スライド制の早期実現に関する請願

請願者 神奈川県横浜須賀町追浜本町一ノ七
二 藤井照生外千四百五十四名

紹介議員 神沢 淨君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第六八二号 昭和四十八年二月二十八日受理
公務員の年金スライド制の早期実現に関する請願

請願者 熊本市西原二ノ三四ノ五 杉山行
春外六千五百二十三名

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、靖国神社の国家管理反対に関する請願(第
七四九号)(第七五〇号)(第七五一号)(第七五
二号)(第七五三号)(第七六一号)(第七八一
号)(第七八二号)(第七八三十一号)(第七八四
号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第
七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九
一六号)(第七九二六号)(第七九三三三号)(第七九
四号)(第七九八六号)

一、診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に
関する請願(第八一〇号)

一、非核三原則立法化等に関する請願(第八一
二号)(第八一三三三三)

一、終戦直後海軍刑法による厚木航空隊員受刑
者の各答回復措置に関する請願(第八三三三三)

第七四九号 昭和四十八年三月三日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都板橋区小茂根四ノ二八ノ一
五 馬目文子外七十九名

紹介議員 成瀬 幡治君

靖国神社の国家管理に反対する。

理 由

靖国神社の国家管理は、日本国憲法(第20・89条)
に違反し、国民の思想と良心の自由を圧迫し、ふ
たたび戦争犠牲者をつくる危険がある。また、政
治が宗教に干渉するのは、国民の思想統制と弾圧
への第一歩である。

第七五〇号 昭和四十八年三月三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 愛媛県新居浜市泉川甲四、一五二
ノ四 井村善男外九十七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七五一号 昭和四十八年三月三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 愛媛県南宇和郡城辺町沖二区 中
田道子外九十九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七五二号 昭和四十八年三月三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 福岡県春日市春日台二二 伊藤稔
外五十三名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七五三三三 昭和四十八年三月三日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都渋谷区代々木三ノ三七ノ一
野呂恵理外九十八名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七六一号 昭和四十八年三月五日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町一ノ五二〇
東海林勲外七十七名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七八一号 昭和四十八年三月五日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 埼玉県岩槻市大字太田一四六ノ二
高橋あい子外百三名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第七八二号 昭和四十八年三月五日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 京都市上京区黒門通一条上ル 角
田幸子外七十五名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八三十一号 昭和四十八年三月六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 大阪府池田市石橋二ノ六ノ二六
仙波和枝外三十名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八四四号 昭和四十八年三月七日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市岩園町三ノ三ノ四〇
八 近藤愛子外五十七名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八五八号 昭和四十八年三月八日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 東京都世田谷区北島山七ノ一八ノ

紹介議員 一三 宇野典子外八十名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八五九号 昭和四十八年三月八日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 横浜市旭区笹野台一九ノ七 石川

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八六〇号 昭和四十八年三月八日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 福島県耶麻郡山都町奉田九六七

渡辺君子外六十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八六一号 昭和四十八年三月八日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 福島県郡山市菜根五ノ二ノ二

田見外七十一名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八六二号 昭和四十八年三月八日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 愛媛県南宇和郡城辺町矢ノ町

尾定外九十九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八六三号 昭和四十八年三月八日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 岩手県二戸郡一戸町関尾七八

野サダ外百四名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八六四号 昭和四十八年三月八日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 福岡市博多区東雲町二丁目 吉田

信男外八十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八八六号 昭和四十八年三月八日受理

靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 京都府乙訓郡長岡町今里川原久保

一七ノ八 芦田しのぶ外七十四名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第八一〇号 昭和四十八年三月五日受理

診療放射線技師(国家公務員)の待遇改善に関する請願

請願者 熊本県菊池郡西合志町 大字須屋

二、六五九熊本県放射線技師会内

広瀬静雄外百四十二名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二六〇号と同じである。

第八一二号 昭和四十八年三月六日受理

非核三原則立法化等に関する請願

請願者 神戸市生田区下山手通七ノ二協同

工業会館内原水爆禁止兵庫県連絡

協議会内 多田英次外二千百九十九

七名

紹介議員 岩間 正男君

国会は「核兵器をつくらず、もちこまず」

の「非核三原則」を保障する立法措置を講ずると

ともに、核兵器の完全禁止、さしあたり核兵器使

用禁止の国際協定実現を各国に求める決議を行な

われない。

第八一三三号 昭和四十八年三月六日受理

非核三原則立法化等に関する請願

請願者 新潟県長岡市四郎九ノ二四ノ六

北原六松外六千八百八十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第八三二二号 昭和四十八年三月六日受理

終戦直後海軍刑法による厚木航空隊員受刑者の名

誉回復措置に関する請願

請願者 広島県佐伯郡五日市町佐方一二五

ノ二二 今井和夫外百十二名

紹介議員 柴立 芳文君

この請願の趣旨は、第五四一号と同じである。

三月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件

を付託された。

一、国家公務員災害補償法の一部を改正する法

律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百

九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十三条から第九十五条ま

での規定に基づき、同法」を削り、「に對する補

償」を「又は通勤による災害に對する補償」に、

「公務上の災害を」を「公務上の災害又は通勤に

よる災害を」に改め、同条の次に次の一条を加え

る。

(通勤の定義)

第一条の二 この法律において「通勤」とは、職

員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、

合理的な経路及び方法により往復することをい

い、公務の性質を有するものを除くものとす

る。

2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同

項の往復を中断した場合においては、当該逸脱

又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項

の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断

が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活

上必要な行為をやむを得ない事由により行なう

ための最小限度のものである場合は、当該逸脱

又は中断の間を除き、この限りでない。

第四条第三項中「左の」を「次の」に、「但し」

を「ただし」に改め、同項第一号中「又は」を「若

しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若

しくは」に改め、同項第三号中「責」を「責め」に

改める。

第五条を次のように改める。

(損害賠償との調整等)

第五条 国が国家賠償法(昭和二十二年法律第百

二十五号)民法(明治二十九年法律第八十九号)

その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場

合において、この法律による補償を行なつたと

きは、同一の事由については、国は、その価額

の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者

が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の

法律による損害賠償を受けたときは、国は、

その価額の限度において補償の義務を免れる。

第六条の見出しを削る。

第八条中「災害」の下に「又は通勤による災害」

を加える。

第十条中「又は疾病」を「若しくは疾病にかか

り、又は通勤により負傷し、若しくは疾病」に、

「行い」を「行ない」に改める。

第十二条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、

又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第十三条第一項中「又は」を「若しくは疾病に

かかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改

め、同条第五項中「又は」を「若しくは疾病又は

通勤による負傷若しくは」に、「行い」を「行なう」

に改める。

第十四条中「公務上の負傷」を「公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは」に改め、「身体障害」の下に「若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害」を加える。

第十五条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える。

第十七条の六第一項中「死亡」の下に「又は通勤による死亡」を加える。

第十八条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加え、「行う」を「行なう」に、「平均給与額の六十日分に相当する」を「通常葬祭に要する費用を考慮して人事院規則で定める」に改める。

第二十一条中「又は」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」に改める。

第二十二条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第二十三条中「ついでには、」の下に「これに相当する」を加え、「災害補償」を「業務上の災害に対する補償又は通勤による災害に対する保険給付」に改める。

第二十四条第一項中「行う」を「行なう」に改め、「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第二十七条第一項中「公務上の災害」の下に「若しくは通勤による災害」を加え、「又は病院を」又は病院」に改める。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）は、実施機関の長又は補償を受けようとする者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に

関し、無料で証明を行なうことができる。

第三十二条の次に次の一条を加える。

（通勤による災害に係る費用の一部の負担等）
第三十二条の二 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）は、一部負担金として、二百円をこえない範囲内で人事院規則で定める金額を国に納付しなければならない。

2 この法律により前項の職員に支払うべき補償金がある場合は当該補償金がない場合において当該職員に支払うべき給与があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれその支払うべき補償金又は給与から前項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて国に納付することができる。

第三十三条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加え、「基いて」を「基づいて」に改める。

附 則

（施行期日等）

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第...号）の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第六条の改正規定並びに第十八条の改正規定（公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国家公務員災害補償法（他の法律において準用する場合を含む。以下この項において「新法」という。）第八条、第十条、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第十五条、第十八条（公務上の死亡に係る葬祭補償に関する部分を除く。）、第二十一条並びに第二十二条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する新法第一条第一項に規定する通勤による災害（以下「通勤災害」という。）について適用する。

（健康保険法の一部改正）
第二条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ七中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」の下に「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依ル場合ヲ含ム）」を加える。

（特別職の職員の給与に関する法律の一部改正）
第三条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公務」の下に「又は通勤」を加える。

第十五条中「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

（防衛庁職員給与法の一部改正）
第四条 防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「公務」の下に「又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。第二十二條第一項及び第二十七條第一項において同じ。）」を加える。

第二十二條第一項中「公務」の下に「又は通勤」を加える。
第二十七條第一項中「（昭和二十六年法律第九十一号）」を削り、「公務上の災害」の下に「又は通勤に因る災害」を加える。

（防衛庁職員給与法の一部改正に伴う経過措置）
第五条 前条の規定による改正後の防衛庁職員給与法第二十二條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する改正後の同法第一条に規定する通勤による災害について適用する。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）
第六条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）」の下に「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依ル場合ヲ含ム）」を加える。

他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。を加え、同条第四項中「労働者災害補償保険法」の下に「国家公務員災害補償法」を加える。

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第七條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第六十條に次の一項を加える。
2 療養の給付又は療養費の支給は、同一の病氣又は負傷に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、行なわれない。

第六十三條に次の一項を加える。
4 埋葬料は、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、支給しない。

第六十六條に次の一項を加える。
7 傷病手当金は、同一の傷病に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る休業補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、支給しない。

第八十一條第二項中「とする」を「と、同法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、同一の傷病につき継続してこれらの補償を受けている者にあつては、」国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償の開始後三年を経過するまでの間にあつた時又はなおならないがその期間を経過した時」とする」に改める。

第八十三條に次の一項を加える。
7 第四項に規定する廃疾年金を受ける権利を有していた者で、同一の廃疾に関し、国家公務員災害補償法の規定による通勤による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受けていたものに対する同項及び第五項の規定

の適用については、第四項中「金額（公務に
よらない廃疾年金にあつては、俸給十二月分
を加算した金額）」とあるのは「金額」と、第
五項中「公務によらない廃疾年金に係る場合
にあつては、俸給十二月分に達するまでの金
額については廃疾一時金と、その残額につい
ては退職一時金と、公務による廃疾年金に係
る場合にあつては、退職一時金と、それぞ
れ」とあるのは「退職一時金」とする。
第八十六条の見出し中「公務による」を削
り、同条の次に次の一条を加える。

第八十六条の二 組合員期間が十年をこえる者
に支給する公務によらない廃疾年金は、同一
の廃疾に關し、国家公務員災害補償法の規定
による通勤による災害に係る障害補償年金又
はこれに相当する補償が支給されることとな
つたときは、これらが支給される間、次の各
号に掲げる者の区分により、その額のうち、
その算定の基礎となつた俸給年額に当該各号
に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金
額の支給を停止する。

一 組合員期間が二十年未満である者 組合
員期間が十年をこえる年数一年につき百分
の一
二 組合員期間が二十年以上である者 百分
の十

2 公務によらない廃疾年金で、前項の規定に
よりその額のうち一部の金額の支給が停止さ
れているものの額は、その額が、当該公務傷
病によらない廃疾が公務傷病によるものであ
るとしたならば当該廃疾について支給される
べき公務による廃疾年金の額をこえるとき
は、当該廃疾年金の額に相当する額とする。
第八十七條に次の一項を加える。

4 廃疾一時金は、同一の廃疾に關し、国家公
務員災害補償法の規定による通勤による災害
に係る障害補償又はこれに相当する補償が行
なわれるときは、支給しない。
第二百二十条第一項中「公務」の下に「若しく

は国家公務員災害補償法に規定する通勤若しく
はこれに相当する通勤」を加える。

第二百二十一条第一項中「公務」の下に「若し
くは国家公務員災害補償法に規定する通勤若
しくはこれに相当する通勤」を加え、同条第
二項中「公務」の下に「又は国家公務員災害
補償法に規定する通勤若しくはこれに相当す
る通勤」を加える。

附則第十三条の六第一項中「として」を
「と、第八十六条の二第二項中「組合員期間」
とあるのは「衛視等であつた期間」と、「俸
給年額」とあるのは「附則第十三条の二第二
項に規定する衛視等の俸給年額」として」に
改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過
措置）
第八八条 前条の規定による改正後の国家公務員共
済組合法第二百二十条及び第二百二十一条の規定
は、この法律の施行の日以後に発生した事故に
起因する通勤災害又はこれに相当する通勤によ
る災害について適用する。

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）
第九九条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八
年法律第二百四十五号）の一部を次のように改
正する。

第二十五条中「並びに第七十二条第二項及び
第三項」を「第六十条第二項、第六十三条第
四項、第六十六条第七項、第七十二条第二項及
び第三項、第八十一条第二項中国国家公務員災害
補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規
定による通勤による災害に係る療養補償又はこ
れに相当する補償を受けている者に關する部
分、第八十三条第七項、第八十六條の二並びに
第八十七條第四項」に改める。

（裁判官の災害補償に關する法律の一部改正）
第十條 裁判官の災害補償に關する法律（昭和三十
五年法律第百五号）の一部を次のように改正す
る。
本則中「災害」の下に「又は通勤による災害」

を加える。
（地方公務員等共済組合法の一部改正）
第十一條 地方公務員等共済組合法（昭和三十七
年法律第百五十二号）の一部を次のように改正
する。

第四百二十二条第二項の表上欄中「第八十八條第四項及び第五項」を削り、同表中
しを含む。の項の次に次のように加える。

第五十五条の二		第二条第二項	
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）		第一条の二	
第六百四十二条第二項の表上欄中「第八十八條第四項及び第五項」を削り、同表中		国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）	
第八十六條第二項		国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）	
地方公務員災害補償法		国家公務員災害補償法	
第九十二條の二		国家公務員災害補償法	
第八十八條第四項及び第五項		国家公務員災害補償法	
第五項		国家公務員災害補償法	
給料		俸給	

改め、同表上欄中「第九十一條」を「第九十一條
の二第一項」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部改正）
第十二條 国家公務員災害補償法の一部を改正す
る法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部
を次のように改正する。

附則第六條第一項中「公務上」の下に「死亡
し、又は通勤により」を加え、同条第三項中「（昭
和四十七年法律第七十九号）」を「（昭和四十八年
法律第 号）」に改める。

（國際機關等に派遣される一般職の國家公務員
の処遇等に關する法律の一部改正）
第十三條 國際機關等に派遣される一般職の國家
公務員の処遇等に關する法律（昭和四十五年法
律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項及び第三項中「業務上の災害」
の下に「又は通勤による災害」を加える。

第七條第二項中「第八十一條第二項、第八十
六條若しくは第九十二條」及び「第八十六條第
二項、第九十一條若しくは第九十七條」を削
り、「業務上の災害」の下に「又は通勤による
災害」を加え、「療養補償又は障害補償年金若
しくは遺族補償年金の支給」を「補償」に「当
該療養補償障害補償年金又は遺族補償年金」を
「同法の規定による補償」に改める。

（昭和四十二年度以後における國家公務員共済
組合等からの年金の額の改定に關する法律等
の一部を改正する法律の一部改正）
第十四條 昭和四十二年度以後における國家公務
員共済組合等からの年金の額の改定に關する法
律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律
第 号）の一部を次のように改正する。

附則第四條に次の一項を加える。
4 前項の規定によりなおその効力を有するこ
ととされる改正前の法第九十三條の規定によ
る遺族一時金は、國家公務員災害補償法（昭

和二十六法律第九十一号）の規定による通動による災害に係る遺族補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、支給しない。

（昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第十五条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第四項中「相当する給付」の下に「（地方公務員等共済組合法第百四十二条第一項の規定により同法の適用を受ける国家公務員にあつては、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定による通動による災害に係る遺族補償）を加える。

三月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年以後における公共企業体

職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

（昭和四十八年度における旧法による退職年金等の額の改定）

第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の七の仮定俸給（同条第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金、前条第二項の規定により同項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金又は同条第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金）に改定する。

第二条の五 次の次に次の一条を加える。

第一条の五 次の次に次の一条を加える。

第一条の五 次の次に次の一条を加える。

第一条の五 次の次に次の一条を加える。

第一条の五 次の次に次の一条を加える。

第一条の五 次の次に次の一条を加える。

第一条の五 次の次に次の一条を加える。

第一条の五 次の次に次の一条を加える。

第一条の五 次の次に次の一条を加える。

については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替へて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

第二条の五 次の次に次の一条を加える。

（昭和四十八年度における旧法による障害年金等の額の改定）

第二条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の七の仮定俸給（同条第四項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第二項若しくは第三項の規定により改定された年金）に改定する。

第三条の五 次の次に次の一条を加える。

第三条の五 次の次に次の一条を加える。

第三条の五 次の次に次の一条を加える。

第三条の五 次の次に次の一条を加える。

第三条の五 次の次に次の一条を加える。

第三条の五 次の次に次の一条を加える。

の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の八に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千元を加えた額）

二 殉職年金 二十九万六千六百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

四 前項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、同項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円（そのうち二人までは、一人につき九千六百円）を加えた額をその改定する額とする。

五 第三項の場合において、殉職年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、同項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額をその改定する額とする。

一 扶養遺族が一人である場合 九千六百円

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万四千四百円

六 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替へて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

第三条第一項中「死亡を含む。以下同じ」を「死亡を含む。以下第三條の六までにおいて同じ」に改める。

（昭和四十八年度における法による退職年金等の額の改定）

第三条の六 昭和四十五年三月三十一日以前に

法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、前条第一項又は第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつて、俸給年額（同条第三項において準用する第一項第六項の規定により従前の年金額をもつて改定した年金額）に、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額）に、一・一三四を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額（第三項の四第二項の規定によりその年金額を改定した年金にあつては、同項の規定により俸給年額とみなされた額）に、次の各号に掲げる退職の時期の区分に応じ当該各号に掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

1 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで 一・一三四
2 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで 一・一〇五
3 前二項の規定を適用する場合において、その組合員期間のうち実在職した期間（組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組

合員であつた期間とみなされた期間とする。）が当該年金に關し次に掲げる期間に達している者に係る年金で、七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前二項において法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなされる額に、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）附則第三条第一項の規定を参酌して政令で定める額を加えた額を前二項において法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなすものとする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 退職年金又は減額退職年金 その者が退職時の条件により退職年金を受けるため必要とされる最短期間
二 廃疾年金 その者が当該廃疾年金を受けなかつたならば受けることができた退職年金に係る前号に掲げる期間
三 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者の死亡を給付事由とする遺族年金 その死亡した者が受ける権利を有していた退職年金又は減額退職年金に係る第一号に掲げる期間
四 廃疾年金を受ける権利を有する者の死亡を給付事由とする遺族年金 その死亡した者が受ける権利を有していた廃疾年金に係る第二号に掲げる期間
五 組合員の死亡を給付事由とする遺族年金 十年

4 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。
5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第三項の規定の適用がある第一項又は第二項の規

定に準じてその額を改定する。
6 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。
第五条第一項中「第二条の五」を「第二条の六」に、「第四条」を「第五条」に改め、同条第二項中「第三条の五」を「第四条」に改め、同条を第七条とし、第四条の二を第六条とし、第四条の見出しを（沖繩の経済法による長期給付の額の改定）に改め、同条中「規定により」を「規定又は法附則第二十六條の九の政令の規定により」に改め、「昭和四十七年十月分以後」及び「第五条の五第一項から第五項まで」を削り、同条を第五条とし、第三条の六の次に次の一条を加える。
（昭和四十八年度における法による通算退職年金の額の改定）

第四条 昭和四十七年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。）については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、当該通算退職年金を法の規定による退職年金とみなし、かつ、当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた俸給に十二を乗じて得た額をそのみなされた退職年金の算定の基礎となるべき俸給年額とみなし、昭和四十年改定法及びこの法律の規定によりそのみなされた退職年金の額を改定するものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、第一項に相当する額
二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十に相当する額

一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、同項の規定により改定した額に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を乗じて得た額に改定する。
一 前項第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ別表第三に定める日数を乗じて得た金額
二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ別表第三の二に定める率を乗じて得た金額
3 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金額を改定する場合について準用する。
4 昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。）については、同年十一月分以後、その額を、第一項第一号に掲げる金額及び第二項に規定する割合を考慮して政令で定めるところにより算定した額に改定する。

5 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。
別表第一の七の次に次の一表を加える。
別表第一の一

別表第一の七の	
仮定俸給	仮定俸給
一六、四九〇円	二〇、三四〇円
一六、九四〇	二〇、九二〇
一七、三四〇	二一、四〇〇
一七、九〇〇	二一、〇九〇
一八、二四〇	二二、五一〇
一八、八七〇	二三、二九〇

一九八〇〇	二四四三〇
二〇、七五〇	二五六一〇
二一、六九〇	二六七七〇
二二、六六〇	二七、九六〇
二三、六一〇	二九、一三〇
二四、五九〇	三〇、三三〇
二五、一九〇	三一、〇八〇
二五、八〇〇	三一、八三〇
二六、五一〇	三二、七一〇
二七、五〇〇	三三、九四〇
二八、三七〇	三五、〇一〇
二九、一八〇	三六、〇〇〇
三〇、一五〇	三七、二一〇
三一、一四〇	三八、四三〇
三二、一二〇	三九、七六〇
三三、一九〇	四一、〇九〇
三四、六六〇	四二、七六〇
三五、五〇〇	四三、八一〇
三六、六一〇	四五、一八〇
三七、六八〇	四六、四九〇
三八、八三〇	四九、一四〇
四〇、三八〇	四九、八四〇
四二、〇四〇	五一、八七〇
四四、二二〇	五四、五七〇
四六、六四〇	五七、五四〇
四七、八六〇	五九、〇六〇
四九、〇三〇	六〇、五一〇
五〇、七二〇	六二、五八〇
五一、七〇〇	六三、八〇〇
五四、五八〇	六七、三四〇
五六、〇〇〇	六九、〇九〇
五七、四七〇	七〇、九三〇
六〇、三五〇	七四、四六〇
六三、一三〇	七八、〇三〇
六三、九九〇	七八、九六〇
六六、三七〇	八一、九一〇
六九、七六〇	八六、〇八〇
七三、一三〇	九〇、二三〇
七五、一九〇	九二、七八〇

七七、二〇	九五、二八〇
八一、三二〇	一〇〇、三四〇
八五、四二〇	一〇五、四一〇
八六、二四〇	一〇六、四一〇
八九、五〇〇	一〇、四四〇
九三、六二〇	一五、五三〇
九七、七二〇	二〇、五九〇
一〇一、八〇〇	二五、六三〇
一〇四、三六〇	二八、七九〇
一〇七、一二〇	三二、一八〇
一一一、四〇〇	三八、七〇〇
一一七、七四〇	四五、二九〇
一二〇、四三〇	四八、六二〇
一二三、〇四〇	五一、八三〇
一二八、三四〇	五八、三八〇
一三〇、七七〇	六一、三六〇
一三三、六四〇	六四、九二〇
一三八、九四〇	七一、四四〇
一四四、七二〇	七八、五八〇
一四七、六九〇	八二、二五〇
一五〇、五一〇	八五、七三〇
一五三、四六〇	八九、三七〇
一五六、三一〇	九二、八八〇
一六二、〇八〇	一〇〇、〇〇〇
一六七、八五〇	一〇七、一三〇
一七〇、七〇〇	一一〇、六四〇
一七三、六三〇	一二四、二五〇
	一二二、一六〇
	一二〇、〇八〇
	一二三、九八〇
	一三七、九九〇

備考

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給の額が一六、四九〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・二三四を乗じて得た金額(一〇円に満たない端数があるときは、

これを四捨五入して得た金額をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の七の次に次の一表を加える。
別表第三の八

別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給	率
二五、六三〇円以上のもの	一三・〇割
一一五、五三〇円をこえ一二五、六三〇円未満のもの	一三・八割
一一〇、四四〇円をこえ一一五、五三〇円以下のもの	一四・五割
一〇六、四一〇円をこえ一一〇、四四〇円以下のもの	一四・八割
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの	一五・〇割
七〇、九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの	一五・五割
六三、八〇〇円をこえ七〇、九三〇円以下のもの	一六・一割
五一、八七〇円をこえ六三、八〇〇円以下のもの	一六・九割
四九、八四〇円をこえ五一、八七〇円以下のもの	一七・四割
四六、四九〇円をこえ四九、八四〇円以下のもの	一七・八割
四五、一八〇円をこえ四六、四九〇円以下のもの	一九・〇割
四三、八一〇円をこえ四五、一八〇円以下のもの	一九・三割
三八、四三〇円をこえ四三、八一〇円以下のもの	一九・八割
三三、九四〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの	二〇・二割
三一、七一〇円をこえ三三、九四〇円以下のもの	二〇・九割
三一、八三〇円をこえ三一、七一〇円以下のもの	二一・九割
三一、〇八〇円をこえ三一、八三〇円以下のもの	二二・七割
三〇、三三〇円をこえ三一、〇八〇円以下のもの	二三・〇割
二九、一三〇円をこえ三〇、三三〇円以下のもの	二三・四割
二七、九六〇円をこえ二九、一三〇円以下のもの	三四・五割
二七、九六〇円以下のもの	三五・一割

別表第四の七の次に次の一表を加える。
別表第四の八

障害の等級	年 金 額
一級	一、二八三、〇〇〇円
二級	一、〇三九、〇〇〇円
三級	八三四、〇〇〇円
四級	六二九、〇〇〇円
五級	四八八、〇〇〇円
六級	三七二、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「六二九、〇〇〇円」と、「二二一、〇〇〇円」とあるのは「七三一、五〇〇円」と読み替えるものとする。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）
 第二条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第十六条の次に次の一条を加える。

(通勤災害に関する特例)

第十六条の二 第三十二条、第三十九条、第四十条、第四十六条、第五十五条又は第五十七条の規定による給付は、その給付事由となる事故が国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤によるものであるときは、これを行なわない。

第十八条第二項及び第二十三条中「遺族一時金」を削る。

第二十五条第一項を次のように改める。

第二十五条 この法律において「遺族」とは、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの。ただし、子及び孫については、十八歳未満でまだ婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時から引き続き別表第四に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限る。

二 組合員期間が十年以上である組合員又は組合員であつた者の配偶者(前号に掲げる配偶者に該当するものを除く。)

第二十五条第二項中「前項」を「前項第一号」に改める。

第二十六条第一項中「前条第一項に掲げる」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十八条第七号を次のように改める。

七 削除

第五十四条第四項中「四百六十円」を「九百二十円」に改める。

第五十八条第一項中「十年」を「一年」に改め、同条第二項第二号中「十年以上二十年」を「一年以上二十年」に、「十年以上十一年」を「一年以上十一年」に改める。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

第六十一条の二 第三項中「四百六十円」を「九百二十円」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、通算退職年金の年額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合においてその年額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された年額と同一の額とする。

第七十八条第二項を削る。

第八十二条の次に次の一条を加える。

(公団等に転出した復帰希望職員についての特例)

第八十二条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特別の法律により設立された法人でその業務が各公共企業体の事務又は事業と密接な関連を有するもの(日本国有鉄道にあつては、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団及び本州四国連絡橋公団並びに政令で定めるものとする。以下この条において「公団等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下この条において「公団等職員」という。)となるため退職した場合において、その者が、その公団等職員となつた日から六十日以内に、運営規則で定めるところにより、その引き続き再び組合員の資格を取

得したとき(以下この条において「復帰したとき」という。)の第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続き公団等職員である間、その支払を差し止める。

2 復帰希望職員が引き続き公団等職員として在職し、引き続き復帰したとき(その後六月以内に退職したときを除く。第四項において同じ。)又は公団等職員である間に死亡したとき(その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く。同項において同じ。)は、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなし、当該公団等職員であつた間引き続き組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団等職員であつた間に病氣にかかり、又は負傷したことによる廃疾給付については、この限りでない。

3 復帰希望職員及び公団等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章(第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同章の規定中「組合員」とあるのは「復帰希望職員」と、第六十四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十六條第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公団等は、次に掲げる金額を」と、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団等若しくは公共企業体」と読み替えるものとする。

4 復帰希望職員が公団等職員として在職しな

くなつたとき(引き続き復帰したとき及び公団等職員である間に死亡したときを除く。)

は、組合は、主務省令で定めるところにより、当該復帰希望職員及び公団等に対し、これらの者が負担した掛金又は負担金を返還しななければならない。

5 復帰希望職員がその転出に引き続き公団等職員である期間に引き続き当該公共企業体に係る公団等の公団等職員である間は、前各項の規定の適用については、引き続き公団等職員である間に含まれるものとする。

附則第五條第一項第一号中「及び第十項」を「第十項、第十二項及び第十四項」に改め、同号中「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同項第五号中「第八号並びに」を削り、その後引き続き「を」その後他に就職することなく政令で定める期間内に、その帰国後引き続き「を」その帰国後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改め、「及び第八号」を削る。

附則第六條第五項中「十年」を「一年」に改め、同条第六項中「六十五歳」を「六十歳」に、「前項又は附則第十四条第四項」を「又は前項」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二十一号)以下(昭和四十一年法律第二十一号)」という。附則第六條を「法律第五十五号附則第十四条」に改める。

附則第七條の次に次の一条を加える。

(遺族一時金)

第七條の二 昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第一号)の施行の際に組合員の資格を有していた組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡したときは、その者の配偶者(当該組合員の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者を除く。)に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

3 第十五条第二項、第十八条第二項及び第二十三条の規定は、遺族一時金の支給について準用する。

4 第一項の規定により遺族一時金を支給すべき場合において、第五十八条第一項の規定により遺族年金の支給を受けるべき者があるときは、当該遺族一時金の支給と当該遺族年金の支給との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第八條第二項中「第五十九條第二項」を「前條第二項」に改める。

附則第十一條第一項第七号中「又は同法附則第四十三條に規定する法人の職員」を「若しくは同法附則第四十三條に規定する法人の職員又は同法附則第四十三條の第二項に規定する外国特殊機關職員」に、「又は法人の職員」を「若しくは法人の職員又は外国特殊機關職員」に改め、同項第八号を削る。

附則第十三條第二項を削り、同條第三項中「組合員期間十年未満の更新組合員又は」を削り、「前二項」を「前項」に改め、「及び第五十九條第一項」を削り、「支給し、遺族一時金は支給しない」を「支給する」に改め、同項を同條第二項とする。

附則第十四條第四項を削る。

附則第十四條の二第二項中「六十五歳」を「六十歳」に、「昭和四十一年法律第二百一十一號附則第六條」を「法律第二百五十五號附則第十四條」に改める。

附則第十四條の三中「附則第六條第五項及び附則第十四條第四項」を「及び附則第六條第五項」に改める。

附則第二十四條第一項中「公庫等の職員」を「同法第二百二十四條の二第一項に規定する公庫等職員」に、「又は公庫等の職員」を「又は公庫等職員」に改める。

附則第二十五條第一項中「死亡したときは」を「死亡し、若しくは国家公務員として在職した後公庫等職員となり、その職を退くことなくして死亡したとき（国家公務員共済組合法の規定により同法の組合員であつたものとみなされるときに限り、その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く）」に改め、同條第三項及び第四項中「国家公務員の下に」又は「公庫等職員」を加え、同條第五項中「国家公務員であつた期間」とあるのは「国家公務員又は公庫等職員であつた期間」とあるのは「国家公務員又は公庫等職員であつた期間」とあるのは「」に改める。

（日本専売公社法の一部改正）

第三條 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五號）の一部を次のように改正する。

第五十四條中「第三條第三項」を「第三條第二項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 公社は、その職員の通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一號）第一條の二に規定する通勤をいう）による災害に対し、政令で定めるところにより、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）第八章の規定による災害補償に準じた補償を行なうものとし、その補償に關しては、同法第七十八條及び第八十三條から第八十六條まで並びに国家公務員災害補償法第三十條の規定を準用する。

（日本国有鉄道法の一部改正）

第四條 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六號）の一部を次のように改正する。

第六十條中「第三條第三項」を「第三條第二項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 日本国有鉄道は、その職員の通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十

一）第一條の二に規定する通勤をいう。）による災害に対し、政令で定めるところにより、労働基準法第八章の規定による災害補償に準じた補償を行なうものとし、その補償に關しては、同法第七十八條及び第八十三條から第八十六條まで並びに国家公務員災害補償法第三十條の規定を準用する。

（日本電信電話公社法の一部改正）

第五條 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十號）の一部を次のように改正する。

第八十二條中「第三條第三項」を「第三條第二項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 公社は、その職員の通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一號）第一條の二に規定する通勤をいう）による災害に対し、政令で定めるところにより、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九號）第八章の規定による災害補償に準じた補償を行なうものとし、その補償に關しては、同法第七十八條及び第八十三條から第八十六條まで並びに国家公務員災害補償法第三十條の規定を準用する。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一條中公共企業体職員等共済組合法（以下「法」という。）第六十一條の二第五項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項の次に一項を加える改正規定、同法第八十二條の次に一項を加える改正規定及び同法附則第二十五條の改正規定並びに附則第三條から第六條まで この法律の公布の日

二 第二條中法第六條の次に一項を加える改正規定及び第三條から第五條まで 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第 号）の施行の日

三 第二條中法第五十四條第四項の改正規定及

び同法第六十一條の二第三項の改正規定 昭和四十八年十一月一日

（経過措置）

第二條 第二條の規定による改正後の法（以下「新法」という。）本則（第十六條の二、第五十四條第四項、第六十一條の二及び第八十二條の二を除く）並びに附則第七條の二及び第十三條第二項の規定は、次項の規定による場合を除き、この法律の施行後に給付事由が生じた給付について適用し、この法律の施行前に給付事由が生じた遺族年金及び遺族一時金については、なお従前の例による。

2 新法第十六條の二、第三條の規定による改正後の日本専売公社法第五十四條第二項、第四條の規定による改正後の日本国有鉄道法第六十條第二項及び第五條の規定による改正後の日本電信電話公社法第八十二條第二項の規定は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行後に発生した事故及びその事故に起因する通勤による災害について適用する。

3 次に掲げる場合における遺族については、第二條の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）の規定の例による。

一 この法律の施行前に給付事由が生じた給付の支給を受ける場合（法又は恩給に關する法令が改正された場合において、この法律の施行前に給付事由が生じた給付に代わり他の給付が支給されることとなるときは、その給付の支給を受ける場合を含む。）

二 この法律の施行前に組合員の資格を有していた者が死亡した場合において、その者が支給を受けるべき給付でその支払を受けなかつたものの支給を受けるとき。

三 この法律の施行前に組合員の資格を有していた者が死亡した場合において、弔慰金又は死亡一時金の支給を受けるとき。

四 この法律の施行の際組合員期間二十年未満で廃疾年金を受ける権利を有している者が死亡した場合において、新法第五十六條第三項

に規定する差額に相当する金額の支給を受けるとき。

五 新法附則第十三条第一項又は第二項の規定により遺族年金の支給を受ける場合

六 更新組合員の死亡について旧法附則第十三条第二項又は第三項の規定を適用したならばこれらの規定により遺族年金の支給を受けることができた場合において、新法第五十八条の規定による遺族年金の支給を受けるとき。

4 新法第六十一条の二第三項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行後に法の退職をした者に係る通算退職年金の額について適用し、同規定の施行前に法の退職をした者に係る通算退職年金の額については、別に定めがある場合を除き、なお従前の例による。

5 新法第六十一条の二第四項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に法の退職をした者に係る通算退職年金で同規定の施行後に給付事由が生じたものについても適用する。

6 新法附則第二十五条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際公庫等職員である者についても適用し、同規定の施行前に公庫等職員でなくなつた者については、なお従前の例による。

(日本鉄道建設公団法の一部改正)
第三条 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(新東京国際空港公団法の一部改正)
第四条 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

(本州四国連絡橋公団法の一部改正)
第五条 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条を次のように改める。

(日本鉄道建設公団等に転出した組合員に関する経過措置)

第六条 附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法附則第八条第一項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公団法附則第六条第一項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公団法附則第十四条第一項の規定によりした申出は、新法第八十二条の二第一項の規定によりした申出とみなす。

2 附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法附則第八条第二項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公団法附則第六条第二項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公団法附則第十四条第二項の規定により長期給付に申し組合員であつた期間とみなされた日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団又は本州四国連絡橋公団の職員であつた期間については、なお従前の例による。

3 附則第三条の規定による改正前の日本鉄道建設公団法附則第八条第三項若しくは第四項、附則第四条の規定による改正前の新東京国際空港公団法附則第六条第三項若しくは第四項又は前条の規定による改正前の本州四国連絡橋公団法附則第十四条第三項若しくは第四項の規定による掛金又は負担金の負担又は返還については、なお従前の例による。

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(住宅の防音工事の助成)

第三條の二 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひんぱんな実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設の周辺の区域に当該指定の際現に所在する住宅(人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下この条において同じ。)について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行なうときは、その工事に關し助成の措置をとるものとする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

三月二十三日本委員会に左の案件を付託された。

一、終戦直後海軍刑法による厚木航空隊員受刑者の名譽回復措置に関する請願(第八八九号)

(第九一五号)
一、退職教職員の恩給・年金の完全スライド制実施等に関する請願(第九一五号)

第八八九号 昭和四十八年三月九日受理
終戦直後海軍刑法による厚木航空隊員受刑者の名譽回復措置に関する請願(一通)

請願者 千葉県八日市場市平木三三、三七
四 川口芳郎外六百二十七名

紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第五四一号と同じである。

第九一五号 昭和四十八年三月十日受理
終戦直後海軍刑法による厚木航空隊員受刑者の名譽回復措置に関する請願(一通)

譽回復措置に関する請願

請願者 福岡市西区藤崎一ノ二四 福田智之

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第五四一号と同じである。

第九一五号 昭和四十八年三月十三日受理
退職教職員の恩給・年金の完全スライド制実施等に関する請願(一通)

請願者 千葉県佐原市新市場一五三 根本とみ外二千六百七名

紹介議員 占部 秀男君
退職教職員の恩給・年金を完全スライド制とし、その費用を全額国庫負担とするよう要請する。

第四号中正誤

ベジ 段 行 誤 正
九四九 九四九
二二 一といる
三 三から四 思んです
六 三から四 思んです

その 思んです

昭和四十八年四月十二日印刷

昭和四十八年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局